

地域づくり支援施策集



環境省



内閣府



総務省



国土交通省



Financial Services Agency



復興庁



文部科学省



経済産業省

MAFF
農林水産省



厚生労働省

農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課 農村活性化推進室

令和8年3月

はじめに

農林水産省では、食料・農業・農村基本計画に基づき、農村の振興を進めるため、関係府省とも連携して課題の解決を図ることとしています。

- 想定する読者

地域づくりに取り組む地方自治体職員等。

- 主な目的

地域づくりを支援するための施策に関する情報提供を行い、地域の課題解決のために活用していただく。

- 構成、内容

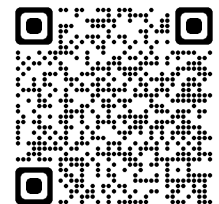
施策や事業ごとに目的や概要、支援内容、担当部署の連絡先をカタログ化。

- 使い方

読者が行う地域づくりの取組に関係のある施策や、関心のある施策をご覧ください。各施策について活用方法などをより深く知りたい場合には、各施策に記載された担当部署や「農山漁村地域づくりホットライン」

(<https://www.maff.go.jp/j/nousin/hotline/index.html>)

までお問い合わせください。



農山漁村地域づくり
ホットラインHP

施策目次

項目番号	関連する取組	該当ページ	事業・制度等の名称	所管府省庁	支援対象・内容(ハード・ソフト)	事業実施主体(対象者)	公募時期等 ※1～3月は前年度を指す	「デジ活」 中山間地域の 関連施策	
1. 地域づくりの取組全般に関する施策									
1	地域づくり全般	13	<u>地域未来交付金</u>	内閣府	ハード・ソフト	都道府県 市区町村 団体等	随時	○	
2		14	<u>良好な環境の創出・活用推進事業</u>	環境省	ソフト	地方公共団体 民間企業 その他法人等	1月～3月		
3	先進技術の導入	15	<u>未来技術社会実装事業</u>	内閣府	ソフト	都道府県 市町村	1月～3月頃	○	
4	地域振興立法等 指定地域の振興	16	<u>農山漁村振興交付金のうち 中山間地農業推進対策 (農村RMOモデル形成支援 等)</u>	農林 水産省	ソフト	都道府県 市町村 地域協議会 民間団体		○	
5		17	<u>過疎地域持続的発展支援交付金</u>	総務省	ハード・ソフト	都道府県 市町村 地域運営組織等	1月～2月頃	○	
6		18	<u>半島振興広域連携促進事業</u>	国土 交通省	ソフト	都道府県 市町村等	1月～2月頃	○	
7		19	<u>スマートアイランド推進実証調査事業</u>		ソフト	民間企業・団体等及 び地方公共団体を構 成員に含むコンソー シアム	2月～4月	○	
8		地域づくりの専門家等 の紹介・仲介等	20	<u>地域活性化伝道師派遣制度</u>	内閣府	ソフト	都道府県 市町村 団体等	2月末～3月末 5月～8月中旬	○
9			21	<u>地域力創造アドバイザー</u>	総務省	ソフト	市町村		○
10		地域づくりに取り組む 人材の確保及び 組織・体制の構築	22	<u>地域プロジェクトマネージャー</u>		ソフト	市町村		○
11	23		<u>地域活性化起業人</u>	ソフト		市町村		○	
12	24		<u>地域おこし協力隊</u>	ソフト		都道府県 市町村		○	
13	25		<u>地域運営組織(RMO)</u>	ソフト		都道府県 市町村		○	
14	26		<u>集落支援員</u>	ソフト		都道府県 市町村		○	

施策目次

項目番号	関連する取組	該当ページ	事業・制度等の名称	所管府省庁	支援対象・内容(ハード・ソフト)	事業実施主体(対象者)	公募時期等 ※1～3月は前年度を指す	「デジ活」中山間地域の関連施策
1. 地域づくりの取組全般に関する施策								
15	地域づくりに取り組む人材の確保及び組織・体制の構築	27	社会教育主事、社会教育士	文部科学省	ソフト	都道府県市町村		○
16		28	地方創生カレッジ	内閣府	ソフト	自治体職員・民間事業者・学生等	1月～2月頃	○
17		29	農村プロデューサー養成講座	農林水産省	ソフト	地方自治体職員 地域づくりに関心・意欲のある人	6月～7月 ※実践コース受講生募集	○
18	郵便局との連携による持続可能な地域・社会課題の解決	30	地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業	総務省	ハード・ソフト	地方公共団体が参画するコンソーシアム	5月～6月頃	○
19	表彰・優良事例の紹介	31	地域づくり表彰	国土交通省	ソフト	地域づくりに関わった団体等(任意団体、地方自治体含む)	毎年4月～5月	
20		32	農林水産祭顕彰等普及事業(むらづくり部門)	農林水産省	ソフト	むらづくりの主体(集落、校区等)	毎年1月～3月	
21		33	ディスカバー農山漁村の宝		ソフト	地域活性化に取り組んでいる団体・個人	毎年6月～8月	
22	新事業の立ち上げ・新商品開発・新たな市場の開拓・需要の創出	34	ローカル・ゼブラ企業創出・育成のためのエコシステム定着促進に向けた調査・分析(中小企業実態調査委託費)	経済産業省	ソフト	民間事業者等		○
23	観光振興	35	観光地域づくり相談窓口の設置	国土交通省	ソフト	観光庁 観光地域振興課等		
2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策								
24	新事業の立ち上げ・新商品開発・新たな市場の開拓・需要の創出	36	農山漁村振興交付金のうち山村活性化支援交付金	農林水産省	ソフト	市町村 地域協議会 民間団体等	1月～2月	○
25		37	農山漁村振興交付金のうち地域資源活用価値創出対策		ハード・ソフト	民間団体、地域協議会等、農林漁業者、市町村、民間事業者等、農林漁業者の組織する団体等	1月下旬～2月中旬 ほか ※事業ページ参照	○

施策目次

項目番号	関連する取組	該当ページ	事業・制度等の名称	所管府省庁	支援対象・内容(ハード・ソフト)	事業実施主体(対象者)	公募時期等 ※1～3月は前年度を指す	「デジ活」中山間地域の関連施策		
2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策										
26	新事業の立ち上げ・新商品開発・新たな市場の開拓・需要の創出	39	海業振興支援事業	農林水産省	ソフト	民間団体等 都道府県、市町村、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業協同組合等が組織する団体	2月頃			
27		40	ローカル10,000プロジェクト(国庫補助事業)	総務省	ハード	都道府県 市区町村	随時	○		
28		41	ローカル10,000プロジェクト(地方単独事業)		ハード・ソフト	市区町村				
29	スマート農林水産業	42	林業DX推進対策(デジタル林業戦略拠点構築推進事業)	農林水産省	ソフト	地域コンソーシアム	2月上旬～3月上旬	○		
30		43	デジタル水産業戦略拠点整備事業		ソフト	民間団体等	2月上旬～中旬	○		
31		44	スマート農業技術開発・供給加速化対策		ソフト	民間団体等 (公設試、大学を含む)	終了	○		
32		45	スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業 (R7補正:スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策)		ハード・ソフト	民間団体等	1月～4月 (状況に応じ随時)	○		
33		有機農業	46		みどりの食料システム戦略推進交付金のうち有機農業拠点創出・拡大加速化事業	農林水産省	ソフト	市町村、協議会等	随時	○
34			47		みどりの食料システム戦略推進交付金のうち有機転換推進事業		ソフト	都道府県 市町村 協議会等	随時	
35		スマート農林水産業 有機農業	48		みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のうち先進的有機農業拡大促進事業		ソフト	農業者 協議会 都道府県 市町村等	随時	○
36		都市農業	49		農山漁村振興交付金のうち都市農業機能発揮対策		ソフト	民間団体 地域協議会 市区町村等	1月下旬～ 2月中旬頃	
37	農林水産業関係施設の整備	50	浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業及び海業推進事業		ハード・ソフト	都道府県 市町村 漁業協同組合等				
38		51	みどりの食料システム戦略推進交付金のうちみどりの事業活動を支える体制整備		ハード・ソフト	地方公共団体、民間団体等	随時			

施策目次

項目番号	関連する取組	該当ページ	事業・制度等の名称	所管府省庁	支援対象・内容(ハード・ソフト)	事業実施主体(対象者)	公募時期等 ※1～3月は前年度を指す	「デジ活」 中山間地域の 関連施策
2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策								
39	再生可能エネルギー・ バイオマスの導入	52	<u>みどりの食料システム戦略推進交付金のうちバイオマスの地産地消</u>	農林水産省	ハード・ソフト	地方公共団体 民間団体等	随時	
40		53	<u>林業・木材産業循環成長対策のうち木材需要拡大・木材産業基盤強化対策のうち木質バイオマス利用促進施設整備</u>		ハード	都道府県 市町村 民間事業者等	随時	
41		54	<u>木材需要の創出・輸出力強化対策のうち、木質バイオマス利用環境整備事業</u>		ソフト	民間団体等	2月上旬～ 2月下旬頃	
42		55	<u>GXアドバイザー(経営・財務マネジメント強化事業)</u>		総務省	ソフト	都道府県 市区町村 公営企業	随時
43		56	<u>みどりの食料システム戦略推進交付金のうち地域循環型エネルギーシステム構築</u>	農林水産省	ハード・ソフト	協議会 地方公共団体 民間団体等	随時	
44		57	<u>みどりの食料システム戦略推進交付金のうち省エネルギー型ハウス転換事業</u>		ソフト	協議会 都道府県 市町村 農業協同組合	随時	
45		58	<u>スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業</u>		ソフト	都道府県 市町村	3月中旬予定	
46		59	<u>スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテナ創出等総合推進事業</u>	文部科学省	ソフト	都道府県 市町村 民間団体	3月下旬予定	
47		60	<u>日本遺産ゲートウェイ機能強化事業</u>		ハード・ソフト	協議会 博物館等	3、4月頃	
48		61	<u>文化遺産観光拠点充実事業</u>		ハード・ソフト	地方公共団体 協議会等	3、4月頃	
49	62	<u>DMO総合支援事業</u>	ソフト		DMO 都道府県 市町村等	未定		
50	63	<u>地域の観光資源充実のための環境整備推進事業</u>	国土交通省	ハード・ソフト	地方公共団体 DMO 民間事業者等	(公募) ①3月上旬～4月下旬頃 ③3月上旬～4月下旬頃 (要望調査) ②1月中旬～下旬		

施策目次

項目番号	関連する取組	該当ページ	事業・制度等の名称	所管府省庁	支援対象・内容(ハード・ソフト)	事業実施主体(対象者)	公募時期等 ※1～3月は前年度を指す	「デジ活」 中山間地域の 関連施策
2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策								
51	観光振興	64	国立公園満喫プロジェクト等推進事業	環境省	ハード・ソフト	都道府県 市町村 民間事業者・団体	未定	
52		65	エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業		ソフト	地域協議会等	2月頃	
53		66	自然公園等事業費等		ハード	民間団体 都道府県 市町村	(要望調査)6月頃、 11月～12月頃	
54		67	観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業		国土交通省	ソフト	地方公共団体 DMO 民間事業者等	
55	文化・芸術振興	68	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	文部科学省	ハード	国指定等文化財の所有者等	年5回 (4月、6月、9月、11月、2月頃)を予定	○
56		69	国宝重要文化財等防災施設整備費補助金		ハード	国指定等文化財の所有者等	年5回 (4月、6月、9月、11月、2月頃)を予定	○
57		70	地域の文化財の保存及び活用に関する総合的な計画等策定支援事業		ソフト	市町村	11月～1月	
58		71	地域文化財総合活用推進事業(地域文化遺産、地域伝統行事・民俗芸能等)		ハード・ソフト	実行委員会	11月～1月	
59		72	文化芸術創造拠点形成事業		ソフト	都道府県 市町村	1月～2月	
60	教育・体験活動	73	消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進(食品安全等に関する消費者の理解醸成等)	農林水産省	ソフト	都道府県 市町村 民間団体等	※事業ページ参照	
61		74	子供の農山漁村体験(通称「子ども農山漁村交流プロジェクト」)	総務省	ソフト	都道府県 市町村	3月～4月頃	
62		75	(国立公園等利用等推進事業費のうち、)国立公園等における子どもの自然体験活動推進事業	環境省	ソフト	民間事業者		

施策目次

項目番号	関連する取組	該当ページ	事業・制度等の名称	所管府省庁	支援対象・内容(ハード・ソフト)	事業実施主体(対象者)	公募時期等 ※1～3月は前年度を指す	「デジ活」中山間地域の関連施策
2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策								
63	地域循環共生圏づくり	76	地域循環共生圏創造事業	環境省	ソフト	地方公共団体 民間事業者・団体 研究機関等	モデル事業:令和8年度は新規公募を行わない。 表彰:6月頃(予定) 応募受付開始	○
64		77	みどりの食料システム戦略推進交付金のうち農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業	農林水産省	ソフト	協議会 都道府県 市町村 農業協同組合等	随時	
65	環境にやさしい生産技術 スマート農林水産業 有機農業	78	みどりの食料システム戦略推進交付金のうちグリーンな生産体系加速化事業		ソフト	協議会 都道府県 市町村 農業協同組合	随時	○
66	サポート体制づくり	79	みどりの食料システム戦略推進交付金のうち環境負荷低減活動定着サポート		ソフト	都道府県、協議会等	随時	
3. 地域の保全・管理に関する施策								
67	市町村管理構想・地域管理構想の検討・策定	80	市町村管理構想・地域管理構想策定推進対策	国土交通省	ソフト	市町村 地域	3月～4月頃	○
68	農用地等の保全・管理	81	農山漁村振興交付金のうち最適土地利用総合対策	農林水産省	ハード・ソフト	都道府県 市町村 地域協議会等	10月頃(随時)	○
69		82	中山間地域等直接支払交付金		ソフト	農業者の 組織する団体等	～6月	○
70		83	多面的機能支払交付金		ソフト	農業者等の 組織する団体	～6月	○
71	森林等の保全・管理	84	森林・山村地域活性化振興対策のうち里山林活性化による多面的機能発揮対策		ソフト	地域協議会、 民間団体等	地域協議会 ごと実施	
72		85	森林整備事業		ハード・ソフト	都道府県 市町村 森林所有者等	(要望調査) 11月頃	

施策目次

項目番号	関連する取組	該当ページ	事業・制度等の名称	所管府省庁	支援対象・内容(ハード・ソフト)	事業実施主体(対象者)	公募時期等 ※1～3月は前年度を指す	「デジ活」 中山間地域の 関連施策
3. 地域の保全・管理に関する施策								
73	森林等の保全・管理	86	<u>生物多様性保全推進支援事業</u>	環境省	ソフト	地方公共団体 民間企業 その他法人等	3月～6月	○
74	藻場・干潟等の保全・管理	87	<u>漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業</u>	農林水産省	ソフト	地域協議会 都道府県 市町村等		
75	鳥獣被害対策・ ジビエ利用	88	<u>鳥獣被害防止総合対策交付金</u>		ハード・ソフト	都道府県 地域協議会 民間団体等		
76		89	<u>シカ等による森林被害緊急対策事業のうち シカ等森林被害総合対策</u>		ソフト	都道府県等 市町村 地域協議会	(要望調査) 1月～2月頃	
77		90	<u>指定管理鳥獣対策事業費</u>		環境省	ソフト	都道府県 協議会 市町村	(要望調査) 1月～2月頃
78	景観・居住環境の 整備改善	91	<u>景観・歴史を大切にしまちづくり (歴史まちづくりの推進)</u>	国土交通省	ハード・ソフト	歴史的風致維持向上計画の認定都市等	(要望調査) 1月～2月頃	
79		92	<u>景観改善推進事業</u>		ハード・ソフト	市区町村	(要望調査) 1月～2月頃	
80		93	<u>空き家対策総合支援事業</u>		ハード・ソフト	市区町村、所有者、 NPO、民間事業者 等	(要望調査) 1月～2月事 (公募時期) 4月～5月頃	○
81		94	<u>街なみ環境整備事業</u>		ハード・ソフト	都道府県 市町村 法定協議会	(要望調査) 1月	
4. インフラの整備に関する施策								
82	農林水産業関係施設の 整備	95	<u>土地改良施設維持管理適正化事業</u>	農林水産省	ハード	土地改良区等	(要望調査) 4月～8月頃	
83		96	<u>農山漁村地域整備交付金</u>		ハード	都道府県 市町村等	(要望調査) 4月～10月頃	

施策目次

項目番号	関連する取組	該当ページ	事業・制度等の名称	所管府省庁	支援対象・内容(ハード・ソフト)	事業実施主体(対象者)	公募時期等 ※1～3月は前年度を指す	「デジ活」 中山間地域の 関連施策
4. インフラの整備に関する施策								
84	農林水産業関係施設の整備	97	農村整備事業	農林水産省	ハード	都道府県市町村等	(要望調査) 4月～10月頃	
85		98	中山間地域農業農村総合整備事業		ハード	都道府県市町村協議会	(要望調査) 4月～10月頃	
86	情報通信環境の整備	99	農業生産基盤情報通信環境整備事業		ハード・ソフト	都道府県市町村土地改良区等	(要望調査) 前年度4月～1月頃	○
87		100	デジタルインフラ整備推進事業	ハード	地方公共団体第三セクター法人電気通信事業者	(公募) 1月～7月頃 (要望調査) 4月～5月頃		
88		101	地域社会DX推進パッケージ事業	ハード・ソフト	地方公共団体民間団体等	1～3月 (複数回公募の可能性あり)	○	
89	一般廃棄物処理施設の整備	102	一般廃棄物処理施設の整備	環境省	ハード・ソフト	市町村等	(公募) 4月 (要望調査) 前年度12～1月	
90	浄化槽の整備	103	循環型社会形成推進交付金(浄化槽の整備)		ハード・ソフト	都道府県市町村	(要望調査) 前年度12～1月	
5. 生活サービスに関する施策								
91	地域住民の包括的な支援体制整備	104	重層的支援体制整備事業(地域づくり事業)	厚生労働省	ソフト	市町村	/	○
92		105	機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル事業					
93		106	地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業					
94		107	食品アクセス確保対策事業	農林水産省	ソフト	民間団体等	3月	
95	企業との連携による持続可能な地域・社会課題の解決	108	地域生活圏形成リーディング事業	国土交通省	ソフト	官民連携協議会等	4月～5月頃	○
96	地域交通	109	地域公共交通確保維持改善事業		ハード・ソフト	協議会事業者等	/	○

施策目次

項目番号	関連する取組	該当ページ	事業・制度等の名称	所管府省庁	支援対象・内容(ハード・ソフト)	事業実施主体(対象者)	公募時期等 ※1~3月は前年度を指す	「デジ活」 中山間地域の 関連施策
5. 生活サービスに関する施策								
97	地域交通	110	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (自動運転社会実装推進事業)	国土交通省	ハード・ソフト	地方公共団体	2月下旬~3月上旬 (予定)	○
98	物流・配送	111	ラストマイル配送効率化促進事業		ハード・ソフト	ラストマイル配送の持続可能な提供の確保に取り組む地方自治体、荷主、物流事業者が参画した協議会等	4月~5月頃	○
99		112	物流効率化推進事業 (旧 モーダルシフト等推進事業)		ソフト	荷主企業及び貨物運送事業者等物流に係る関係者によって構成された協議会であって、予め大臣の認定を受けた者	4月~5月頃	○
100		113	運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業のうち運輸部門の脱炭素化に向けた次世代型物流促進事業	環境省	ハード・ソフト	地方公共団体、民間事業者・団体等	調整中	○
101		114	地域の社会課題解決に向けたデジタルライフライン整備加速事業(うち、ドローン航路)	経済産業省	ソフト	民間企業等	調整中	○
102	医療・介護	115	地域医療介護総合確保基金	厚生労働省	ハード・ソフト	都道府県市町村事業者等	※事業ページ参照	
103		116	遠隔医療設備整備事業		ハード	都道府県、市町村、厚生労働大臣の認める者	4月頃	○
104	医療・介護	117	へき地保健医療対策		ハード・ソフト	※事業ページ参照	【医政局分】 ハード:3月上旬 ソフト:7月下旬 【保険局分】随時	○
105	高齢者支援体制の構築	118	地域支援事業 (介護予防・日常生活支援総合事業、生活支援体制整備事業等)		ソフト	市町村		一部 ○
106	地域住民の交流の場・学習機会の提供	119	公民館	文部科学省	ソフト	市町村		○

施策目次

項目番号	関連する取組	該当ページ	事業・制度等の名称	所管府省庁	支援対象・内容(ハード・ソフト)	事業実施主体(対象者)	公募時期等 ※1~3月は前年度を指す	「デジ活」 中山間地域の 関連施策
5. 生活サービスに関する施策								
107	豪雪地帯の除排雪体制整備	120	豪雪地帯安全確保緊急対策交付金	国土交通省	ソフト	道府県市町村	(公募)随時 (要望調査)11月頃	○
108	地域暮らしサービス拠点の形成	121	地域暮らしサービス拠点推進事業	内閣府	ソフト	市町村等	5月~6月頃	○
6. 関係人口・定住人口の創出・拡大に関する施策								
109	森業の推進・普及に向けた取り組み	122	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち 木材等の付加価値向上・需要拡大対策のうち 「森業」推進プロジェクトのうち 森業を通じた森林管理手法確立事業	農林水産省	ソフト	民間団体	3月上旬~ 4月上旬	
110	関係人口の創出・拡大	123	関係人口創出・拡大のための 対流促進事業	内閣府	ソフト	民間事業者	4月~5月頃	○
111		124	ふるさとワーキングホリデー	総務省	ソフト	都道府県市町村		
112		125	新たな交流市場・観光資源の創出事業(個人版第2のふるさとづくり企業版第2のふるさとづくり)	国土交通省	ソフト	都道府県市町村 DMO 事業者等	【調査事業】 3月~4月上旬頃	
113		126	二地域居住の促進		ハード・ソフト	都道府県市区町村 NPO 民間事業者等	4月~5月頃	○
114		127	ふるさと住民登録制度	総務省	ハード・ソフト	地方公共団体等		○
115		128	移住・交流情報ガーデン		ソフト	都道府県市町村		
116	定住人口の創出・拡大	129	福島再生加速化交付金(移住・定住促進事業)	復興庁	ソフト	福島県 原子力災害被災 12市町村		
7. 人材の確保や雇用の創出に関する施策								
117	農林漁業への就業	130	森林・林業担い手育成総合対策のうち 「緑の雇用」担い手確保支援事業	農林水産省	ソフト	民間団体等	1月下旬~2月上旬	

施策目次

項目番号	関連する取組	該当ページ	事業・制度等の名称	所管府省庁	支援対象・内容(ハード・ソフト)	事業実施主体(対象者)	公募時期等 ※1～3月は前年度を指す	「デジ活」 中山間地域 の関連施策
7. 人材の確保や雇用の創出に関する施策								
118	農林漁業への就業	131	農林漁業就職総合支援事業	厚生労働省	ソフト	民間団体等 都道府県労働局 ハローワーク	1～3月頃(農林業 職場定着支援事業 のみ)	
119	雇用創出・人材育成	132	地域雇用活性化推進事業		ソフト	地域雇用創造協議 会	4月上旬～6月上旬	
120		133	地域雇用開発助成金 (地域雇用開発コース)		ハード	事業主		
121	地域企業の経営人材 確保	134	地域企業経営人材マッチング促進事業	金融庁 経済産業省	ソフト	中堅・中小企業	随時	
122	サテライトオフィスの誘 致	135	サテライトオフィス・マッチング支援事業	総務省	ハード・ソフト	都道府県 市町村		
123	人口急減地域の雇用 環境整備	136	特定地域づくり事業協同組合制度		ソフト	都道府県 市町村	随時	○
124	大学との連携	137	地方公共団体と地方大学の連携による 雇用創出・若者定着の促進	総務省	ソフト	都道府県 市区町村		
8. 調査・研究に関する施策								
125	社会課題解決のため の産学官連携	138	共創の場形成支援プログラム	文部 科学省	ソフト	大学等	【参考・令和6年度】 4月～6月	

○施策目次をお読みになる際の留意点

- ①公募時期等：事業によっては、記載の時期のほか、2次募集、3次募集の可能性もあります。
- ②「デジ活」中山間地域：「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に基づき、農林水産業を軸として、地域資源やデジタル技術を活用しながら社会課題解決、地域活性化に取り組む意欲的な地域を登録し、関係府省で連携して支援する枠組みです。詳しくはホームページをご覧ください。
URL <https://www.maff.go.jp/j/nousin/digikatsu/index.html>



1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域づくり全般）

1	地域未来交付金	URL	https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chiikimiraikoufukin/index.html			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
都道府県 市町村 団体等	ハード・ソフト	1/2等	随時	—	160,000	内閣府地方創生推進事務局／ 地方創生推進室 内閣官房地域未来戦略本部事務局 03-6257-1416

地域未来交付金について

地域未来交付金

**地域未来
推進型**

地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地場産業の付加価値向上等を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を、計画から実施まで後押しする



スタートアップ支援拠点の整備



地場産品の販売促進



温泉施設等観光拠点の整備

デジタル実装型

デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組を支援



書かない窓口



地域アプリ



オンライン診療

**地域防災
緊急整備型**

避難生活環境を抜本的に改善するため、地方公共団体の先進的な防災の取組を支援

**地域産業構造転換
インフラ整備推進型**

半導体等の戦略分野におけるリーディングプロジェクトの産業拠点整備等に必要となる関連インフラの整備を支援

1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域づくり全般）

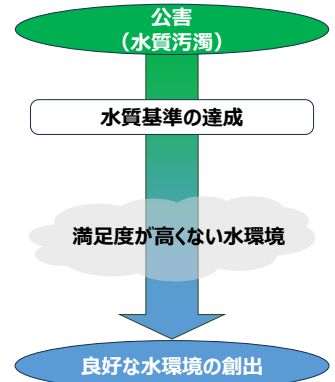
2	良好な環境の創出・活用推進事業	URL	https://policies.env.go.jp/water/waterside-environment/			
---	-----------------	-----	---	--	--	--

事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
地方公共団体 民間企業 その他法人等	ソフト	定額	令和8年 1月～3月	—	60 (百万円)	環境省 水・大気環境管理課 環境創造室 03-5521-8298

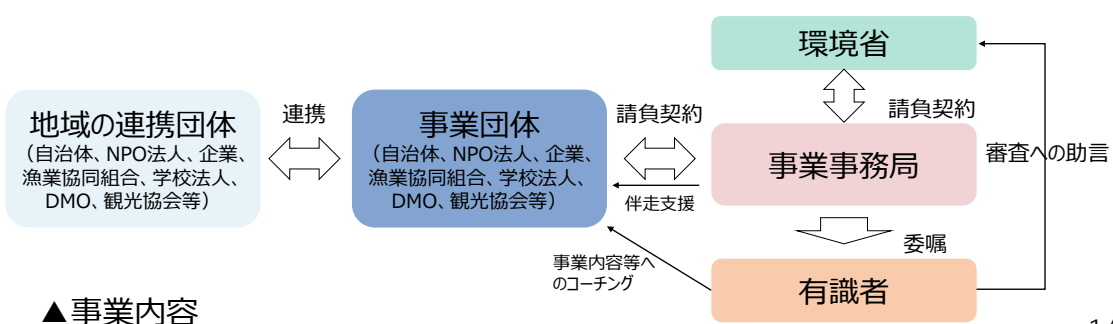
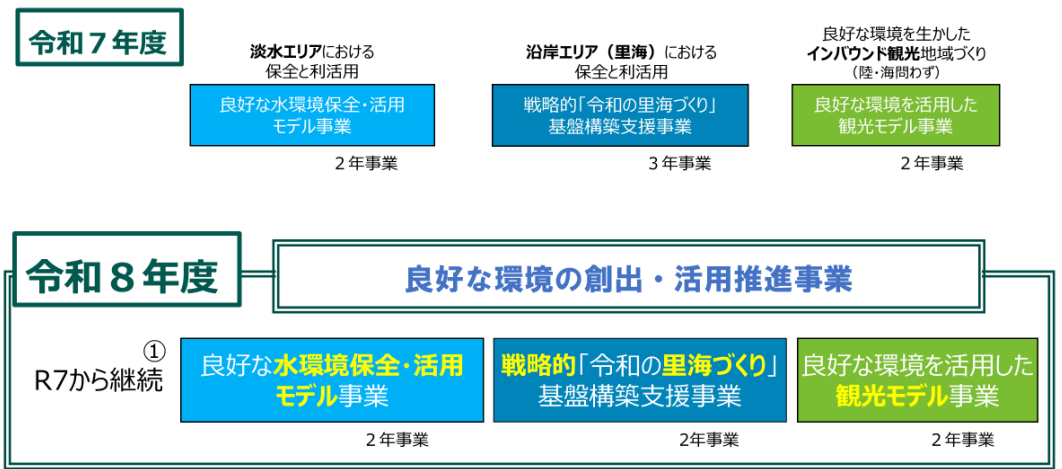
■モデル事業等の実施

『環境を取り巻く課題』

- 水質汚濁防止法等の規制により、水質は改善しつつある一方、国民ニーズの高い「豊かさ」(良好な水環境等)は取り戻せていない
- 人口減少が進む地方では、認定を受けた良好な環境が荒廃しつつあるなど、良好な環境の管理・価値の維持向上は困難な状況
- これらの解決に向けた保全・活用・創出活動が必要





令和8年度良好な環境の創出・活用推進事業



▲事業内容

1. 地域づくりの取組全般に関する施策（先進技術の導入）

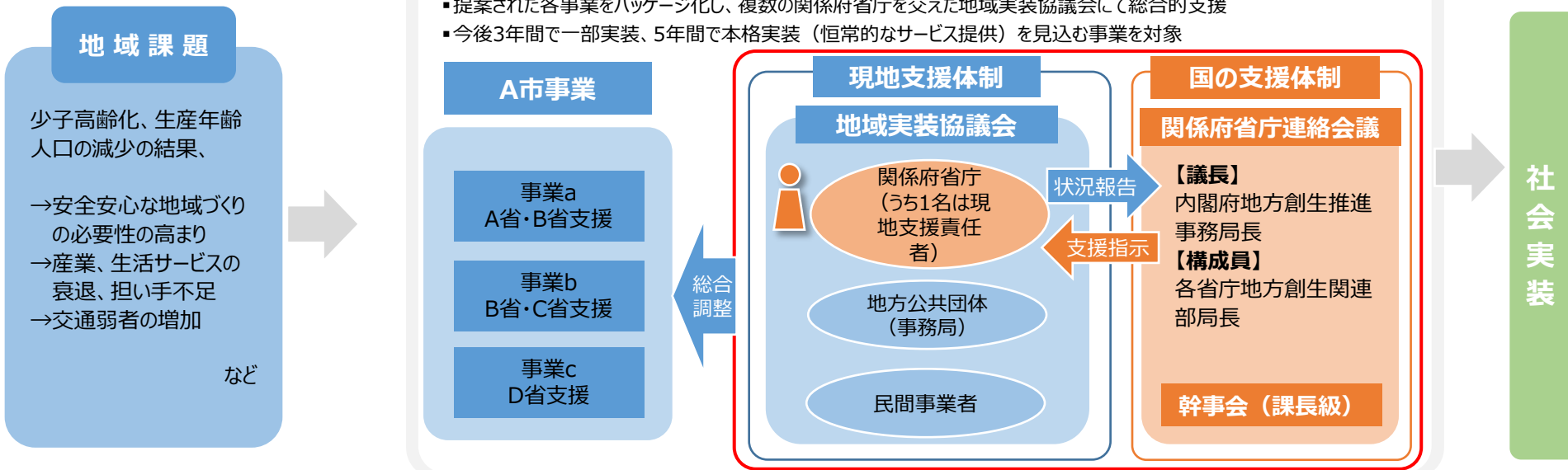
3	未来技術社会実装事業	URL	HP	https://www.chisou.go.jp/tiiki/kinmirai/index.html		
			事例等	https://www.chisou.go.jp/tiiki/kinmirai/ichiran.html		
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
都道府県 市町村	ソフト		1月～3月		71の内数	内閣府 地方創生推進事務局 03-6206-6175

概要

- 未来技術社会実装事業は、「地方創生の基本構想※1」や「地方創生に関する総合戦略※2」において、地方創生の推進に資する施策として、本事業が組み込まれています。
- 事業の概要としては、AI、IoTや自動運転、ドローン等の未来技術を活用した地域課題の解決と地方創生を目指し、先導性と横展開可能性等に優れた地方公共団体の取組に対して、未来技術の**社会実装に向けた現地支援体制（地域実装協議会）を構築し、関係府省庁による総合的な支援を行う事業です。**
- 未来技術を活用した地方創生に関する提案を地方公共団体から募集し、H30年度からR7年度までに合計59事業を選定。**3年間で一部実装、5年間で本格実装を目指し複数年にわたる伴走型支援を行います。R7年時点で13事業※3に対して支援を実施中です。**

※1 「地方創生2.0基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）※2 「地方創生に関する総合戦略 ～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」（令和7年12月23日閣議決定）※3 H30年度からR7年度までの選定合計59事業のうち46事業はR6年度末までに支援終了。

事業イメージ



1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域振興立法等指定地域の振興）

4	農山漁村振興交付金のうち 中山間地農業推進対策 (農村RMOモデル形成支援 等)	URL	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html				
			事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
都道府県、市町村 地域協議会、民間団体		ソフト	定額、1/2		随時		

<事業の内容>

1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業

- ① 中山間地農業ルネッサンス推進支援：地域の特色をいかした取組等を支援します。
- ② 元気な地域創出モデル支援：収益力向上等に関する取組、デジタル技術の導入・定着を支援します。
【事業期間：上限3年、交付率：定額等（上限3,000万円（年標準額：1,000万円等））】

2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

- ① 農村RMOモデル形成支援
 - ア 活動着手支援型：遊休農地活用の開始など、農村RMOの形成につなげる取組を支援します。
 - イ 一般型：むらづくり協議会等が行う調査、計画作成、実証事業等を支援します。
【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限1,500万円（年標準額500万円））】
※地域計画と連携した農用地保全の取組を行う場合は年標準額600万円
※新規地区の採択は、令和8年度まで
 - ウ 地域連携型：活動継続計画の策定や地方公共団体等と連携した取組を支援します。
【事業期間：上限4年、交付率：1/2以内（上限1,500万円（年標準額375万円））】

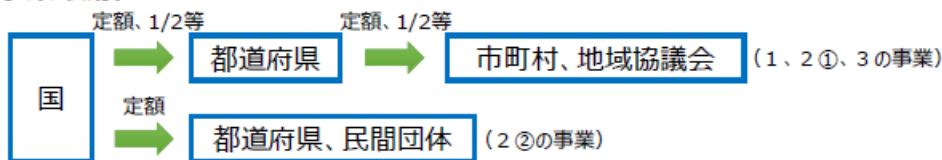
② 農村RMO形成伴走支援

協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組を支援します。

3. 棚田地域振興対策推進事業

地域外との橋渡し支援・人材確保の土台づくり：人材確保・育成のための取組とともに、維持管理労力の軽減のための小規模な整備に必要な調査・計画を支援します。
【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限50万円/年）等】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

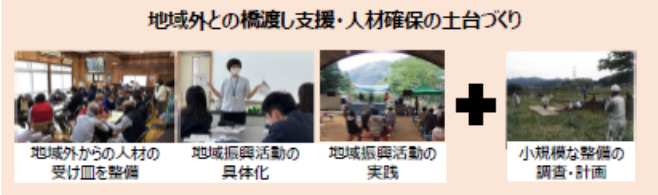
1. ② 元気な地域創出モデル支援



2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業



3. 棚田地域振興対策推進事業



社会課題解決や魅力向上を通じた
地域活性化

「暮らしづくり」を推進

棚田を核とした
地域振興

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域振興立法等指定地域の振興）

5	過疎地域持続的発展支援交付金	URL	HP	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain11.htm	 HP	 事例等
			事例等	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain4.htm		
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
1 地域運営組織 2 都道府県・市町村 3・4 市町村	ハード・ソフト	下図参照	1月～2月頃		805	総務省地域創造グループ 過疎対策室 03-5253-5536

1 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業（ソフト）

基幹集落と周辺の複数集落による「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等
※過疎地域以外も活用可能

POINT

- 事業主体：**地域運営組織等**
 - 補助対象：集落課題の解決に資する幅広い事業
 - 補助率：限度額1,500万円の定額補助
- （下記事業は限度額を上乗せ）
- ①専門人材を活用する事業 + 500万円
 - ②ICT等技術を活用する事業 + 500万円
 - ③上記①と②を併用する事業 + 1,000万円

集落NWイメージ



2 過疎地域持続的発展支援事業（ソフト）

過疎市町村・都道府県が実施するICT等技術活用事業、人材育成事業
※都道府県は人材育成事業のみ

POINT

- 事業主体：**過疎市町村、都道府県**（人材育成事業のみ）
- 補助対象：地域リーダーの育成等の人材育成、オンライン健康診断、買い物等の生活支援、鳥獣被害対策 など
⇒ICT技術を利用した幅広い事業が対象
- 補助率：限度額2,000万円の定額補助
都道府県は、1/2 又は 6/10(財政力指数0.51未満)



3 過疎地域集落再編整備事業（ハード）

集落再編を図るために行う定住促進団地整備、定住促進空き家活用等

POINT

- 事業主体：**過疎市町村**
- 補助対象：団地造成費、生活関連施設整備費、空き家改修費 など
- 補助率：1/2以内
※交付対象経費の限度額あり
(例) 定住促進空き家活用事業：400万円×戸数

4 過疎地域遊休施設再整備事業（ハード）

遊休施設を再活用して地域間交流、地域振興、地域課題解決を図るための施設整備

POINT

- 事業主体：**過疎市町村**
- 補助対象：廃校舎、公民館等の改修費、主要施設の機能拡張費
- 補助率：1/3以内
※交付対象経費の限度額あり：6,000万円

1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域振興立法等指定地域の振興）

6	半島振興広域連携促進事業	URL	HP・事例等 https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_tk_000135.html (R7)				
			事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	都道府県・市町村等	ソフト	1/2	1月～2月頃		60	国土交通省 国土政策局 地域振興課 半島振興室 03-5253-8425

目的

全国平均を上回るペースで人口減少・高齢化が進行している一方、我が国の食料の安定供給拠点であるなど、国土政策上の重要な構成要素である半島地域の自立的発展、定住の促進を図るため、多様な主体が連携・協力して実施する広域的な取組の促進を図るための支援を実施する。

制度の概要

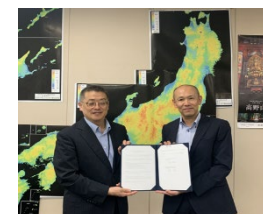
改正半島振興法を踏まえ、半島地域の自立的発展に向けた交流・定住促進、産業振興、防災・物流強化を図るため、半島地域の様々な主体の取組を道府県がパッケージ化して一体的・広域的に推進するソフト施策を支援する。

※下線部分につき令和8年度拡充

- **対象**：地域の特性を活かしながら、複数の取組主体により広域的に実施される以下の事業
 - ・ **交流・定住等促進事業**：交流活動、地域情報発信、定住情報提供、定住環境整備 等
 - ・ **産業振興事業**：特産品開発、特産品販売促進
 - ・ **防災・物流強化事業**：防災体制構築、災害時を想定した物流強化
防災環境整備（簡易な施設整備）
- **補助対象**：道府県、市町村等（協議会形式）
- **補助率**：道府県、市町村等…事業費の1/2以内



多様な地域資源を活かした特産品開発、販路拡大



多様な主体が連携・協力した広域的な防災協定



ドローンを活用した新スマート物流実装事業の取組

1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域振興立法等指定地域の振興）

7	スマートアイランド推進実証調査事業	URL	https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/smartisland.html				
			事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	民間企業・団体等及び地方公共団体を構成員に含むコンソーシアム	ソフト	委託	2月～4月	—	87	国土交通省 国土政策局離島振興課 03-5253-8421

企画提案を公募して実施する調査内容

- 各離島地域が抱える課題解決のためICTなどの新たな技術・知見を活用し、現地に実装するために検証が必要な事項について、実証調査を行う。
- 調査対象となるフィールドは離島振興法(昭和28年法律第72号)に基づく**離島振興対策実施地域**とし、調査に当たっては、現状の課題、課題を踏まえた振興のビジョンを考慮するとともに、調査で得られた結果をもとに他地域への横展開を行うことを念頭に置いて実施するものとする。
- 調査対象となる分野は、離島自治体が特に取り組むべき交通、医療・介護、行政・住民サービス等の分野を重点対象とする。ただし、同法に基づく離島振興基本方針に掲げるそれ以外の各分野についても、重点対象を中心的な調査対象とする場合には関連する調査対象として含めて構わないものとする。
- 実装に向けたロードマップの具体化や実装技術の標準化により、実証後の実装・横展開を重視する。

実証調査のイメージ

島の課題

省人化・省力化に資する自律航行船によるオンデマンド水上タクシーを導入し、離島航路の維持を図りたいが、離島では利用者が少ないことから、事業として採算性の確保が困難。

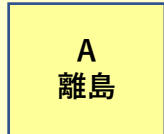
実証内容

貨客混載等の多用途化により、離島航路の確保に資する効率的な海上交通体系のモデルを検証する。

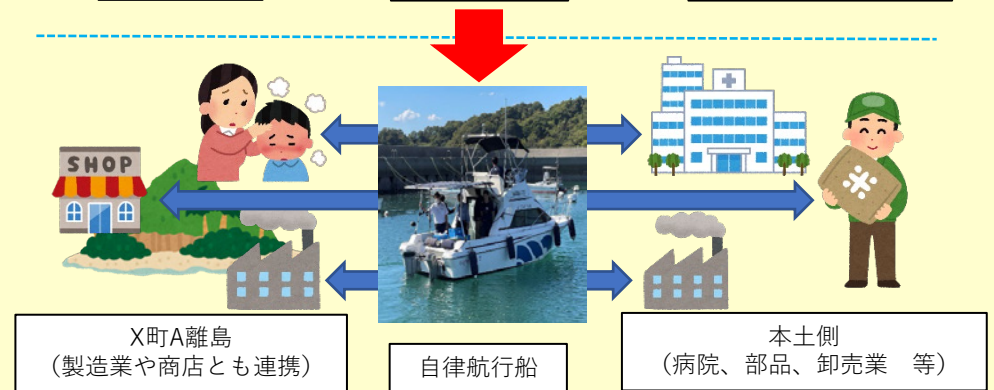
実施体制（コンソーシアムの組成例）

【調査対象フィールド】 【構成員】 ※複数の離島・自治体を含む組成を妨げない。

X町



- A離島を有する自治体（X町）
- ○○会社（自律航行技術担当）
- 既存航路運航事業者
- 島内外の商店、商工会等（物流担当）
- △△会社（ニーズ・データ分析担当）等



1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域づくりの専門家等の紹介・仲介等）

8	地域活性化伝道師派遣制度	URL	https://www.chisou.go.jp/tiiki/dendoushi/index.html			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
都道府県・市町村 団体等	ソフト		2月末～3月末 5月～8月中旬		0.7 <small>（百万円）</small>	内閣府 地方創生推進事務局 03-5510-2167

事業概要

地域の活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域おこしの専門家（地域活性化伝道師）を紹介し指導・助言を行う。

地域活性化伝道師登録数、実績及び活用方法

○地域活性化伝道師登録数 250名 <分野別登録数（重複を含む）>

1. 地域産業・イノベーション・農工商連携	2. 地域医療、福祉・介護、教育	3. 地域コミュニティ・集落再生	4. 地域交通・情報通信	5. 農・林・水産業	6. 観光・交流	7. 環境	8. まちづくり
99人	18人	58人	8人	35人	106人	25人	107人

○令和7年度実績：地域活性化伝道師5名を全国5地域に派遣

○活用方法

- ① 各地方公共団体及び団体等が、課題解決への取組にに適した伝道師を選び、任意に招へいや相談を行う。
- ② 地方創生推進事務局が、地域に対する助言等の一環として、取組熟度が相当程度高く、支援する意義が特に高いと判断される場合に、地域活性化伝道師を当該地域へ派遣する。

①地域のリーダーの育成

地域活性化伝道師の講義を受け、取組の立ち上がり段階における実行プランの企画、取組の実施体制の構築を後押し。



②実務者の育成

実行プランに基づく取組を実施拡大していく上で必要となる人員を確保し、スキルアップ研修などの実施を後押し。



③事業化の推進

地域リーダーが中心となって、地域の産学官連携で商品開発を進め、事業化に必要な経営や広告・宣伝のノウハウを伝授。



④販路拡大・雇用創出

マーケティング・販路拡大の支援を実施することにより、地域の新たな産業として定着。これがモデルとなり、地域間連携により、広域的に波及。



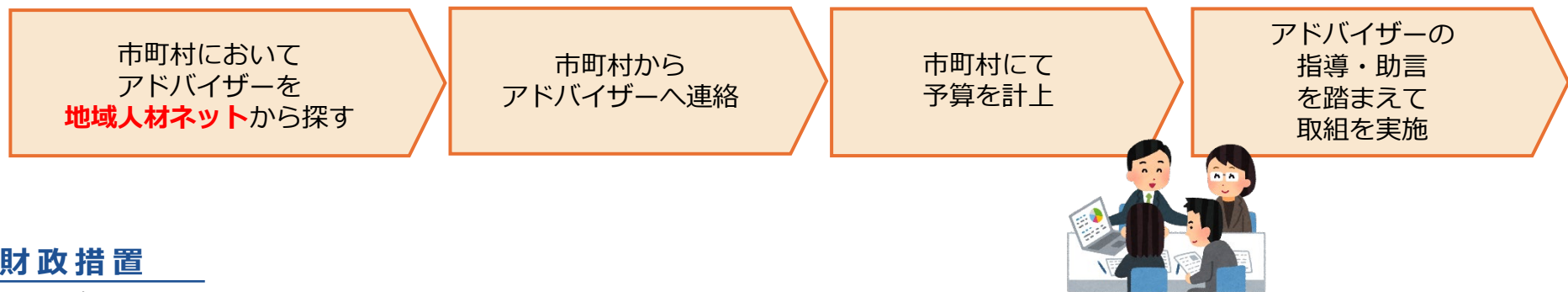
地域の成長力強化・雇用創出に資するよう、これを担う地域人材力の強化について地域活性化伝道師が切れ目なく支援

1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域づくりの専門家等の紹介・仲介等）

9	地域力創造アドバイザー	URL	HP・事例等 https://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/				
			事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	市町村	ソフト	特別交付税措置				総務省地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室 03-5253-5533

- 地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について特別交付税措置

アドバイザー派遣の流れ



財政措置

- 対象市町村
 - ① 三大都市圏外の市町村
 - ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村（対象：1,433市町村）
- 要件

活用市町村外在住の外部専門家を年度内に延べ**10日以上招へい**し、取組を実施
- 財政措置の内容 ※財政力補正有り
 - 1 市町村当たり、以下に示す額を上限額として、特別交付税を措置（アドバイザー1人につき最大3年間招へい可能）
 - ・ 民間専門家活用（**610万円/年**）
謝金単価の上限は国の諸謝金等使用基準（9,300円/時）とする。
 - ・ 先進自治体職員（240万円/年）
謝金は対象外



1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域づくりに取り組む人材の確保及び組織・体制の構築）

10	地域プロジェクトマネージャー	URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_04000210.html				
----	----------------	-----	---	--	--	--	--

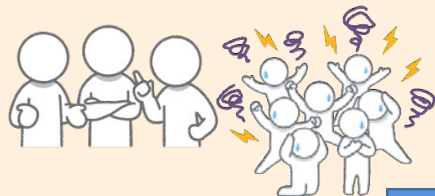
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
市町村	ソフト	特別交付税措置	/	/	/	総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5394

● 地方公共団体が重要プロジェクトを実施する際には、**外部専門人材、地域、行政、民間などが連携して取り組む**ことが不可欠。そこで、市町村が、関係者間を橋渡ししつつプロジェクトをマネジメントできる「**ブリッジ人材**」について、「**地域プロジェクトマネージャー**」として任用する制度。

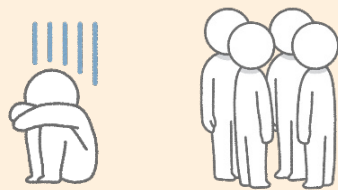
イメージ

★ブリッジ人材が不在だと・・・

・コミュニケーション不足から混乱が生起、関係者がお互いに不信感



・せっかく外部専門人材を招へいできても孤立



⇒プロジェクトの実があがらない状態に

★地域プロマネ任用により・・・

・多様な関係者間を調整、橋渡し



・チームとしてプロジェクトを推進



⇒プロジェクトを着実に
成果へつなげる！

制度概要

★人物像

・地域の実情の理解、専門的知識・仕事経験を通じた人脈の活用、受入団体及び地域との信頼関係の構築 etc

★地域要件

・都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者（地域おこし協力隊と同様）
・ただし、現地在住の地域おこし協力隊経験者や地域活性化起業人経験者を任用する場合には移住は求めない


★地方財政措置

・地域プロジェクトマネージャーの報酬費等を対象に、700万円/人を上限に特別交付税措置
・1市町村あたり2人、1人あたり3年間を上限

★取組自治体数と地域プロジェクトマネージャー数

・令和6年度には、104市町村において114名の地域プロジェクトマネージャーが活躍

1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域づくりに取り組む人材の確保及び組織・体制の構築）

11	地域活性化起業人	URL	HP・事例等 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyousei08_03100070.html				
			事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	市町村	ソフト	特別交付税措置			21 (百万円)	総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5392

- 地方公共団体が、都市部に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等を図る取組に対し、特別交付税措置
- 地方公共団体としては、民間企業の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用し、地域の課題の解決を図ることができ、民間企業としては、多彩な経験による人材の育成、企業（または社員）の社会貢献、新しい地域との関係構築、シニア個人としても退職後の新たな活躍の場の発見などのメリットがある
- 企業や個人、地方自治体がそれぞれのニーズを登録し、相互交流ができる場として、「地域活性化起業人マッチングPF」を開設

地方公共団体

(対象：1,433市町村)

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

※ B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業の社員等の活用可能団体：上記①②のうち、政令市、中核市及び県庁所在市以外の市町村（1375市町村）
(企業が受入団体と同一県内に所在する場合を除く)



協定締結

- 任期
6か月～3年
- 活動例
・観光振興
・自治体・地域社会DX
・地域産品の開発 等

社員(個人)

民間企業

- A 三大都市圏に所在する企業
- B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業※

【企業派遣型】

- 要件
・自治体と企業が協定を締結
・受入自治体区域内での勤務日数が月の半分以上 など
- 特別交付税
① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
② 受入れの期間中に要する経費（上限610万円/人）※R8年度から引き上げ
③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

【副業型/シニア型（退職した個人）】

- 要件
・自治体と企業に所属する社員または所属していた個人が契約を締結
・勤務日数・時間 月4日以上かつ月20時間以上
・受入自治体における滞在日数は月1日以上 など
- 特別交付税
① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
② 受入れの期間中に要する経費（報償費等 上限100万円/人＋旅費 上限100万円/人（合計の上限200万円/人））
③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

地域活性化起業人
マッチングPFの登録・
活用はこちらから↓



1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域づくりに取り組む人材の確保及び組織・体制の構築）

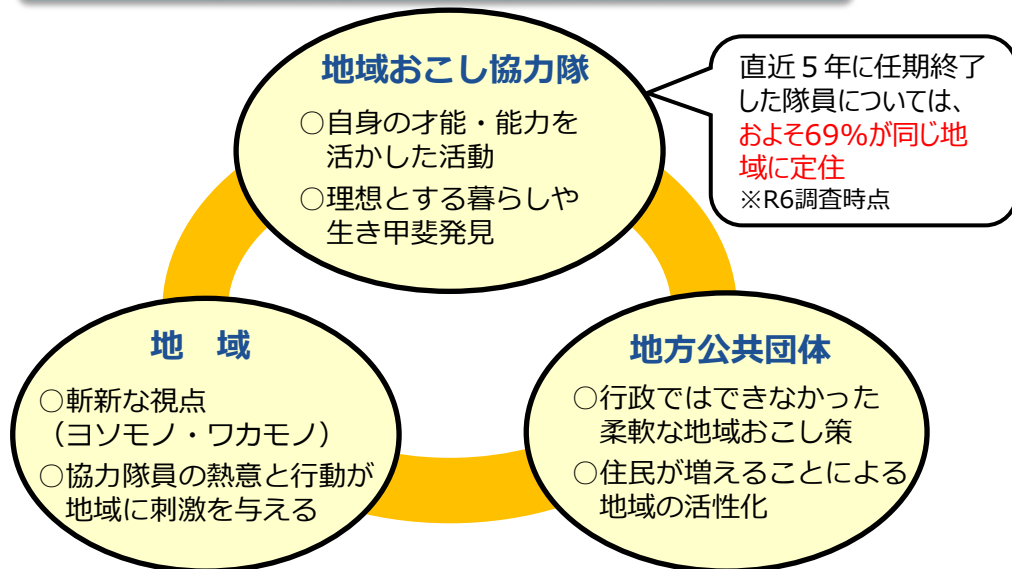
12	地域おこし協力隊	URL	HP	https://www.soumu.go.jp/chiikiokoshitai/index.html	 HP	 事例等
			事例等	https://www.soumu.go.jp/chiikiokoshitai/document/s/detail_003.html		
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
都道府県・市町村	ソフト	特別交付税措置			252	総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5391

● **制度概要**：都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。
 概ね**1年以上3年以下**の期間、地域に居住して「**地域協力活動**」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

- **実施主体**：地方公共団体
- **活動期間**：概ね1年以上3年以下 ※ 最大5年とする特例あり（R8～）
- **地方財政措置**：地域おこし協力隊の活動経費について、1人あたり**550万円上限**に特別交付税措置

そのほか、隊員の募集、サポート、起業・事業承継に要する経費についても特別交付税措置

地域おこし協力隊導入の効果




隊員数と取組自治体数

令和6年度 **7,910人** / 1,176団体
 ⇒ **10,000人**を目標

隊員の特徴

- ・隊員の**約4割**は女性
- ・隊員の**約6割**が**20歳代**と**30歳代**
- ・**50歳以上**の隊員や**外国籍**の隊員も活躍

1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域づくりに取り組む人材の確保及び組織・体制の構築）

13	地域運営組織（RMO）	URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/chiiki_unneisosiki.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先	
都道府県・市町村	ソフト	普通交付税措置・特別交付税措置			31	総務省地域力創造グループ 地域振興室 03-5253-5534	

- 全国には**8,193組織**、地域運営組織が形成されている市区町村数は**893回体**（令和6年度総務省調査）
- “人材・資金・情報”の3つの側面から地域運営組織の形成及び持続的な運営に向けた活動を後押し

RMOイメージ図

※概ね小学校区単位で活動

※「〇〇まちづくり協議会」

「△△コミュニティ協議会」等の名称での活動を確認



RMO活動事例

（特非）きらりよしじまネットワーク（山形県川西町）


- 生活関連情報をワンストップで収集できるアプリ等のICT技術を活用した高齢者の見守り、子ども食堂、地産地消や移動販売による買い物支援や児童クラブ事業など住民の生活支援活動を実施
- **地域の若者（約30人）が事務局として参加し**住民の話し合いを運営、アイデアを集約し、生活に根差した事業を展開している



POINT

- 各主体がバラバラに活動するのではなく、1つの組織として分野横断的に活動することで、地域課題の解決可能性が高まる
- 従来の住民自治組織と比較して、若者や女性が参加しやすい組織
- 自治体と地域をつなぐ主体となり、様々な地域活動の基盤（インフラ）となる
- 地域運営組織の形成・運営等に要する経費について、地方財政措置を講じている

1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域づくりに取り組む人材の確保及び組織・体制の構築）

14	集落支援員	URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyousei08_03000070.html			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
都道府県・市町村	ソフト	/	/	/	/	総務省地域力創造グループ 過疎対策室 03-5253-5536

- **集落の維持・活性化**のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が、
 ①**集落の巡回・状況把握**、②**住民同士の話し合いの促進**、これらを通じ必要とされた③**具体的な集落の維持・活性化に向けた取組**や
 その取組主体となる**地域運営組織などをサポート**

必須業務

集落支援員の活動イメージ

① 集落点検の実施

市町村職員と協力し、住民とともに集落点検を実施

② 集落のあり方について話し合い促進

「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等について話し合いを促進



集落の「目配り」役として、住民を主体とした集落の維持・活性化を支援！

③ 集落の維持・活性化に向けた取組や取組主体となる地域運営組織などをサポート

- ① デマンド交通システムなど地域交通の確保
- ② 都市から地方への移住・交流の推進
- ③ 特産品を生かした地域おこし
- ④ 高齢者見守りサービスの実施
- ⑤ 伝統文化継承
- ⑥ 集落の自主的活動への支援 等

● 特別交付税措置

- 集落支援員を設置した地方自治体に対して特別交付税措置を講じる。

対象団体 市町村 及び 都道府県 ※1
 対象経費 ① 集落支援員の設置
 ② 集落点検の実施
 ③ 集落における話し合いの実施
 ④ 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策

措置額 集落支援員 1人あたりの上限額
 専任 500万円 ※2
 兼任 40万円

※1 国勢調査における人口集中地区での取組は措置の対象外

※2 兼任であって、集落支援員としての活動に従事する時間が週当たり15時間30分以上の場合を含む


POINT

● 配置状況 (R6年度)

専任 2,645人

兼任 3,022人 (自治会長などの兼務)

1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域づくりに取り組む人材の確保及び組織・体制の構築）

15	社会教育主事、社会教育士	URL	HP/事例等 https://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/mext_00667.html (R8 予定)			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
都道府県・市町村	ソフト					文部科学省 地域学習推進課 03-5253-4111（内線2973）

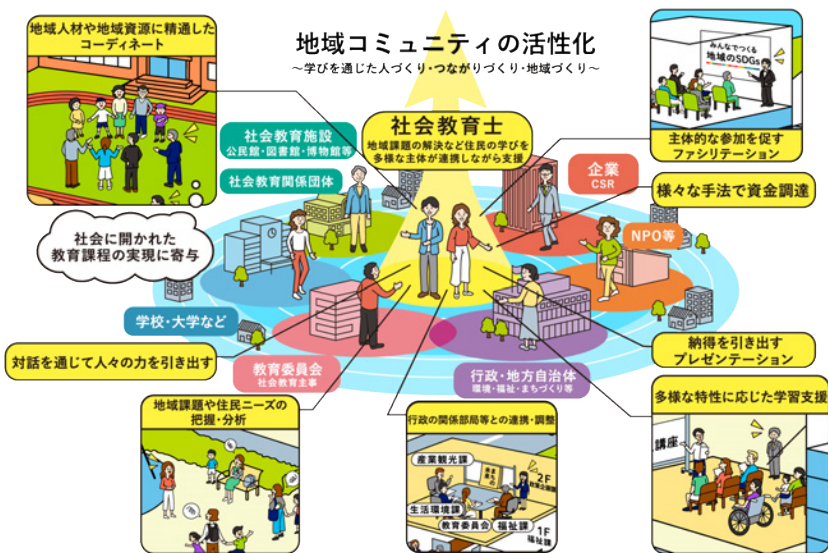
○ **社会教育主事**は、社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会に置くこととされている専門的職員であり、「**地域全体の学びのオーガナイザー**」として、学校教育（行政）をはじめ、**首長部局が担う環境、農山漁村振興、まちづくり等と社会教育（行政）をつなぐこと等により、社会教育行政及び実践の取組全体を牽引し、地域全体の社会教育振興の中核を担うこと**が期待されています。

<具体的な職務の例>

- ① 教育委員会事務局が主催する社会教育事業の企画・立案・実施
- ② 管内の社会教育施設が主催する事業に対する指導・助言
- ③ 社会教育関係団体の活動に対する助言・指導
- ④ 管内の社会教育行政職員等に対する研修事業の企画・実施

○ 「**社会教育士**」は、令和2年度より始まった制度で、教育委員会事務局に配置される「社会教育主事」になるための講習や養成課程を修了した者に与えられる「称号」です。

○ 講習や養成課程で習得した**コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等**を活かし、「**各分野の専門性を様々な場に活かす学びのオーガナイザー**」として、教育委員会のみならず、**環境、農山漁村振興、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、行政や企業、NPO、学校等の様々な場で、人づくりやつながりづくり、地域づくりに中核的な役割を果たすこと**が期待されています。



農業・地域づくり × 社会教育

（島根県安来市）

農村RMO(※)の役割・業務

（※農村型地域運営組織）

- 複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う

社会教育（士等）の視点


- 主要産業である農業に加え、地域全体の活性化を図るためには、**農業関係者だけでなく、地域住民全体を巻き込んでいく必要がある**
- **地域運営組織にも農業関係者だけでなく、幅広い人材が必要**
- そのため地域住民の話し合いの場を創出することが効果的

具体の取組・活動

- **地域ビジョンの作成**に向けて、地域の主要産業である農業活性化についての**アンケートを全世帯で実施**
- 住民が中心となって話し合いを進めるにあたって、県からの**派遣社会教育主事がオブザーバーとなり、公民館と連携して、世代別・全世代のワークショップなどをコーディネート**
- 話し合いを通じて、**地域全体にビジョンが浸透**。新しい人のつながりと新たな**人材発掘・育成**につながり、農村RMOにも**幅広い人材が参画**



1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域づくりに取り組む人材の確保及び組織・体制の構築）

16	地方創生カレッジ	URL	https://chihouseisei-college.jp/ (R7)				
			事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	自治体職員・民間事業者・学生等	ソフト		1～2月頃		140 (百万円)	内閣府 地方創生室 03-6257-1412

- デジタルを含む地方創生に真に必要なかつ実践的知識をeラーニングの形でオンラインのデジタルプラットフォームを通じて幅広く提供するほか、地域課題に対応した実地講座を実施。
- 地方創生2.0基本構想」を念頭に、若者や女性、社会参加に意欲的な定年退職者層などを重点ターゲット層として、訴求力の高い講座制作や情報発信を推進する。

地域の動き

地方版総合戦略等に基づき、地方創生に資する事業を本格的に推進する段階



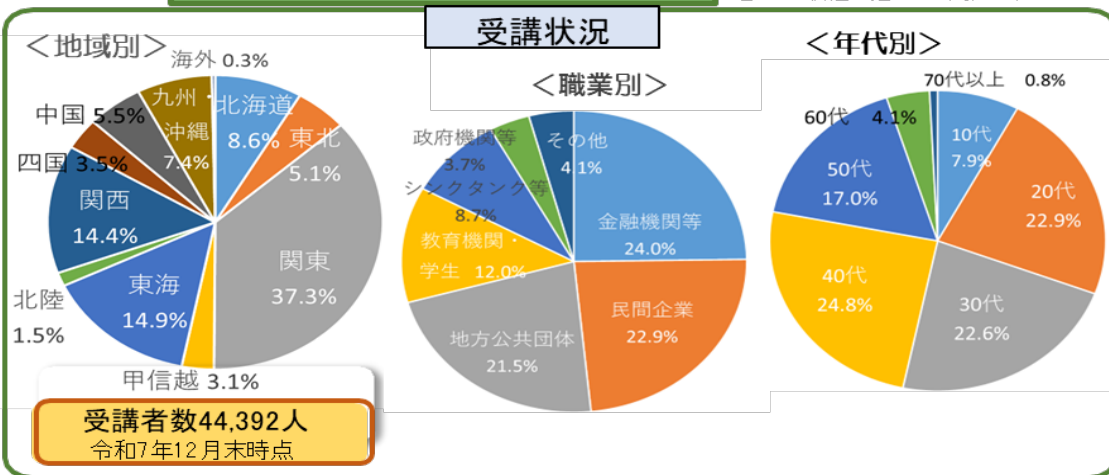
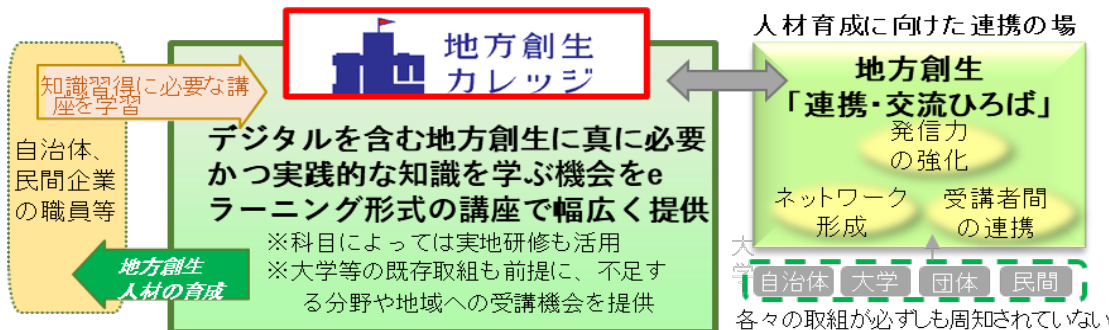
【カリキュラム構造イメージ】

eラーニング

講座数：210(令和7年12月末)

専門編	分野別プロデューサー 観光・DMO 地域商社等	総合プロデューサー 戦略策定・管理 事業構築・推進等	地域コミュニティリーダー 住民自治 ケーススタディ等
	基礎編	地域戦略の策定 データ分析	地方創生の理念 地域の課題解決等

対面・実地 スクーリング/ワークショップ(人材交流・マッチング)



1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域づくりに取り組む人材の確保及び組織・体制の構築）

17	農村プロデューサー養成講座	URL	https://www.maff.go.jp/j/nousin/course/index.html (R8)				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	受講生募集時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先	
地方自治体職員 地域づくりに関心・ 意欲のある人	ソフト		6月～7月 (予定) ※実践コース		(百万円) 7,045の内数 ※農山漁村振興交付金	農林水産省 農村振興局 農村政策部都市農村交流課 03-6744-1855	

《事業概要》

- “地域への愛着と共感を持ち、地域住民の思いを汲み取りながら、地域の将来像やそこで暮らす人々の希望の実現に向けてサポートする人材” 『農村プロデューサー』を養成。
- 「入門コース」と「実践コース」で構成。「実践コース」は、オンライン形式（ライブ配信）と対面形式を併用し、“実例を基にした模擬演習”や“受講生自らの実践活動”による現場力アップを重視。さらに講座修了後は、修了生や講師陣をつなぐネットワークを構築。

入門コース（定員なし）

1. 研修の目標

- ・農山漁村地域における、創意工夫にあふれる地域づくりの取組内容を学ぶことにより、地域づくりの実践に向けたプロセスを習得

2. 受講対象者

- ・地域づくりに関心のある者が幅広く参加可能
(実践コースの受講希望者は、入門コースを受講することが望ましい)

3. 主な内容

オンライン講演（ライブ配信）

- ・地域づくりに造詣の深い有識者による研究分野等に関する講義
- ・地域で活躍する実践者による活動プロセス等の紹介
- ・チャットを用いた質疑応答
- ・全6回（各90分程度）

実践コース（定員あり）

1. 研修の目標

- ・地域への愛着と共感を持ち、地域住民の思いを汲み取りながら、地域の将来像やそこで暮らす人々の希望の実現に向けてサポートできる人材（農村プロデューサー）を養成

2. 受講対象者

- ・地方自治体職員※及び地域づくりに意欲がある者等

※ 地方自治体職員として、農林水産、社会教育、福祉、地域共生社会、企画等の部局の職員、地域担当職員、農林水産普及指導員（都道府県）、農業委員・農地利用最適化推進委員（市町村）等を想定

3. 主な内容

(1) オンライン講義（ライブ配信）

- ・地域及び地域住民に関する現状把握や分析手法、実践に向けたロードマッピング等の基礎を学ぶ
- ・地域づくりに造詣の深い講師による講義
- ・チャットを用いた質疑応答
- ・2日間（計6時間程度）

(2) 対面講義（実例を基にした模擬演習等）

- ・ワークショップ形式の演習により、(1)で習得した手法を現場で実践するためのトレーニングを実施、また研修生同士の連携も推進
- ・2泊3日（複数会場で開催）

(3) 受講生自らの実践活動

- ・受講生及び修了生が取り組む実践活動の中からモデルケースを選出
- ・受講生及び修了生は講師からのアドバイスを受け、現場レベルで企画・実践
- ・モデルケースを題材として、農村プロデューサーに求められるポイントをオンラインゼミで議論

講座修了後のネットワークイメージ



※ 主な内容・開催回数は、令和8年度に予定しているもの。

1. 地域づくりの取組全般に関する施策（郵便局との連携による持続可能な地域・社会課題の解決）

18	地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業	URL	https://www.soumu.go.jp/yusei/kasseika.html (R7)				
			事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期
	地方公共団体が参画するコンソーシアム	ハード・ソフト	—	5月～6月頃	—	170	総務省 情報流通行政局 郵政行政部郵便局活用課 03-5253-5964

- 自治体が郵便局を活用し、地域に必要な機能の維持を図るとともに行政事務の効率化・生活支援サービスの充実・強化による住民利便の向上・地域経済活性化に繋げるために、コミュニティ機能の改善・強化事例の創出・横展開に資する実証を行い、「郵便局のコミュニティ・ハブとしての活用」を推進。

法令上、郵便局は、あまねく全国において利用されるよう設置が義務づけられるとともに、地域において一定の公的な役割を果たすことが期待されている※

※郵政民営化法第7条の2、
日本郵便株式会社法第1条

現状



地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業



- 郵便局の公共性・地域性を活かして、郵便局を新たな行政サービス・生活サービスの提供拠点とする実証事業を実施。
- 郵便局ネットワークを維持する責務を負っている日本郵便が、郵便・貯金・保険のユニバーサルサービスを提供しながら、郵便局ネットワークを利活用し、地域に必要なサービスの提供主体（自治体・生活インフラ等）と連携することで、人口減少下においても持続可能な地域へ発展させていく。

（事業主体） シンクタンク（シンクタンクを事務局として自治体の実証を実施）
 （事業スキーム） 実証事業（請負）

1. 地域づくりの取組全般に関する施策（優良事例の表彰・紹介）

19	「地域づくり表彰」	URL	https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei_tk_000020.html				
----	------------------	-----	---	--	--	--	--

事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
地域づくりに携わる団体等 （任意団体、地方自治体含む）	ソフト	/	毎年4～5月 （予定）	/	/	国土交通省 国土政策局 地方政策課 03-5253-8363

趣旨・目的 **創意工夫**を活かした優れた**自主的活動**等を基本とする地域づくりで顕著な功績のあった優良事例を表彰し広報することにより、地域づくり活動の奨励と地域づくりノウハウの伝搬を通じて「**新時代に地域力をつなぐ**」**持続可能な国土の形成**に資する

事業内容 「地域づくり表彰」は、創意工夫を活かした個性的な地域づくり活動を表彰するもの。定住の時代と言われた昭和59(1984)年度に始まり、府省や官民の枠を越えた**分野を限定しない幅広い地域づくり**を対象とする表彰として最も古いもののひとつ。特定の分野に留まらず、また、**活動期間の長短を問わず**、**地域課題の解決**に資する幅広で**ユニークな取組**を応援しています。

受賞事例 令和7年度抜粋

国土交通大臣賞

せとうち みなとマルシェ実行委員会 (愛媛県 今治市)

「しまなみ海道」開通で低下した港や町の賑わいを取り戻すため、「瀬戸内のうまいに会えるマルシェ」として復活

「せとうちブランド」とに触れる場として、「食」を中心として、地域資源の発露の場として再定義。

写真は毎回600の中から100程度に厳選された出店が並ぶ。



地域づくり推進協議会賞

京田辺 農福観 地域づくり協議会 (京都府 京田辺市)

「多様な人々が繋がり、循環する地域づくり」をコンセプトに、農業・福祉・観光・商工などの各関係者が連携。

都市的地区での「マルシェ」、茶摘み・抹茶づくりのツアー、障がいのある方々の活躍の場を広げる活動、地域の特産品を目指したクラフトビルづくりなど、多種多様な連携事業を展開中。写真はフォトスポットとしても人気になった「菜の花回廊」




国土計画協会賞

白山 瀬波の会 (石川県 白山市)

かつて炭焼きで暮らしていた豪雪地帯の谷間の地区の再生事例。その理念に共感した企業と連携し、廃道となった登山道の再生、キャンプ場や川遊び場の整備、炭釜の復活等で「この地区を訪れて良かった」と思える体験の場づくりを展開

現在では、年間訪問客が8千人、カタクリの開花時期には3千人が来訪するようになり、地域の持続可能性の拡大に繋げている

写真は、子どもたちによるカジカの放流



二地域居住プラットフォーム賞

快生館 (福岡県 古賀市)

歴史ある温泉旅館を、官民連携で再生し、二地域居住と起業の場のワークスペース兼インキュベーション施設として再生。

『狩猟体験ワークショップ』も展開し、人手不足が深刻化する猟師の課題周知・育成にもつながっている。スタッフ自身も狩猟免許を取得し猟友会に参画、有害鳥獣駆除隊員になっている



日本政策投資銀行賞

くどやま芸術祭 実行委員会 (和歌山県 九度山町)

「まちが まるごと 美術館」をコンセプトに、2年に1度、まちなかを まちぐるみでアート空間に 空き家や空き店舗の活用を考える好機にも

展示施設や作品の展示設営には、町民ボランティアも参加し、町作りを我が事にする契機にも。



審査会特別賞

市東地域 15町会 共創プロジェクト (千葉県 市原市)


我が国有数の工業都市の里山地区の15もの町会の住民有志が連携し、豊かな自然と歴史を活かした 数多くのプロジェクトを創出。里山整備や、駄菓子屋の開店、親子での防災キャンプ、地元農産物を使った太巻き寿司づくりなど、地区外の人々も巻き込んで、ふるさと意識の向上と愛着を産んでいる。

写真は、百年つづく田んぼづくり。



受賞の効果 「各地からの視察で、活動への機運が高まったり、子どもたちの表情が明るくなった」「受賞の報道をきっかけに、クラウドファンディングなど支援の輪が広がった」

皆様のご応募を おまちしております



1. 地域づくりの取組全般に関する施策（優良事例の表彰・紹介）

20	農林水産祭顕彰等普及事業（むらづくり部門）	URL	https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/binosato/b_maturi/			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
むらづくりの主体（集落、校区等）	ソフト		毎年1～3月			農林水産省 農村計画課 03-3502-6001

農林水産顕彰等普及事業（農林水産祭の実施）について

事業の目的

- 農林水産省と天皇杯を下賜された(公財)日本農林漁業振興会との共催による「農林水産祭」を実施し、全国各地から選抜した優秀農林水産業者に、天皇杯や内閣総理大臣賞を授与
- 国民の農林水産業と食に対する認識を深めるとともに、農林水産業者の技術改善及び経営発展の意欲の高揚を図る

「農林水産祭」の財源

- 毎年の農林水産祭は、
 - ・ 国からの補助金
 - ・ 参加都道府県の分担金
 - ・ 200余りの民間団体・企業からの寄附金
 - ・ 260余りの行事参加団体からの参加費
 により実施

農林水産祭

- 昭和37年から毎年実施
- 全国各地の300余りの農林水産関係の共励会、品評会等(約10万点の参加)において、農林水産大臣賞を受賞した者の中から審査を行い、天皇杯、内閣総理大臣賞を選賞
- 天皇杯受賞者は、天皇皇后両陛下に拝謁及び業績を説明
- 受賞者の技術・経営の紹介、各都道府県の農林水産物の紹介等を行う展示会(「実りのフェスティバル」)の開催

天皇杯と農林水産祭

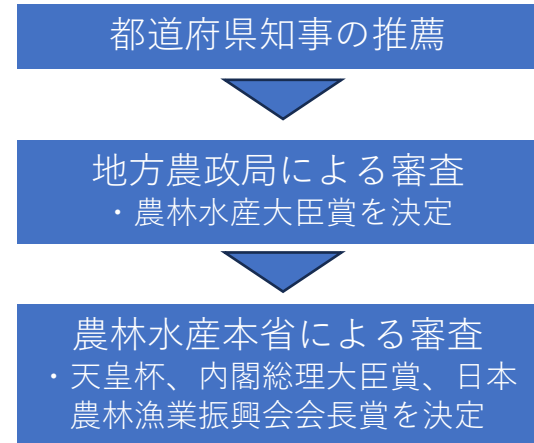
- 天皇杯は、スポーツ及び農林水産業の振興のため、特に業績のあった最優秀者に対して授与されるものであり、現在、27個の天皇杯が宮内庁を通じて各種民間団体に下賜
- 昭和37年11月、農林水産祭の部門別最優秀者に授与するものとして、6個の天皇杯が宮内庁を通じて、(財)日本農林漁業振興会に下賜
その後、昭和54年に、むらづくり部門に授与するものとして、更に天皇杯が1個下賜



選賞対象

1. 主体は、農山漁村における集落の区域から市町村の区域に至るまでの区域を地区とする集団又は組織
2. 対象となる活動は、農林漁業を基盤とした豊かな地域社会づくり、すなわち農林漁業の振興を核とし、生活、文化等を含む幅広い地域活動を展開する総合的なむらづくり

選賞審査概要図

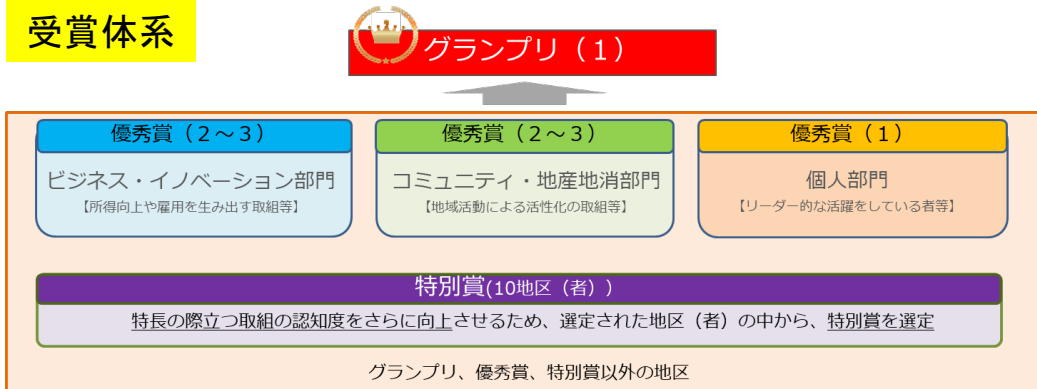


1. 地域づくりの取組全般に関する施策（優良事例の表彰・紹介）

21	ディスカバー農山漁村の宝	URL	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/discover.html			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
地域活性化に取り組んでいる団体・個人	ソフト		毎年6～8月			農林水産省 農村計画課 03-3502-6001

趣旨 「ディスカバー農山漁村の宝」とは、「強い農林水産業」、「美しく活力のある農山漁村」の実現のため、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良事例を選定し、全国に発信

対象となる取組 植物工場、陸上養殖、官民共創、スマート農業、農林水産業、企業との連携、学生・若者の活躍、女性の活躍、農泊・農福連携、6次産業化、ジビエ、移住・定住、地産地消、食育・教育、関係人口の創出、雇用、環境保全、農村文化体験、伝統の継承、復興、荒廃農地対策、多様な分野との連携、景観保全 等

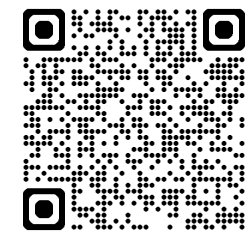


情報発信

マスコミやYouTubeによる情報発信

事例集作成による情報発信

内閣官房長官等と選定地区代表者で全体記念撮影 (交流会：令和8年1月20日)

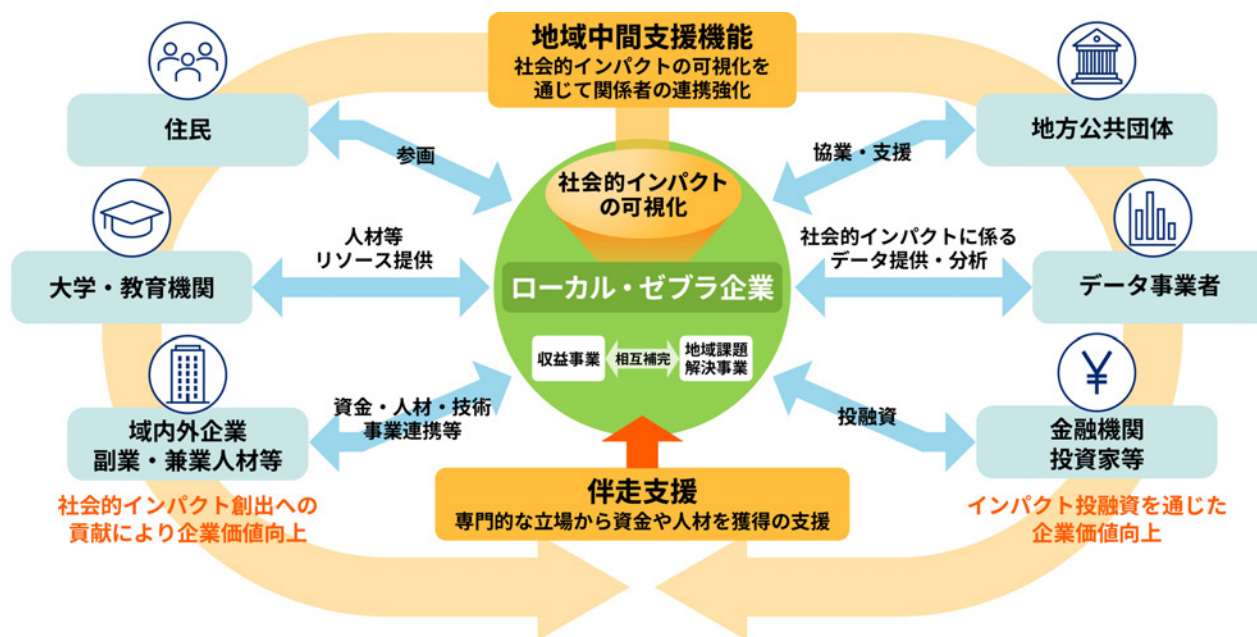


「ディスカバー農山漁村の宝」特設ホームページはこちら

1. 地域づくりの取組全般に関する施策（新事業の立ち上げ・新商品開発・新たな市場の開拓・需要の創出）


22	ローカル・ゼブラ企業創出・育成のためのエコシステム定着促進に向けた調査・分析（中小企業実態調査委託費）	URL	https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki_kigyou_kyousei/index.html （R7）			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
民間事業者等	ソフト	委託	—	—	400 <small>（百万円）</small>	中小企業庁 商業課 03 - 3501 - 1929

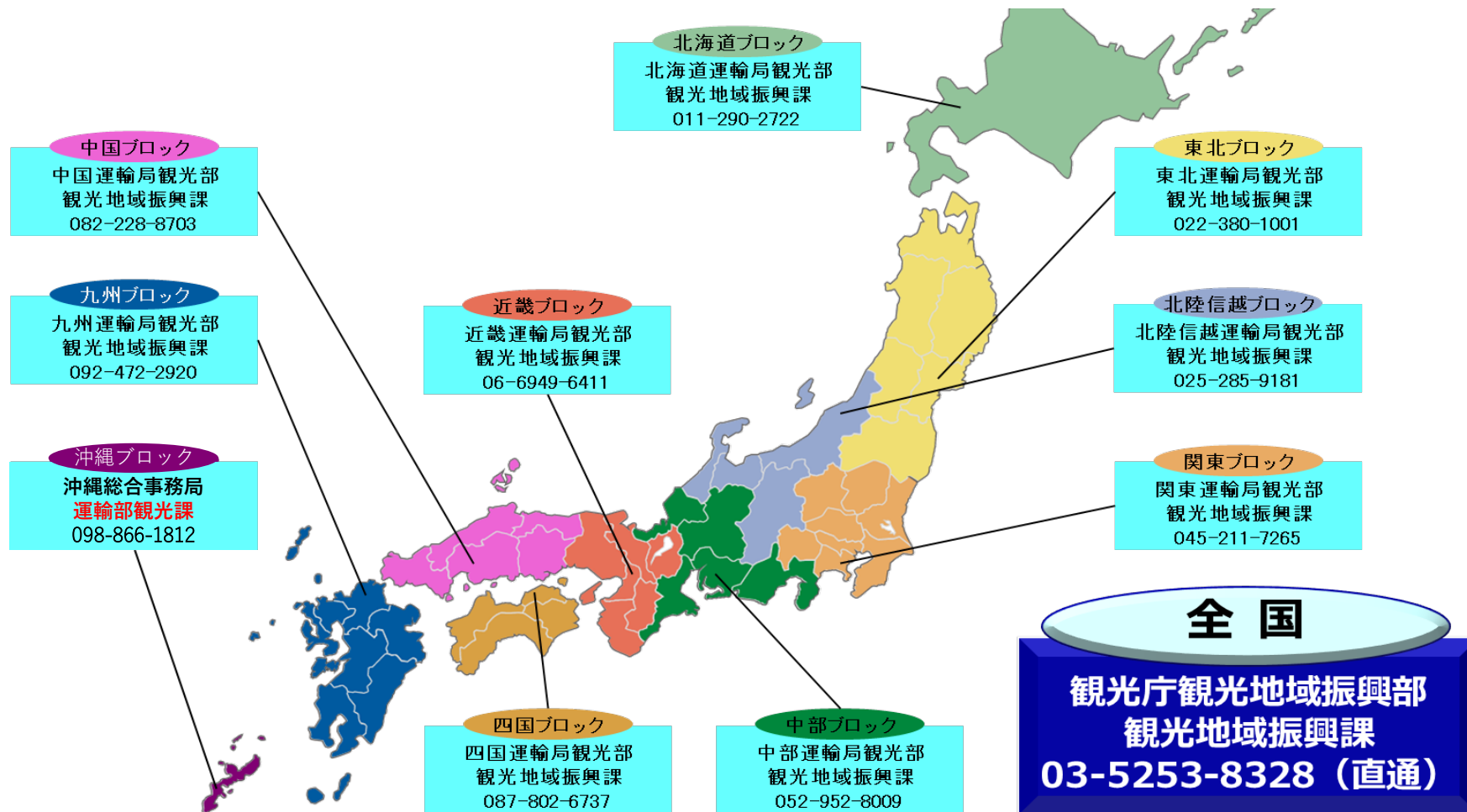
各地におけるローカル・ゼブラ企業の創出・育成に向け、社会的インパクト評価・活用手法や地域や業種を超えて知見を共有するコミュニティの取組を社会実装するために必要な要素について調査・分析する。



<実現したい地域課題解決のエコシステム>

1. 地域づくりの取組全般に関する施策（観光振興）

23	観光地域づくり相談窓口の設置	URL	https://www.mlit.go.jp/kankocho/sodan_madoguchi/unyukyoku.html				
			事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	下記参照		ソフト				国土交通省観光庁 観光地域振興課 03-5253-8328



2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（新事業の立ち上げ・新商品開発・新たな市場の開拓・需要の創出）

24	農山漁村振興交付金のうち 山村活性化支援交付金	URL	HP	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html		
			事例等	https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/s-zirei/zirei.html		
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
市町村、地域協議会、 民間団体等	ソフト	定額	1月～2月		780	農林水産省農村振興局 農村政策部地域振興課 03-6744-2498

< 事業の内容 >

1. 山村活性化対策事業

山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の消費の拡大や域外への販売促進、付加価値の向上等を通じた地域経済の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト面の取組（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等）を支援します。

【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限1,000万円/年）】

2. 商談会開催等事業

① 商談会開催等支援

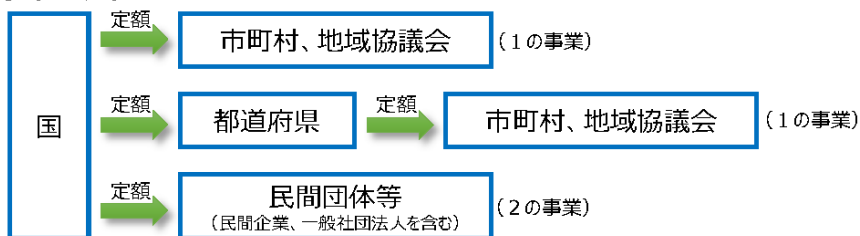
山村の地域資源を活用した商品の販路開拓や山村の価値・魅力の普及のため、バイヤー等との商談会や販売会の開催、情報発信などを支援します。

② 山村振興セミナー支援

地域資源を最大限活用した新ビジネスをより効果的に創出するため、商品づくりに必要なマーケティングのノウハウに係る基礎講習、ビジネスモデル作成に関する実践力を養う企画コンペ形式のワークショップの実施を支援します。

【事業期間：1年、交付率：定額】

< 事業の流れ >



< 事業イメージ >

1. 山村活性化対策事業

地域資源の賦存状況・利用形態等の調査

資源量調査、文献調査、聞き取り調査
地域資源の管理・保全形態等調査 等



現地調査

地域資源を活用するための
合意形成、組織づくり、人材育成

住民意向調査、地域住民によるワークショップ開催
資源活用の推進体制・組織の整備、実施計画づくり 等



合意形成・計画づくり

地域資源の消費拡大や販売促進、
付加価値向上等を図る取組

地域資源（農林水産物等）を使った地域産品づくり※
観光体験プログラム開発、モニターツアー実施
既存の直売所等と連携した販売促進、地域ブランドづくり
商品パッケージ等のデザイン検討、ECサイトの立ち上げ 等
※商品の製造加工を非振興山村地域で行うことも可能



地域産品の加工・商品化

地域資源を活用
したビジネス創出
の支援

外部専門家
によるマーケ
ティングに関
する基礎講
習

ビジネスモデ
ル作成に関
する企画コン
ペ形式WS

2. ②山村振興セミナー支援

2. ①商談会開催等支援

山村地域の参加者とバイヤー等との商談会・
販売会の開催・運営、販売力向上セミナー 等




商談会の開催

農林水産業を核とした山村の所得・雇用の増大
に向けた取組の推進

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-6744-2498)

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（新事業の立ち上げ・新商品開発・新たな市場の開拓・需要の創出）

25	農山漁村振興交付金のうち 地域資源活用価値創出対策	URL https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/index.html (R8)	HP・事例等			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
民間団体、地域協議会等、 農林漁業者、市町村、民間 事業者等、農林漁業者の組 織する団体等	ハード・ソフト	定額、1/2、 3/10等	1月下旬～2月中 旬ほか ※詳細は次ページ		7,045の内数	農林水産省農村振興局 ※詳細は次ページ

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出推進事業

- ① 地域活性化に向けた活動計画策定※、地域づくりを担う農村プロデューサーの育成、農業・農村の情報発信等を支援します。※農山漁村振興交付金の全ての対策について活用が可能
- ② 地域資源を活用した新商品開発、経営改善等の多様な課題解決に取り組む事業者への専門家派遣、官民共創の促進による地域課題の解決等を支援します。
- ③ 農泊の実施体制の整備や観光コンテンツの磨き上げ、インバウンドによる食関連消費の拡大に向けた「食」に特化した高付加価値なコンテンツ造成等の取組を支援します。
- ④ 障害者等の農林水産業に関する技術の習得、農福連携を地域で広げるための取組、全国的な展開に向けた取組、専門人材の育成等を支援します。

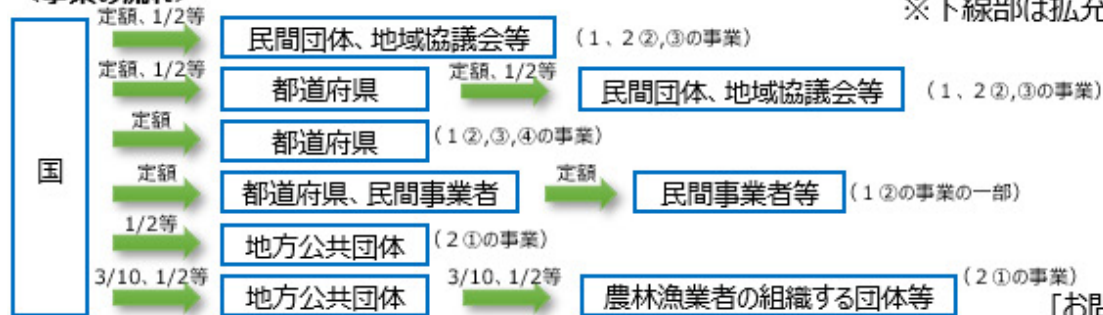
2. 地域資源活用価値創出整備事業

- ① 農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。
- ② 農泊の推進に必要なとなる古民家等を活用した滞在施設や「食」の高付加価値化に不可欠な施設等の整備を支援します。
- ③ 農福連携の推進に必要なとなる障害者等が作業に携わる生産施設等の整備を支援します。

（関連事業）地域資源活用価値創出委託調査事業

地域資源を活用した付加価値の創出に係るエビデンスに基づく施策企画・立案の充実を図るため、所得創出効果等の施策効果を測定するための委託調査を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 地域資源活用価値創出 推進事業	2. 地域資源活用価値創出 整備事業
<p>①地域活性化型</p>  <p>地域住民による地域活性化のための活動計画づくり</p>	<p>①定住促進・交流対策型 産業支援型</p>  <p>農林水産物直売所の整備</p>
<p>②創出支援型</p>  <p>官民共創による地域課題解決や地域資源を多分野で活用した新商品等の開発</p>	<p>農林水産物処理加工施設の整備</p> 
<p>③農泊推進型</p>  <p>地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの造成</p>	<p>②農泊推進型</p>  <p>食の高付加価値化に遊休施設を活用した不可欠な内装の改修 滞在施設の整備</p>
<p>④農福連携型</p>  <p>障害者等の農林水産業に関する技術の習得</p>	<p>③農福連携型</p>  <p>障害者等が作業に携わる生産施設の整備</p>

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課 (03-6744-1855)

各メニューの
公募時期等

○公募時期

1. 地域資源活用価値創出推進事業 1月下旬～2月中旬頃

※②創出支援型においては、地域資源活用・地域連携サポート事業のみ該当

2. 地域資源活用価値創出整備事業（②農泊推進型、③農福連携型） 1月下旬～2月中旬頃

○事業要望調査時期

1. 地域資源活用価値創出推進事業（②創出支援型） 1月中旬～2月中旬頃

※地域資源活用・地域連携サポート事業を除く

2. 地域資源活用価値創出整備事業（①定住促進・交流対策型及び産業支援型）

①定住促進・交流対策型 1月下旬～2月中旬頃

産業支援型 1月中旬～2月中旬頃

各メニューの
問合せ先

1. 地域資源活用価値創出推進事業

①地域活性化型のうち

- ・活動計画策定事業、農山漁村関わり創出事業 都市農村交流課 03-6744-1855
- ・農山漁村情報発信事業(※優良事例の情報発信) 農村計画課 03-3502-6001
- ・農山漁村情報発信事業(※農業遺産等の情報発信) 鳥獣対策・農村環境課 03-6744-0250

②創出支援型 都市農村交流課 03-6744-2497

③農泊推進型 都市農村交流課 03-3502-0030 (2. 地域資源活用価値創出整備事業の②農泊推進型も同じ)

④農福連携型 都市農村交流課 03-3502-0033 (2. 地域資源活用価値創出整備事業の③農福連携型も同じ)

2. 地域資源活用価値創出整備事業

①定住促進・交流対策型及び産業支援型のうち

- ・定住促進・交流対策型 地域整備課 03-3501-0814
- ・産業支援型 都市農村交流課 03-6744-2497

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（新事業の立ち上げ・新商品開発・新たな市場の開拓・需要の創出）

26	海業振興支援事業	URL	—			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
1. 民間団体等 2. 都道府県、市町村、漁業共同組合等	ソフト	1. ① 委託 1. ② 定額 2. 定額	1. 2月頃 2. なし	1. — 2. 随時	250	農林水産省 水産庁 漁港漁場整備部計画・海業政策課海業振興室 03-3506-7897

< 事業の内容 >

< 事業イメージ >

1. 海業立ち上げ推進事業

① 海業推進調査事業

海業関係者間の連携強化を図り、活用推進計画や実施計画の策定を推進していくため、民間事業者、漁港管理者、漁業協同組合等と結びつけるためのマッチングシステムなどの連携の仕組みや体制づくり等を実施します。

② 海業立ち上げ支援事業

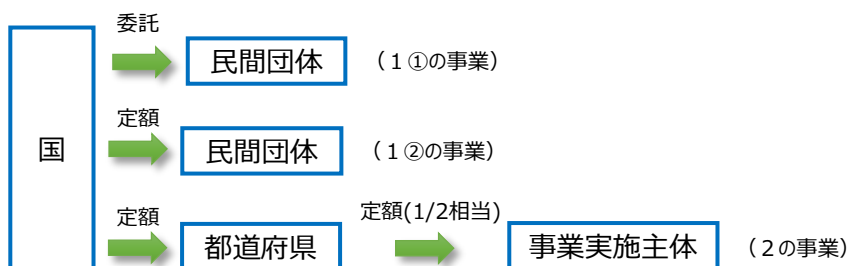
海業の全国展開にあたり、活用推進計画策定を目指すモデル地区において、国の施策として率先して取り組むべきテーマ（こども体験活動、「ぎょしょく」の拡大、インバウンド対応、港湾を含めた海業の展開、複数の市町村・漁協等による広域連携の取組等）に対して、活用推進計画の策定に必要な調査、効果分析、取組の実証等の民間事業者が行うモデルづくりを支援します。

※ぎょしょく：魚の生産から消費、生活文化までを総合的かつ立体的に繋げる考え方


2. 海業取組促進事業

地域において海業への一歩を踏み出し、海業取組に係る活用推進計画策定を目指すために必要な調査、効果分析、取組の実証等を支援します。

< 事業の流れ >

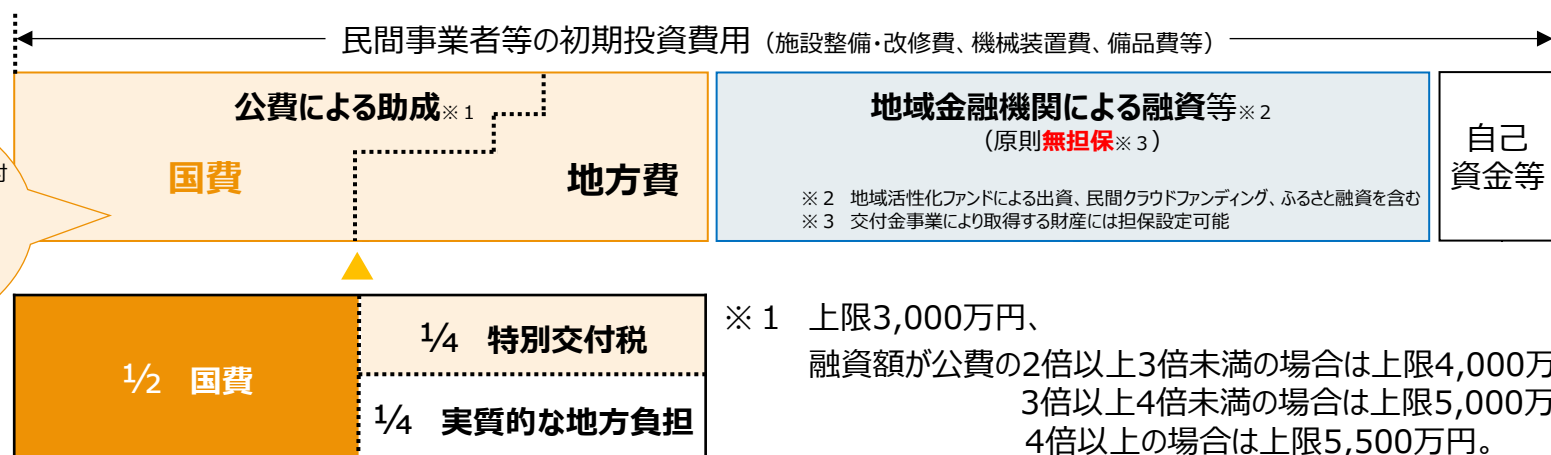


2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（新事業の立ち上げ・新商品開発・新たな市場の開拓・需要の創出）

27	ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）	URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/local10000_project.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 （百万円）	問合せ先	
都道府県・市区町村	ハード	【公費助成の上限額（地方公共団体→民間事業者）】 3,000万円～5,500万円 【交付率（国→地方公共団体）】 1/2、2/3、3/4 【特別交付税（地方公共団体の負担額に対する措置）】 措置率：0.5	随時	—	666	総務省地域力創造グループ 地域政策課 03-5253-5523	

- 産官学金の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の新規事業の立ち上げを支援
- **①地域密着型（地域資源の活用） ②地域課題への対応 ③地域金融機関による融資等 ④新規性（新規事業） ⑤モデル性**の要件について、国の有識者審査を経て該当すると認められた事業が対象

事業スキーム



原則 1/2

※条件不利地域かつ財政力の弱い市町村の事業は国費2/3、3/4

重点支援 3/4

- ・地域脱炭素
- ・若者・女性活躍

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（新事業の立ち上げ・新商品開発・新たな市場の開拓・需要の創出）

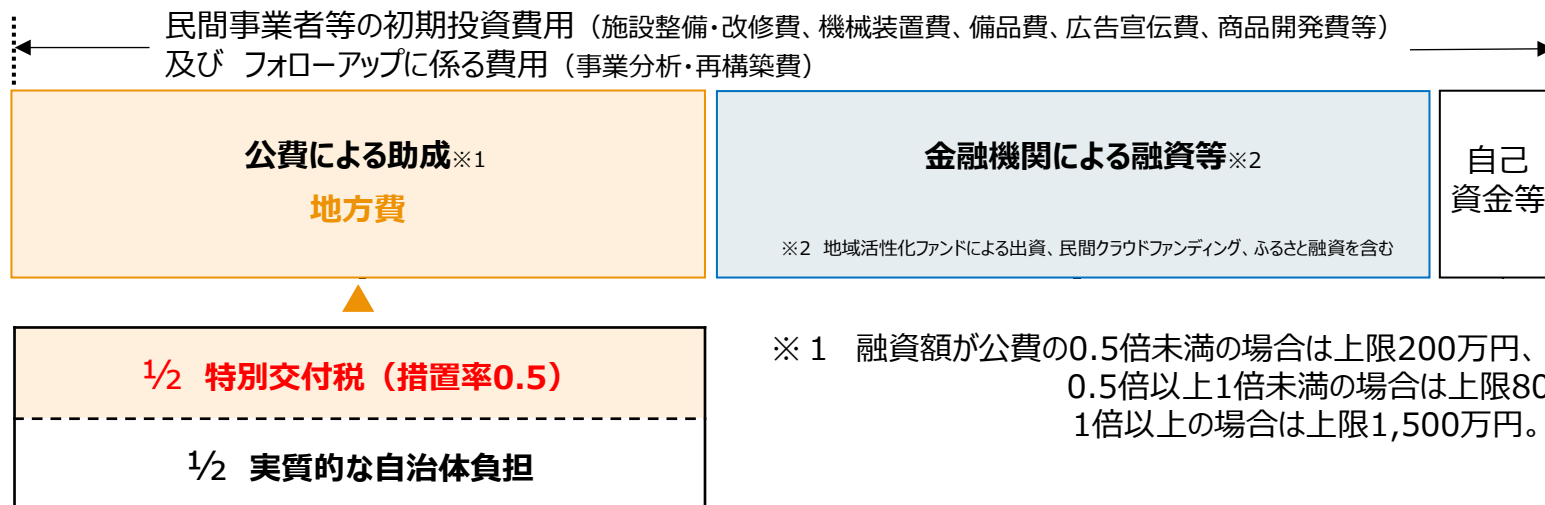
28	ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）	URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/localstartup.html				
			事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	市区町村	ハード・ソフト	【特別交付税】 措置対象経費上限額： 200万円～1,500万円 措置率：0.5	—	—	—	総務省地域力創造グループ 地域政策課 03-5253-5523

- ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）に準ずる、市町村が単独で実施する地域密着型事業の立ち上げを支援
- **①地域密着型（地域資源の活用） ②地域課題への対応 ③金融機関による融資等 ④新規性（新規事業）**

の要件について、市町村において有識者の審査又は商工会議所等の確認を経て該当すると認められた事業が対象

※国庫補助事業と異なり、①～④の要件を満たせば、自治体が自由に制度設計可能

事業スキーム



2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（スマート農林水産業）

29	スマート林業・DX推進総合対策のうち林業DX推進対策（デジタル林業戦略拠点構築推進事業）	URL	https://www.rinya.maff.go.jp/j/kaihatu/digital/digital.html （R8予定）			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
地域コンソーシアム	ソフト	定額、1/2	2月上旬～3月上旬	-	98 (百万円)	農林水産省 林野庁 研究指導課 03-3501-5025

<対策のポイント>

多様な関係者で構成される**地域コンソーシアム**が主体となり、**地域一体**で、木材の生産から流通に至る**林業活動にデジタル技術**をフル活用し、**林業のデジタル化・DX**に取り組む「**デジタル林業戦略拠点**」の構築を進めます（「面的」な取組を全国で展開）。

① デジタル林業展開支援事業 22,936千円

林業のデジタル化・DXの伴走支援

- 林業のデジタル化・DXに取り組む地域に対して、**コーディネーター派遣等による伴走支援**を実施
- 先進地域の取組成果を活用し、他地域への**横展開に必要な伴走支援ツール**を充実
- 地域間での**好事例の共有・情報の交換、新たな地域の取組みを促進**

（地域における取組の進展のイメージ）

フェーズ① 地域コンソーシアムの形成と課題の明確化

フェーズ② 複数事業者・工程の連携による実証プロジェクト

フェーズ③ 地域が一体となったデジタル林業の自律的展開

（伴走支援ツールの例）

体制整備等のための
チェックリスト

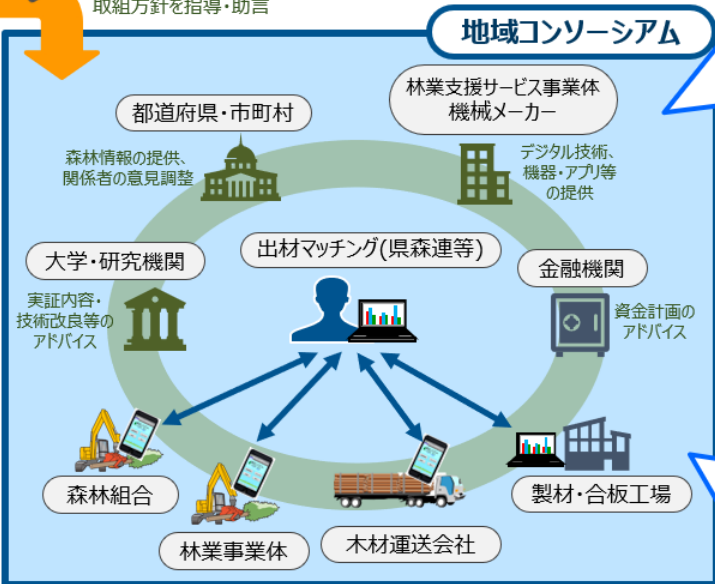
デジタル化費用対効果
算定ツール

② デジタル林業戦略拠点構築推進事業 98,000千円



コーディネーター

第3者の視点で進捗を評価、
取組方針を指導・助言



地域が一体となったデジタル林業の自律的展開（林業DX）
（デジタル林業戦略拠点の構築）

地域の木材生産・流通の収益性を持続的に向上

基幹事業（実証活動、資機材購入費等を支援）

伐採・流通の効率化

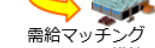
- ・ICTを活用した生産管理（複数の現場の生産量等の情報共有・一元化）
- ・製材工場等の木材需要と山側の木材供給のマッチング
- ・木材輸送トラックの配車の効率化
- など



木材検収システム



情報共有



需給マッチングシステムの構築



トラック運材効率化

提案事業（実証活動、資機材購入費等を支援）

再造林の省力・低コスト化

- ・植栽計画のデジタル化とGNSS活用による植栽作業の効率化
- ・ドローンを活用した苗木運搬
- ・遠隔操作下刈り機械の活用
- など



デジタル技術を活用した植栽計画



ドローンによる苗木運搬



遠隔操作下刈り機械

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（スマート農林水産業）

30	デジタル水産業戦略拠点整備事業	URL	https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/digital_suisangyo/index.html （R8 予定）			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8 年度当初予算	問合せ先
民間団体等	ソフト	定額	2月上旬 ～中旬	—	(百万円) 1,752の内数	農林水産省 水産庁漁政部企画課 03-3592-0731

<事業の内容>

デジタル水産業戦略拠点の計画策定等支援

これまで資源管理、生産、加工・流通・消費の個々に実施されてきたデジタル化の取組を面的に地域一体で取り組むデジタル水産業戦略拠点を創出するための計画策定に必要な地域コンソーシアムの開催や専門家の派遣等を支援します。

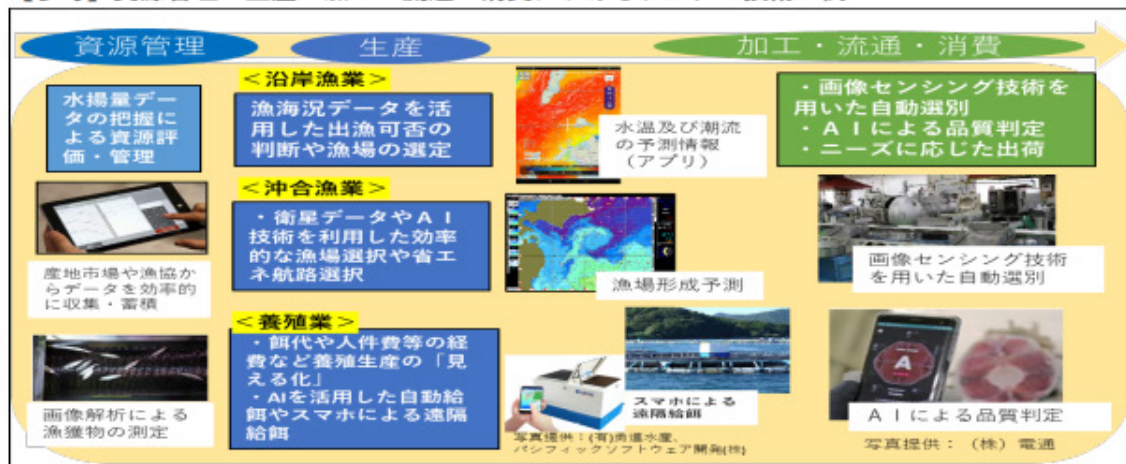
<事業イメージ>

デジタル水産業戦略拠点（イメージ）



- 漁村地域の活性化
地域内での相乗効果も含め、水産関係者の所得の向上など、地域の活性化
- 都市住民や外国人観光客も裨益
消費者の安心趣向への対応、食品ロスの削減、ワーケーション等によるQOL向上
- 学ぶ場の提供
地域外のスマート水産業に興味のある漁業者や加工流通業者等に学ぶ場を提供

【参考】資源管理・生産・加工・流通・消費におけるデジタル技術の例



<事業の流れ>



2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（スマート農林水産業）

31	スマート農業技術開発・供給加速化対策	URL	https://www.affrc.maff.go.jp/docs/kaihatu_kyokyu_zigyo/index.html (R7)			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度補正予算 (百万円)	問合せ先
民間団体等 (公設試、大学を含む)	ソフト	定額	終了		8,970	農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課 03-3502-7437

< 事業の内容 >

< 事業イメージ >

1. 重点課題対応型研究開発（農研機構対応型）

民間事業者による研究開発等を加速させるため、農研機構による品目共通の基幹的技術や研究開発を促進する基盤的技術の開発を推進します。

2. 重点課題対応型研究開発（民間事業者対応型）

特に必要性が高いスマート農業技術の開発を促進するため、スマート農業技術活用促進法に基づく重点開発目標に沿った民間事業者による研究開発を支援します。

3. 低コスト・小型化等現場ニーズ即応型開発

中山間地域等の生産現場の即戦力となる技術の開発・実用化を推進するため、「低コスト」や「小型化」等の現場ニーズに基づく研究開発を支援します。

4. 先行的研究開発支援

スマート農業技術の研究開発を担う新たなプレイヤーの参画を推進するため、特に機動力、アイデアを有する高専や職業能力開発大学校等が行う民間企業と連携した供給につながる研究開発を支援します。

5. 技術改良・新たな栽培方法の確立の促進

開発技術を円滑に産地へ供給するため、メーカーとサービス事業者等によるプロトタイプの前段階における改良や技術に適合した新たな栽培方法の確立を支援します。

6. スマート生産方式SOP（標準作業手順書）作成研究

スマート農業技術の導入を推進するため、導入効果を着実に発揮させる栽培体系やサービス事業者を介した技術の運用方法等を検証し、標準化する取組を推進します。

① 農研機構対応型（協調領域）

品目共通のベースとなる技術（基幹的技術）や開発を促進する技術（基盤的技術）の研究開発

【基幹的技術の例】
双腕型ロボットアームと模倣学習等の
フィジカルAIによる高難度作業への対応

【基盤的技術の例】
AI開発用教師データ

役割分担

② 民間事業者対応型（競争領域）

重要・高難度な技術の研究開発

【例】レタス収穫ロボット

【例】なしの管理作業（摘果）ロボット

③ 低コスト・小型化等現場ニーズ即応型開発

中山間地域等の生産現場のニーズを踏まえた即戦力となる低コスト・小型化等の技術の研究開発

【例】中山間地域向けの管理作業機の小型化（非乗用型への転換など）

④ 先行的研究開発支援

AIやロボティクス等のユニークな技術シーズを有する高専や職業能力開発大学校等と民間事業者が連携した研究開発

【例】
独自の発想に基づき
開発されるシンプルな
トマト収穫ロボット

技術開発・改良

⑤ 技術改良・新たな栽培方法の確立の促進

開発事業者とサービス事業者が連携した技術の質的向上や技術に適合した新たな栽培方法の確立

【例】技術のユーザビリティの向上

サービス事業者の関与が要件

⑥ スマート生産方式SOP作成研究

技術の導入効果を着実に発揮させる栽培体系やサービス事業者を介した技術の運用方法等の検証、標準作業手順書（SOP）の作成

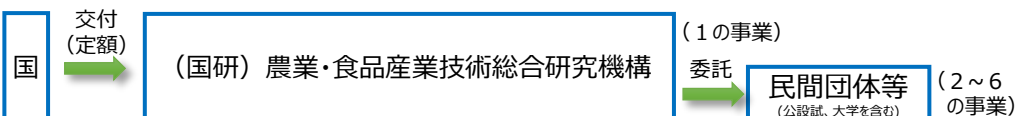
【例】自動収穫ロボットの導入効果を最大化するための栽培管理体系の確立、アプリ化

供給・展開

現場への円滑な技術供給



SOPを活用した全国各地への普及

< 事業の流れ >



【お問い合わせ先】農林水産技術会議事務局研究推進課（03-3502-7437）

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（スマート農林水産業）

32	スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業 (R7補正：スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策)	URL	https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/service.html https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/sumaten.html (いずれもR8予定)		1.の事業はこちら	2.の事業はこちら
						
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
民間団体等	ハード・ソフト	定額 1/2以内等	1月～4月頃 (状況に応じ随時)		2,530 (百万円) (R7補正予算：15,658)	農林水産省 技術普及課 03-6744-2107

< 事業の内容 >

< 事業イメージ >

1. スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業

1. スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業

- ①スマート農業技術と産地の橋渡し支援**
スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。
【補助上限額：500万円】
- ②農業支援サービスの育成加速化支援**
サービス事業の立上げや事業拡大に向けたニーズ調査、サービス提供の試行・改良、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入、サービス事業者の事業性向上に資する流通販売体系の転換等に必要な施設整備等を一体的に支援します。
【補助上限額：(農業機械)1,500万円、3,000万円、5,000万円】
- ③農業支援サービスの土台づくり支援**
サービスの標準的な作業工程や作業精度等を定めた「標準サービス」の策定等を支援します。

- スマート農業技術と産地の橋渡し支援** スマート農業技術の改良
- 農業支援サービスの育成加速化支援 (ソフト・セミハード・ハード)**
 - ・ニーズ調査、人材育成、機械導入等への支援 (ソフト・セミハード)
 - ・食品事業者等と連携してサービス提供期間の長期化等に向けて取り組む場合の流通販売体系の転換等に必要な施設整備を支援 (ハード)
- 農業支援サービスの土台づくり支援** 「標準サービス」の策定等



(例)
一斉収穫サービスに対応した予冷施設の整備



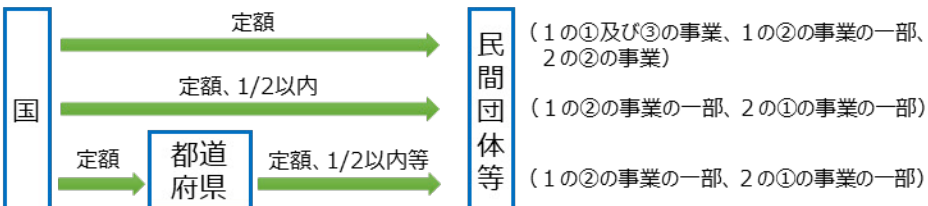
2. スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業

2. スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業

- ①スマート技術体系転換加速化支援**
スマート農業技術を活用し、農業機械の導入とその効果を高める栽培体系への転換等を行う産地の取組を支援します。
- ②全国推進事業**
スマート農業技術を活用した先進的な取組の横展開を図るため、実証展示ほ場の設置やシンポジウムの開催等を支援します。

- スマート技術体系転換加速化支援**
 - (例) 自動操舵システム＋直播栽培による作期分散 [水稻]
 - (例) 自動追従システム＋省力樹形・圃地整備による栽培管理の効率化 [果樹・茶]
 - (例) AI選別＋大型機械による一斉収穫・選別 [畑作物]
 - (例) 高温障害の影響を低減する生育予測システム＋機械による一斉収穫 [露地野菜]
- 全国推進事業** 先進的な取組の横展開

< 事業の流れ >



2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（有機農業）

33	みどりの食料システム戦略推進交付金のうち有機農業拠点創出・拡大加速化事業	URL	https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/organic_village.html （R8予定）			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
市町村、協議会等	ソフト	定額 1/2以内		随時	574の内数 <small>（百万円）</small>	農林水産省 農業環境対策課 03-6744-2114

<事業の内容>

地域ぐるみで有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく**特定区域の設定等**に向けて取り組む市町村等が行う、**生産から消費まで一貫した有機農業**を推進する取組の試行等を支援します。

1. 有機農業実施計画の策定

有機農業実施計画の策定及び特定区域の設定等に向けた検討会の開催や試行的な取組の実施等を支援

2. 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践

有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践や課題解決に向けた調査等を支援

3. 飛躍的な拡大産地の創出

2の取組を開始した翌年度以降に、有機農業の取組面積の大幅な拡大に向けて取り組む地域を支援

※1、2について、**産地と消費地が連携して消費拡大に取り組む場合に上限を加算**します。

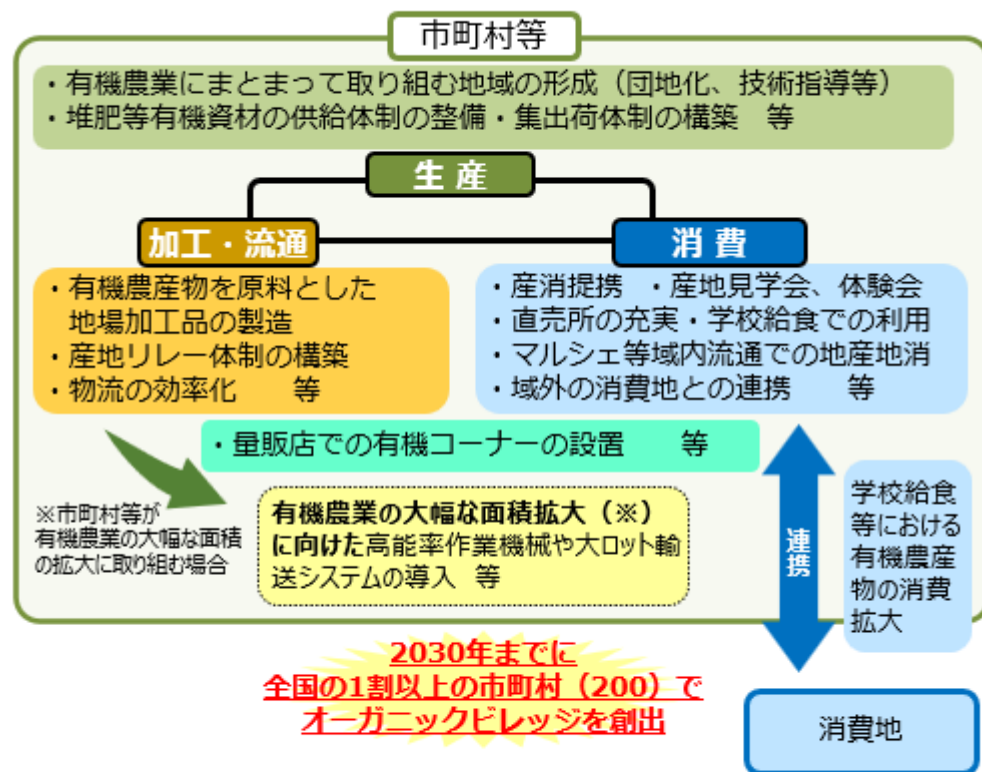
※**以下の場合に優先的に採択します。**

- ・事業実施主体の構成員が**みどり認定**等を受けている場合
- ・事業実施地域内の有機農業の取組が、**地域計画**に位置付けられている場合
- ・事業実施計画において**フラッグシップ輸出産地**と同一の対象地域・対象品目に関する取組が位置付けられている場合 等

<事業の流れ>



<事業イメージ>



オーガニックビレッジを拠点として、有機農業の取組を広域に展開

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（有機農業）

34	みどりの食料システム戦略推進交付金のうち 有機転換推進事業	URL	HP https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/ (R8予定)			
			チラシ https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/attach/pdf/index-166.pdf (R8予定)			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
都道府県、市町村、 協議会	ソフト	定額		随時	574の内数 <small>(百万円)</small>	農林水産省 農業環境対策課 03-6744-2114

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 有機農業への転換推進

新たに有機農業への転換等に取り組む農業者に対し、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備といった有機農業の生産開始に必要な経費相当額を支援します。

- ① 対象者 : ア 有機農業に取り組む新規就農者（就農後3年以内）
イ 慣行農業から有機農業への転換に取り組む農業者
（※）これまでに本事業による支援を受けていない者であること

- ② 対象農地：慣行農業から有機農業への転換初年度となる農地

- ③ 単価 : 10aあたり2万円以内

（本事業は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。）

- ④ 要件 : ア 将来的に国際水準の有機農業に取り組むこと
イ みどり認定を受けている、又は受ける予定があること
ウ 有機農業での新規就農者の場合、地域における国際水準の有機農業の平均的な収量とおおむね同等以上の収量実績があること

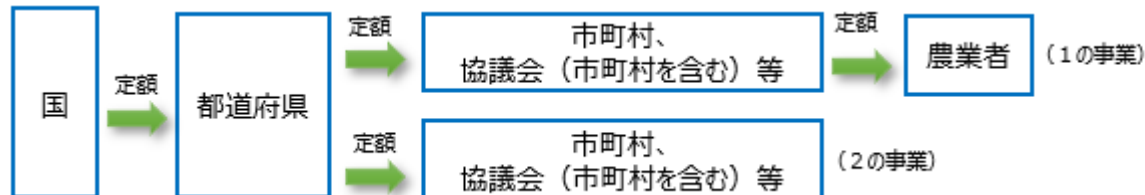
等



2. 推進事務

都道府県、市町村等に対し、有機転換推進事業の推進事務費を支援します。

<事業の流れ>



慣行農業から有機農業への転換

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（スマート農林水産業・有機農業）

35	みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のうち先進的有機農業拡大促進事業	URL	HP https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/ (R7)			
			パンフレット https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/attach/pdf/index-167.pdf (R7)			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度補正予算	問合せ先
農業者、協議会、都道府県、市町村等	ソフト	定額 1/2以内		随時	4,000の内数 <small>(百万円)</small>	農林水産省 農業環境対策課 03-6744-2114

< 事業の内容 >

1. スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大

有機農業の拡大に意欲的に取り組む農業者等に対して、スマート農業技術等を活用した生産、加工、流通・販売の取組を支援します。

【支援内容】

- ① スマート農業技術等に関する機械等の導入
(自動走行農機、高能率水田除草機・抑草ロボット、専用保管設備、スマート選別機等)
- ② 有機農業の拡大に向けた取組
(ほ場での試験栽培、専用保管設備等の活用による流通体制の効率化、有機加工品の開発等を通じた販路拡大等)

【支援要件】

- ① スマート農業技術等の導入により有機農業の生産拡大に取り組むこと
- ② 地域計画に位置付けられた農業者等であること
- ③ みどり認定を受けている、又は申請を行っていること等の全ての要件を満たすこと

< 事業イメージ >

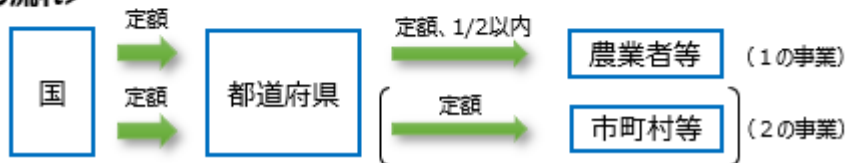
1. スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大



2. 有機農業拡大支援

1の支援対象者を含む地域一体の取組をサポートするため、都道府県、市町村等による専門家の派遣や講習会、販売促進活動等の取組を支援します。

< 事業の流れ >



2. 有機農業拡大支援



2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（都市農業）

36	農山漁村振興交付金のうち 都市農業機能発揮対策	URL	HP	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi_nougyo/hojo_gaiyou.html (R8 予定)
			事例等	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi_nougyo/hojo_jirei.html

事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
民間団体・地域協議会・市区町村等	ソフト	定額	1月下旬～ 2月中旬頃	1月中旬～ 2月中旬頃	7,045の内数 ※農山漁村振興交付金	農林水産省 農村振興局 農村政策部農村計画課都市農業室 03-3502-5948

趣旨・目的 都市住民と共生する農業経営の実現のため、農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化等の取組を支援し、その際、都市農地の貸借に係る取組を優先する。また、モデル的な取組、都市部の空閑地を活用した農地や農的空間を創設する取組等を支援する。

＜事業の内容＞

1. 都市農業機能発揮支援事業

都市農業の多様な機能を発揮させるため、アドバイザーの派遣や税・相続に関する講習会の開催、都市住民の都市農業や農山漁村に対する理解醸成に効果的な情報発信等の取組を支援します。

2. 都市農業共生推進等地域支援事業

① 地域支援型

- ア 都市住民と共生する農業経営への支援策の検討、都市農業の多様な機能についての理解醸成、市民農園等の附帯施設の整備、都市農地の周辺環境対策等の取組を支援します。
- イ 都市農業者と都市住民が直接ふれあうマルシェの開催等による交流促進のための取組を支援します。
- ウ 農地の防災機能の維持・強化等の取組を支援します。

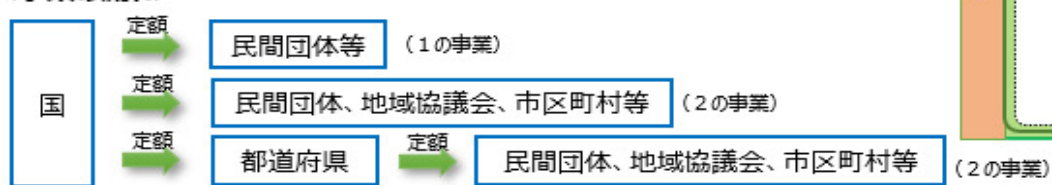
② モデル支援型

複数の地域が連携して一体的に都市農業の振興につながる新たな取組を実施し、その内容をガイドラインなどに取りまとめ、全国に波及させる取組を支援します。

③ 都市農地創設支援型

都市農業者や行政機関等が連携し、都市部の空閑地（駐車場等）を活用して農地や農的空間を創設する取組等を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

都市農業機能発揮支援

都市農業アドバイザーの派遣

税・相続に関する講習会

都市住民への理解醸成や効果的な情報発信

都市農業共生推進等地域支援

● 地域支援型

都市住民と共生する農業経営の検討

農作業体験会の開催

都市住民との交流促進

マルシェ等の開催

防災機能の維持・強化

防災訓練や防災兼用井戸の整備

● モデル支援型

農村ファンの拡大

環境負荷低減への取組

● 都市農地創設支援型

駐車場を活用し、コミュニティ農園を創設


＜各地域への波及＞

当該取組を通じ、課題や振興方策等ガイドラインなどに取りまとめ、全国に波及させる取組を支援。

貸借

都市農業者（担い手）

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（農林水産業関係施設の整備）

37	浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業及び海業推進事業	URL	https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/koufukin/index.html (R7)				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先	
都道府県 市町村 漁業協同組合等	ハード・ソフト	定額（1/2、 4/10、1/3等）	/	/	1,752の内数	農林水産省水産庁 漁港漁場整備部防災漁村課 03-6744-2391	
趣旨・目的	漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の着実な推進を支援するため。						
事業内容	浜プランに位置付けられた共同利用施設等の整備、密漁防止対策、海業推進、災害時の迅速な施設復旧等について支援する。						

< 事業の内容 >

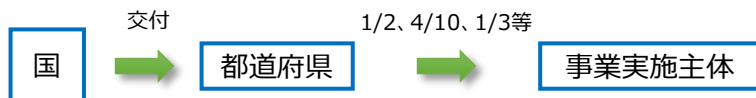
・水産業強化支援事業

漁業所得の向上を図るため、**共同利用施設の整備**、産地市場の電子化や作業の軽労化など**水産業のスマート化を推進する取組に必要な施設・機器の整備**、**種苗生産施設や養殖関連施設の整備**、プラン策定地域における密漁防止対策、**災害時の迅速な施設復旧等**を支援します。

・海業推進事業

海業の推進による漁業所得の向上及び漁村の活性化を図るため、**漁港漁村の就労環境改善・強靱化や交流促進に資する整備**、**災害時の迅速な施設復旧**を支援します。

< 事業の流れ >



< 事業イメージ >

浜の活力再生プラン（浜プラン）

- ・地域自ら策定する「浜の活力再生のための行動計画」
- ・漁業所得を10%以上向上させることが目標



<以下の事業により、浜プランの推進を支援>

水産業強化支援事業

<ハード事業>

- ・漁業収益力や水産物流機能の強化のための共同利用施設等の整備を支援
- ・産地市場の電子化や作業の軽労化等に必要な施設・機器の整備を支援
- ・産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去を支援
- ・種苗生産施設や養殖関連施設の整備等水産資源の増大のための施設の整備を支援



荷さばき施設



鮮度保持施設



荷受け情報の電子化



種苗生産施設

<ソフト事業>

- ・漁場の利用調整、密漁防止対策、境界水域における操業の管理徹底等を支援
- ・内水面の調査指導、内水面資源の災害復旧、地下海水の試掘調査等の取組を支援
- ・災害の未然防止、被害の拡大防止等を支援

海業推進事業

<ハード事業>

- ・漁港漁村の就労環境改善・強靱化、海業推進等に必要な整備を支援

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（農林水産業関係施設の整備）

38	みどりの食料システム戦略推進交付金のうち みどりの事業活動を支える体制整備	URL	https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html （R8予定）			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 （百万円）	問合せ先
地方公共団体、 民間団体等	ハード・ソフト	定額 1/2以内		随時	574の内数	農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課みどりの 食料システム戦略グループ 03-6744-7186

<事業の内容>

1. 基盤確立事業の認定者が行う機械・施設導入支援等

環境負荷低減に資する取組を行う事業者が、みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けて行う機械・施設の導入等を支援します。

① 支援対象となる基盤確立事業の認定取組

資材の生産・販売の取組、新商品の生産・販売の取組、流通の合理化の取組

② 支援内容

（ハード支援）認定を受けた取組の実施に必要な機械・施設の導入

（ソフト支援）農林水産物の調達先の調査、効果検証、情報発信の取組等

※ソフト支援については、基盤確立事業の認定見込み者を含む。

2. 特定計画の認定者等が行う機械・施設導入支援

地域ぐるみで環境負荷低減に取り組む農林漁業者等が、みどりの食料システム法に基づく特定環境負荷低減事業活動実施計画（特定計画）等の認定を受けて行う機械・施設の導入を支援します。

① 支援対象者

ア 特定計画の認定を受けた農林漁業者

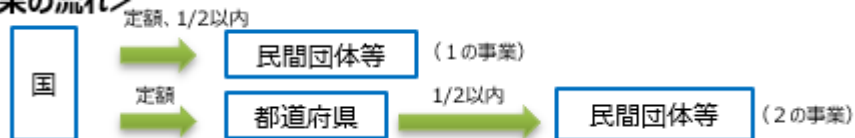
イ 特定計画で関連措置実施者（農林漁業者へ資材・機械等の提供を行う者）に位置づけられた事業者

ウ みどり認定を受けた大規模有機農業者

② 支援内容

認定を受けた取組の実施に必要な機械・施設の導入

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 基盤確立事業の認定者が行う機械・施設導入支援等

<ハード支援のイメージ>



パレット堆肥の製造に係る機械導入



食品加工施設の整備



区分管理のための小規模貯蔵施設の整備

<ソフト支援のイメージ>



通用作物の拡大に向けた栽培実証



PRのための展示会への出展 生産者の合意形成のための打合せ



（ハード支援）
交付率：1/2
交付金額の上限：2億円
※総事業費が1億円以上の事業が対象
（ソフト支援）
交付率：定額
交付金額の上限：650万円

2. 特定計画の認定者等が行う機械・施設導入支援

みどり認定者

うち特定計画の認定者・
関連措置実施者又は大規模有機農業者

認定を受けた取組の実施に必要な機械・施設を導入



地域におけるモデル的な取組



水田除草機



堆肥舎

交付率：1/2
交付金額の上限
※1経営体で導入する場合
（機械導入支援）：200万円
（施設整備支援）：1,000万円

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（再生可能エネルギー・バイオマスの導入）

39	みどりの食料システム戦略推進交付金のうち バイオマスの地産地消	URL	https://www.maff.go.jp/j/shokusan/biomass/baio_yosan.html （R8予定）			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
地方公共団体、 民間団体等	ハード・ソフト	定額 1/2以内		随時	(百万円) 574の内数	農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課 03-6738-6479

< 事業の内容 >

1. 地産地消型バイオマスプラント等の導入（事業化の推進・施設整備）

家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まることなく、熱利用、地域レジリエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向けて、調査、設計、実証、施設整備（マテリアル製造設備を含む）、施設の機能強化対策、効果促進対策等を支援します。

2. バイオ液肥散布車等の導入（機械導入）

メタン発酵後の副産物（バイオ液肥）の肥料利用を促進するため、バイオ液肥散布車等の導入を支援します。

3. バイオ液肥の利用促進

- ① 散布機材や実証ほ場を用意し、バイオ液肥をほ場に散布します。（散布実証）
- ② 散布実証の結果に加え、バイオ液肥の成分や農作物の生育状況を調査・分析し、肥料効果を検証します。（肥効分析）
- ③ 普及啓発資料や研修会等により利用拡大を図ります。（普及啓発）

※以下の場合に優先的に採択します。

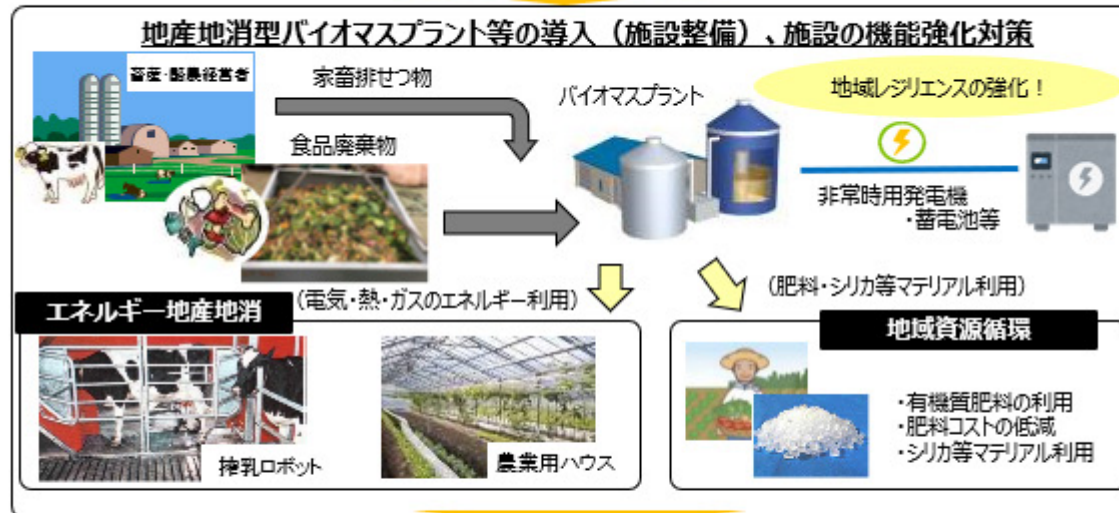
- ・みどりの食料システム法に基づく特定区域において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「みどり認定」等を受けている場合
- ・農林漁業循環経済先導計画に基づく取組を行う場合

< 事業の流れ >



< 事業イメージ >

事業化の推進（調査・設計・実証）



バイオ液肥散布車等の導入



バイオ液肥の利用促進

- ① 散布実証
- ② 肥効分析
- ③ 普及啓発

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（再生可能エネルギー・バイオマスの導入）

40	林業・木材産業循環成長対策のうち 木材需要拡大・木材産業基盤強化対策のうち 木質バイオマス利用促進施設整備	URL	https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kouzoukaizen/koufukin2.html （R8予定）			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 （百万円）	問合せ先
都道府県・市町村・ 民間事業者等	ハード	1/2、1/3、 15/100	随時	交付窓口である都道府県林務担当課に随時ご相談ください。	7,995の内数	交付窓口である都道府県林務関係部局へご相談ください

■ 未利用間伐材等活用機材整備

未利用間伐材・林地残材等由来の燃料の収集・運搬の効率化に資する取組は、**補助率1/2**（枝葉・短尺材を活用する取組は優先採択）

■ 木質バイオマス供給施設整備

未利用木質資源※¹の燃料製造・供給に向けた取組は、**補助率1/3**

ただし、「地域内エコシステム」の構築に資する取組である場合、又は、地域活用要件※²に合致するFIT・FIP発電所への供給を主な目的とし、かつ政府が推進する地域一体的な計画※³に基づく取組の場合には、**補助率1/2**

また、地域活用要件※²に合致しないFIT・FIP発電施設※⁴への供給を主な目的とし、かつ政府が推進する地域一体的な計画※³に基づく取組でない場合には、**補助率15%**

■ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備

未利用木質資源※¹の熱利用や熱電併給に供することを目的とした取組は**補助率1/3**※⁵

ただし、「地域内エコシステム」の構築に資する取組、又は政府が推進する地域一体的な計画※³に基づく取組である場合には、**補助率1/2**

事業実施主体： 地方公共団体、民間事業者等

<事業の流れ>



※国で定めた配分基準で都道府県に配分。
都道府県はさらに事業実施主体へ配分。

《補助対象》

■ 未利用間伐材等活用機材整備

○ 未利用間伐材等の収集・運搬の効率化に資する機材の整備

- ・ 移動式チップパー
- ・ 林地残材収集運搬車 等



■ 木質バイオマス供給施設整備

○ 未利用木質資源をエネルギー等として活用するために必要な施設の整備

- ・ 木質燃料製造施設
- ・ 乾燥施設
- ・ 貯木場 等



■ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備

○ 未利用木質資源を熱利用・熱電併給するために必要な施設の整備

- ・ 木質資源利用ボイラー
- ・ 熱利用配管
- ・ 燃料貯蔵庫 等



- ※1 地域の森林由来の木質バイオマスに相当するもの
- ※2 FIT制度の新規認定において求められる地域活用要件に相当するもの
- ※3 総務省の分散型エネルギーインフラプロジェクトのマスタープラン等に基づく取組である場合
- ※4 出力1万kW以上の発電施設への供給を主な目的とする場合は補助対象外
- ※5 FIT・FIPを活用する発電施設本体は補助対象外

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（再生可能エネルギー・バイオマスの導入）

41	木材需要の創出・輸出力強化対策のうち 木質バイオマス利用環境整備事業	URL	https://www.rinya.maff.go.jp/j/supply/hojyo/index.html （R8予定）			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
民間団体等	ソフト	定額	2月上旬～ 2月下旬頃		68 (百万円)	農林水産省 林野庁木材利用課 03-6744-2297

< 事業の内容 >

1. 「地域内エコシステム」展開支援事業

(1) 「地域内エコシステム」モデル構築事業

- ①「地域内エコシステム」のモデル構築に向けて、関係者による**地域協議会の運営**を支援します。
- ②燃料の品質向上等に係る**技術開発・改良**の取組を支援します。

(2) 「地域内エコシステム」リビングラボ事業

「地域内エコシステム」の普及のための情報提供、関係者の交流、計画作成支援等の機能を持つ**プラットフォーム（リビングラボ）**の構築を支援します。

2. 林地残材等利用環境整備事業

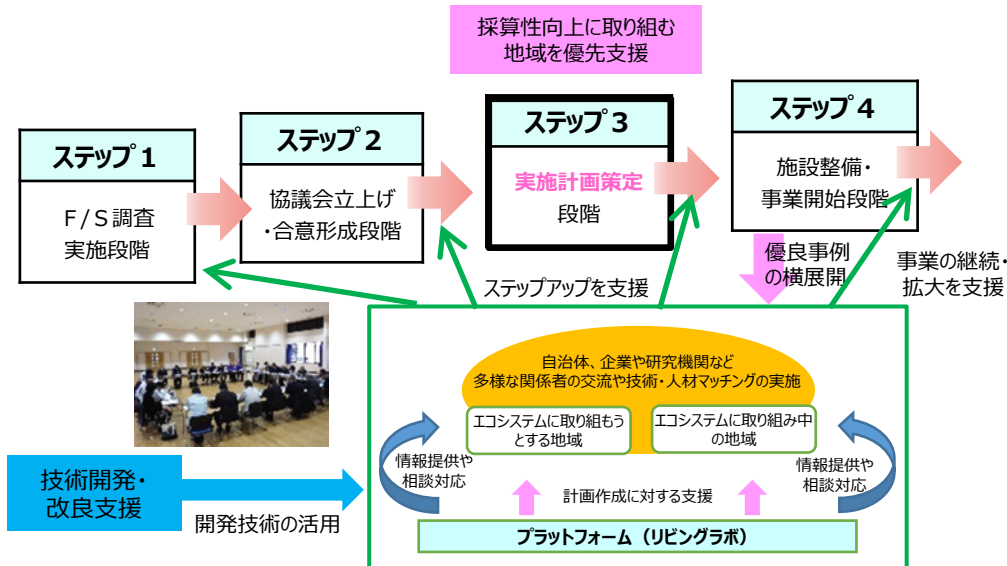
増加する燃料材需要へ対応するため、林地残材の利用促進に向けた、**効率的な収集・運搬作業システムの開発・実証**を支援します。

< 事業の流れ >



< 事業イメージ >

「地域内エコシステム」モデル構築とリビングラボによる展開支援





林地残材の利用促進に向けた環境整備



林地残材の効率的な収集・運搬システムの開発・実証

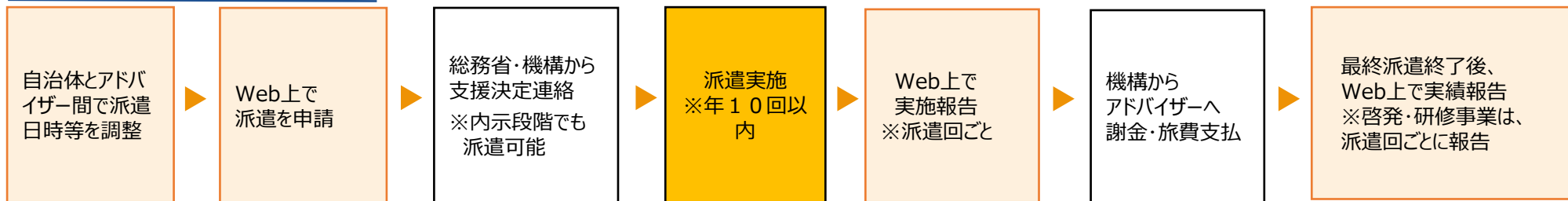
林地残材の
利用促進

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（再生可能エネルギー・バイオマスの導入）

42	GXアドバイザー (経営・財務マネジメント強化事業)	URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/gxadobaiza.html				 (総務省HP)	 (JFM HP)
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先		
都道府県 市区町村 公営企業	ソフト	—	随時	—	—	総務省地域力創造グループ 地域政策課 03-5253-5523		

- 総務省と地方公共団体金融機構（JFM）の共同事業として、**地域脱炭素に取り組む自治体に対しアドバイザーを派遣**
 ※アドバイザーの**謝金・旅費をJFMが全額負担**

アドバイザー派遣の流れ



※詳細は、「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業実施の手引き」を参照
<https://www.jfm.go.jp/support/development/keieizaimu.html> (JFM HP)

支援分野

民間事業者、学識経験者のほか、GX関連業務経験のある現役の公務員などもアドバイザーとして派遣可能（R8.1月現在、**47名**がアドバイザー登録済）

● 課題対応アドバイス事業

地域脱炭素に取り組む都道府県・市区町村に対して、下記の分野において支援を実施

- ① 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電
- ② 地域共生・地域裨益型再エネの立地
- ③ 公共施設等における省エネ・再エネ電気調達、更新・改修時の ZEB 化誘導
- ④ 住宅・建築物の省エネ性能等の向上
- ⑤ ゼロカーボン・ドライブ
- ⑥ 資源循環の高度化を通じた循環経済への移行
- ⑦ コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり
- ⑧ 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立

● 啓発・研修事業

都道府県が市区町村に支援分野の研修会・相談会を行う場合に、アドバイザーを派遣

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（再生可能エネルギー・バイオマスの導入）

43	みどりの食料システム戦略推進交付金のうち 地域循環型エネルギーシステム構築	URL	https://www.maff.go.jp/j/shokusan/biomass/baio_yosan.html （R8予定）			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
協議会、地方公共団体、 民間団体等	ハード・ソフト	定額 1/2以内		随時	(百万円) 574の内数	農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課 03-6738-6479

<事業の内容>

<事業イメージ>

- 1. 営農型太陽光発電のモデル的取組支援**
地域ぐるみの話し合いによって、適切な営農と発電を両立する営農型太陽光発電のモデルを策定し、導入実証を行う取組を支援します。
- 2. 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援**
農林漁業関連施設等への次世代型太陽電池（ペロブスカイト）と蓄電池の導入実証を支援します。
- 3. 未利用資源等のエネルギー利用促進への実証支援**
 - ① バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証**
国産バイオマスの一層の活用に向け、荒廃農地等を活用した資源作物由来のバイオ燃料等製造に係る検討、栽培実証、既存ボイラーにおける燃焼実証を支援します。
 - ② 未利用資源の混合利用促進**
木質バイオマス施設等における未利用資源の混合利用を促進するため、既存ボイラー形式等の仕様・運用実態等の調査や炉への影響や混合利用による効果の検証等を支援します。

1. 営農型太陽光発電のモデル的取組支援



地域で最適な作物、設備設計、電力供給等について検討し、モデルを策定



策定したモデルに基づいて、地域に最適な営農型太陽光発電設備を導入

2. 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援



ペロブスカイトのイメージ（積水化学提供）

既存のシリコン系太陽光パネルの導入が難しい農林漁業関連施設等に、次世代型太陽電池を導入



導入手法、導入効果、課題（経済性、安全性、耐久性等）等の検証を行い、検証結果をとりまとめ

3. 未利用資源等のエネルギー利用促進への実証支援

① バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証

検討会開催 荒廃農地等を活用した栽培実証 栽培体系の分析



ソルガム



マナギ



② 未利用資源の混合利用促進



エネルギー化

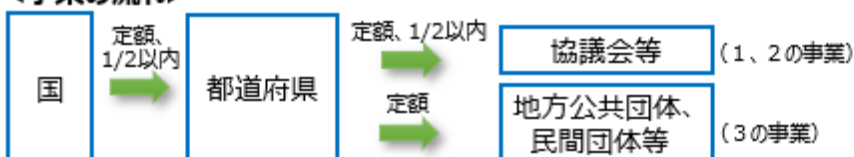


木質バイオマス発電所等

- ① 資源作物の燃焼実証
- ② 未利用資源の混焼実証

資源作物や未利用資源の利活用による再生可能エネルギーの導入推進

<事業の流れ>



2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（再生可能エネルギー・バイオマスの導入）

44	みどりの食料システム戦略推進交付金のうち省エネルギー型ハウス転換事業	URL	https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/sisetsu/midori.html#SDGs （R8予定）			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
協議会、都道府県、市町村、農業協同組合	ソフト	定額 1/2以内		随時	574の内数 <small>（百万円）</small>	農林水産省 園芸作物課 03-3593-6496

< 事業の内容 >

1. 再生可能エネルギーの活用推進

地域における地中熱・地下水熱、工場廃熱、温泉熱等の再生可能エネルギーの活用に向けて、検討会の開催、先進事例等の調査、活用可能なエネルギーの賦存量調査等を支援します。

2. エネルギー投入量の少ない栽培への転換に向けた実証

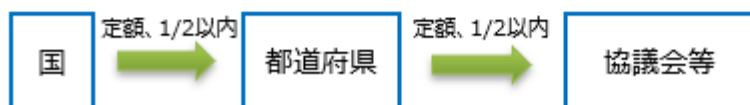
環境制御（温度、CO2濃度等）を行うためにエネルギーを投入する施設園芸において、収量・品質等を低下させず、エネルギー投入量の低減が可能な栽培体系への転換に向けた取組を支援します。

- ① 地域に適した持続的な栽培体系の検討
実証する栽培管理方法や資機材の検討に係る取組を支援します。
- ② エネルギー投入量の低減に向けた栽培体系の実証
投入するエネルギーを低減する栽培管理方法や資機材の導入、エネルギーのロスを抑える資機材の導入や既存施設の改良等の実証を支援します。また、それらの実証と併せて行う、収量・品質等の維持・向上の実証を支援します。
- ③ 新たな栽培体系の横展開
エネルギー投入量の少ない栽培体系の普及に向けたマニュアルの作成、セミナー等による情報発信を支援します。

※以下の場合に優先的に採択します。

- ・みどりの食料システム法に基づく特定区域において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「みどり認定」等を受けている場合 等

< 事業の流れ >



< 事業イメージ >

1. 再生可能エネルギーの活用推進

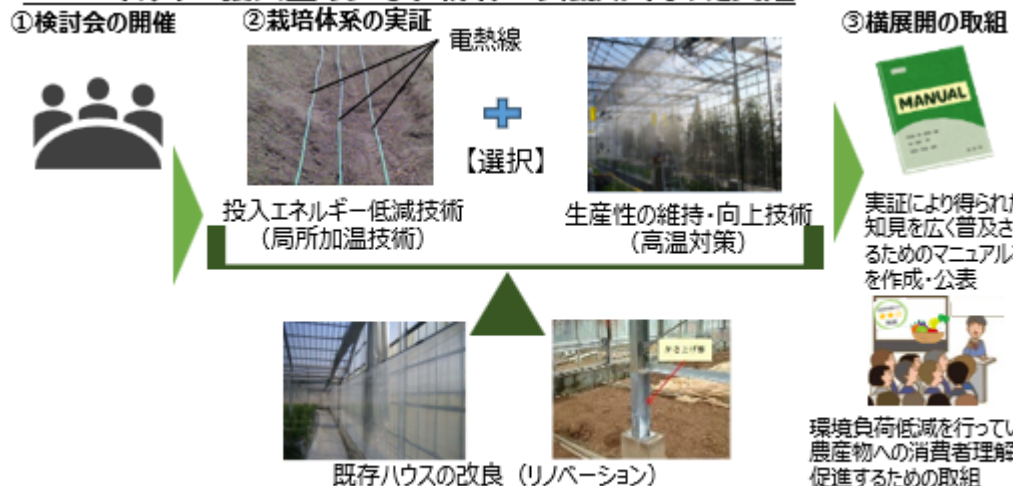
再生可能エネルギーの賦存量調査及びマップ作成



地域における地中熱・地下水熱、廃熱、温泉等のエネルギーの賦存量把握や利用に係る先進事例等の調査、賦存量を把握するための情報収集、賦存量マップの作成

再生可能エネルギー等を活用し、化石燃料のみに依存せず、生産性と両立可能な施設園芸の普及へ

2. エネルギー投入量の少ない栽培への転換に向けた実証



環境負荷低減を行っている農産物への消費者理解を促進するための取組

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（観光振興）

45	スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業	URL	https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop09/list/detail/1372561.htm			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
都道府県 市町村	ソフト	10/10	3月中旬予定	—	126	スポーツ庁参事官 (地域振興担当) 付 03-5253-4111 (内線3929)

背景・目的

- ・スポーツ庁が令和7年に実施した調査では、約半数の地域SCが地方公共団体の一般財源や委託費を最大の収入源としており、事業基盤は不安定
- ・地域SCが持続的に様々な活動を続けていくためには、自主事業の確立やスポンサー・協賛企業の獲得など活動財源を確保し、経営の安定化に向けた取組が必要不可欠
- ・また「職員数が不足している」と回答した地域SCは約半数の中、新規職員を「現時点で採用する予定はない」と回答した地域SCは8割を超えており、外部人材の活用も含めた担い手不足対策は急務

事業内容

(1) 地域SC経営多角化支援事業

地域SCが「持続可能な組織」としての成長へつなげるよう、「経営の安定化」「人材の育成・確保」に関する取組をモデル的に支援する。

- ① 地域SC域内での人材の育成や、専門性の高い外部人材の活用・登用に関する取組
- ② 協賛企業やスポンサーの獲得を目的とした、幅広い情報発信やPRを実施するマッチングイベントの開催
- ③ 法人化に必要な知見の提供・ロードマップ作成に対するアドバイザー等、地域SCの法人化

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（観光振興）

46	スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業	URL	https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop09/jsa_00009.html (R7)			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
都道府県 市町村 民間団体	ソフト	委託	3月下旬予定	—	150	スポーツ庁参事官 (地域振興担当) 付 03-5253-4111 (内線3931)

① スポーツツーリズム・武道等コンテンツ創出事業

○新たなスポーツ文化拠点やスポーツの誕生、海外プロチームの誘致などが生み出す、**新しいスポーツのムーブメントを活用した高付加価値コンテンツ**、及びスポーツと**独自の地域資源を掛け合わせた、“ローカルブランド化”を目指すコンテンツ**の創出をモデル的に支援し、交流人口・消費額拡大への貢献等の効果検証を行う。

1. 一体型スポーツツーリズム

高品質で新たなコンセプトを有するスタジアムやアリーナの誕生、MLBや海外サッカーチームのジャパンツアー、eスポーツの国際大会などの **新しいムーブメントを活用し、競技団体・リーグ・民間企業が連携した、観戦単体だけで終わらない高付加価値なスポーツツーリズムコンテンツを創出**する。

2. 武道ツーリズム


今後も増加が見込まれる訪日外国人観光客をターゲットとし、**日本発祥の武道と地域独自の資源（文化・自然・歴史等）が融合した、希少性の高い本物志向のコンテンツを創出**する。

3. その他(スノースポーツ・登山・ニュースポーツ等)

日本固有の自然資源などの地の利を活用した、**わざわざその地に訪れる価値を有する、新たなコンテンツを創出**する。



2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（観光振興）

47	日本遺産ゲートウェイ機能強化事業	URL	HP	https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/nihon_isan/		
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
協議会、博物館 等	ハード・ソフト	1/2	3・4月頃		30	文化庁 参事官（文化拠点担当）付 03-6734-4909

現状・課題

- 地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産（Japan Heritage）」として認定。
- 日本遺産を通じた地域活性化を図るため、総括評価・継続審査を通じた日本遺産の質の向上や、イベント等の実施による認知度向上等、地方誘客拡大に向けた取組のより一層の推進が必要である。

事業内容

【日本遺産魅力向上事業】：124百万円

● 日本遺産課題分析・改善事業：65百万円

日本遺産認定地域における地域活性化計画の進捗状況の確認及び分析や改善点等のフィードバックを行うことにより、日本遺産の質の向上を図る。

併せて、日本遺産の総括評価・継続審査における審査委員会や現地調査等について支援等を行う。

● 日本遺産ブランド力向上事業：59百万円

日本遺産連盟と共同して実施する日本遺産フェスティバルや、日本遺産の日(2月13日)関連イベント等の普及啓発イベントの開催による日本遺産の理解・誘客促進や、日本遺産オフィシャルパートナーシップに係る取組等の実施により、認知度及びブランド力の向上を図る。

日本遺産とは



【地域文化財総合活用推進事業】：60百万円

● 地域文化財総合活用推進事業（日本遺産等）：30百万円

日本遺産の候補地域が、文化・伝統を語るストーリー等を活用して、地域活性化や観光振興を推進する基盤的な取組に対して支援を実施。

- 人材育成事業：観光ガイドやボランティア解説員の育成等
- 普及啓発事業：ワークショップ、シンポジウム、PRイベント等の開催等
- 調査研究事業：旅行者（訪問予定者）の嗜好性調査等


件数・単価 1,000万円×3箇所 交付先 候補地域

● 日本遺産ゲートウェイ機能強化事業：30百万円

地域の文化財を展示・活用するガイダンス施設・博物館等において、ストーリー理解を促し、地域のゲートウェイとして、展示改善、ワークショップ・体験事業の実施、地域を周遊するための案内に係る整備等を支援。

件数・単価 1,000万円×3箇所
(補助率1/2) 交付先 協議会、博物館等

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（観光振興）

48	文化遺産観光拠点充実事業	URL	HP	https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/nihon_isan/		
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
地方公共団体 協議会 等	ハード・ソフト	1/2～2/3	3・4月頃		570 (百万円)	文化庁 参事官（文化拠点担当）付 03-6734-4909

事業目的・背景・課題

- 地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定する「**日本遺産（Japan Heritage）**」は地域活性化や観光振興を図るものであるが、**特に海外では日本遺産自体の認知度は高くないのが現状。**
- また、**日本各地の歴史・文化の体験・体感を通じて、訪日外国人旅行者等に日本文化を理解いただき、満足度の向上につなげるのが重要であるが、訪日外国人旅行者等に向けた環境整備が十分ではなく、固有の文化が持つ魅力を十分に伝えられていない状況。**
- このため、日本遺産に係る、**文化財の魅力向上につながる一体的な整備やコンテンツ整備、情報発信等を行うことにより、文化財を活用した観光拠点としての更なる磨き上げ**を図る。

事業内容

【委託事業：日本遺産モデル構築・情報発信事業】：619百万円

- ① **日本遺産モデル構築事業**
地域活性化のモデルとなるような日本遺産の磨き上げ等に係る各種取組を実施し、横展開を図る。
- ② **日本遺産プロモーション・販路開拓事業**
日本遺産ポータルサイトや動画サイト、SNS等の多様な媒体を活用し、国内外に戦略的なプロモーションを展開するとともに、ツーリズムEXPO等国内外の旅行博等に出展し、日本遺産への誘客促進を図る。

【補助事業：文化遺産観光拠点充実事業】：570百万円

- ① **活用環境整備事業（日本遺産、世界文化遺産、ユネスコ無形文化遺産等）**
ガイダンス施設、便益施設、案内・解説設備等の整備や、構成文化財等の歴史的建築物の活用促進整備、拠点施設の機能強化、日本遺産ストーリーの体験コンテンツの磨き上げ等を支援。
- ② **構成文化財魅力向上事業（日本遺産）**
建造物や美術工芸品、遺跡、景観地の外観等を健全で美しい状態に回復するための工事や、カビの除去、剥落止め等の応急的・緊急的な処置等を支援。

事業スキーム

【委託事業：日本遺産モデル構築・情報発信事業】
事業形態：一般競争入札による委託事業
委託先：民間事業者

【補助事業：文化遺産観光拠点充実事業】

事業形態：直接補助（補助率 1/2、条件に応じて最大2/3まで嵩上げ、上限5,000万円）
補助対象：①地方公共団体、協議会、DMO等、構成文化財やガイダンス施設等の所有者等
②日本遺産（候補地域を含む）の構成文化財の所有者等

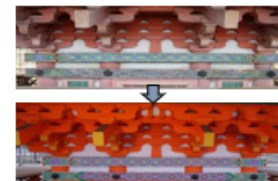
事業イメージ



職人本人が教える体験コンテンツの造成



旅行博への出展



彩色の剥離・剥落した部分の補筆、漆塗部分の塗り直し

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（観光振興）

49	DMO総合支援事業（うち広域連携観光促進事業）	URL	—			
事業実施主体 （対象者）	支援対象・ 内容	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
下図参照	ソフト	2 / 3	未定		2,000 の内数 <small>（百万円）</small>	国土交通省観光庁 観光地域振興課 03-5253-8327

事業目的・背景・課題

- 訪日外国人旅行者数が増加する一方で、外国人延べ宿泊者数の約7割が三大都市圏に集中し、一部の地域や時間帯における観光客の過剰な集中等の課題も顕在化していることから、地方誘客・地方分散の更なる促進が必要不可欠。
- また、観光の恩恵を地域全体に行き渡らせるためには、個々の事業者等による「点」での取組のみならず地域一体となった「面」での観光地域づくりの取組を推進することが重要。
- このため、中期的な目線に基づくより広域的な戦略の下、関係者とも連携し、地域の実情に応じた柔軟かつ弾力的な事業を推進することにより、地方誘客、地域周遊・長期滞在の促進を図る。

事業内容

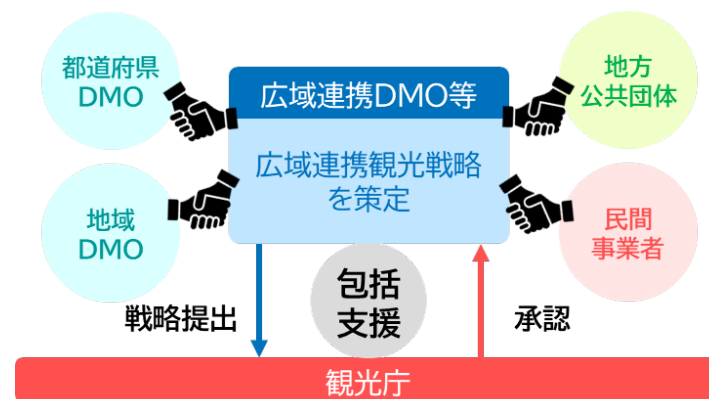
【広域連携観光促進事業】

地方公共団体、都道府県DMO・地域DMO、民間事業者と連携し広域連携DMOが策定する広域連携観光戦略に基づく取組を支援。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| a. 調査・戦略策定 | b. 滞在コンテンツの企画開発 |
| c. 受入環境整備 | d. 旅行商品流通環境整備 |
| e. 情報発信・プロモーション | |

事業スキーム

- ・事業形態：間接補助事業
- ・補助対象・請負先：国→民間事業者→登録DMO、地方公共団体等
- ・事業期間：令和8年度～



2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（観光振興）

50	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業	URL	—			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
地方公共団体 DMO 民間事業者等	ハード・ソフト	①1/2 ②1/2(※1と※2については10/10)	①③3月上旬～4月下旬頃 ②公募を行わない	②1月中旬～下旬 ①③要望調査を行わない	4,000	観光庁観光資源課 文化・歴史資源活用推進室 03-5253-8925 国土交通省都市局 公園緑地・景観課 03-5253-8954

事業内容

○体験を創出する、又はその価値を高めるために必要な施設や、旅行者がその価値を感じることができる街並みの整備等を総合的に支援し、加えて、観光客が回遊するエリアと地域住民の生活圏が重なることによる混乱やトラブルを防止するため、観光客と地域住民の動線を分離する面的な環境整備も支援。

面的かつ一体的な環境整備の取組内容

- ①地域資源を活用した観光まちづくりの推進
歴史、食、自然、文化の地域資源を活用した観光まちづくりを推進するための体験の拠点となる施設整備等を支援
- ②歴史的資源を核としたエリア一帯の環境整備
街並みの高質化、観光インフラ整備、建造物の改修等、環境整備のためのビジョン・戦略策定※1、整備効果促進※2等
- ③地域資源の観光活用に係る調査
地域の観光資源の多様な組合せを活用した観光まちづくりを推進するための調査

●地域要件

②は、歴史まちづくり法に基づく、国の認定を受けた歴史まちづくり計画に位置付けられた重点区域に限る（※1については歴史まちづくり計画作成に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村を含む）。

事業スキーム

- ・事業形態：①間接補助事業 ②直接補助事業及び間接補助事業 ③調査事業等
- ・補助率、補助上限：①1/2、最大200百万円、②1/2(※1と※2については10/10、最大10百万円) ③10/10、最大10百万円
- ・補助対象・請負先：地方公共団体、DMO、民間事業者等
(②は歴史まちづくり計画認定自治体内の者等に限る)
- ・事業期間：令和元年度～

事業イメージ



2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（観光振興）

51	国立公園満喫プロジェクト等推進事業	URL	https://www.env.go.jp/nature/mankitsu-project/			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
都道府県 市町村 民間事業者・団体	ハード・ソフト	定額、2/3、 1/2等	未定		10,528 (百万円)	環境省自然環境局国立公園課 03-5521-8277

国立公園、国民公園等の魅力向上等を進め、国立公園の「保護と利用の好循環」や国民公園の満足度向上等を図ります。

1. 事業目的

- 国立公園等の魅力を高め、広範な関係者と連携して、滞在型・高付加価値観光の推進による「保護と利用の好循環」を実現。また、保護地域拡張や管理の質の向上等により優れた自然の風景地の保全、健全な生態系の確保を図る。
- 旧皇室苑地である国民公園等が持つポテンシャルを引き出し、一層の魅力向上を推進。特に、皇居外苑（北の丸公園）や新宿御苑において、魅力的な資源を活用した施設運営等を通じて利用者の満足度の向上等を図る。

2. 事業内容

- 国立公園満喫プロジェクト推進事業をはじめとして、国立公園等の魅力向上、滞在型・高付加価値観光の促進、プロモーション等を推進する。事業の実施に当たっては、地域協議会等の場を通じて広範な関係者と連携し、自然環境の保全へ再投資される「保護と利用の好循環」を実現する。
- 併せて、国立公園等の保護地域の拡張等により、30by30目標を達成し、優れた自然の風景地を保全し、健全な生態系を確保する。また、登山道の管理強化及び維持・補修、シカによる食害対策等の充実を図り、適切な保全・管理を着実に実施する。
- 国民公園等には多くの文化財や旧皇室苑地としての上質な庭園環境等があり、国内外から多くの来園者を迎えている。このため、皇居外苑（北の丸公園）や新宿御苑等において一層の魅力向上を推進し、魅力的な資源を活用した施設運営等を通じて利用者の満足度の向上等を図る。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、補助事業、交付金
- 請負先/補助対象/交付対象 民間事業者・団体/地域協議会
- 実施期間 平成13年度～

4. 事業イメージ



■ 国立公園満喫プロジェクトの推進



■ シカ柵の設置



■ 登山道の維持・補修



■ 新宿御苑ミュージアムの運営

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（観光振興）

52	エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業	URL	https://www.env.go.jp/nature/ecotourism/try-ecotourism/try/chiiki_shien/ (R8予定)				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先	
地域協議会等	ソフト	交付金(1/2)	2月頃		60 (百万円) ※国際観光旅客税財源を含む	環境省自然環境局 国立公園課 国立公園利用推進室 03-5521-8271	

地域主体で取り組むエコツーリズムの取組を支援し、持続的かつ魅力的な地域作りを推進します。

1. 事業目的

国立公園等において地域の自然資源を持続的に活用するエコツーリズムの取組や魅力的な地域づくりを推進し、地域活性化を図る。

2. 事業内容

- ・国立公園等においては、ツーリズムの基盤となる地域の自然資源を持続的な形で活用していくことが重要であり、「自然環境の保全」「観光振興」「地域振興」「環境教育」というエコツーリズム推進法の4つの基本理念を実現していくための体制・ルールに基づく取組が必要。
- ・国立公園等において、地域の自然資源を活用した地域振興に取り組むエコツーリズム推進協議会等に対して、推進体制の強化、資源調査、エコツーリズム推進全体構想の作成、ルールづくり、人材育成、ツアープログラムの企画・立案、モニターツアーの実施等に要する経費の1/2を交付金で支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金
- 交付対象 地域協議会
- 実施期間 平成23年度～

4. 事業イメージ

エコツーリズム地域活性化支援事業(交付金)による支援
エコツーリズム推進協議会等に対して、推進体制の強化、資源調査、ルールづくり等に要する経費の1/2を支援する。



- ・体制の強化、資源調査
- ・エコツーリズム推進全体構想の作成
- ・ルール作り（地域の合意形成）
- ・ガイド等の人材育成



- ・魅力的なツアープログラムづくり（安全管理、環境への配慮含む）

お問合せ先： 環境省自然環境局国立公園課国立公園利用推進室 電話：03-5521-8271

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（観光振興）

53	自然公園等事業費等	URL	https://www.env.go.jp/nature/park/pamph.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先	
民間団体、都道府県、市町村	ハード	国立公園 50% 国立公園以外 45%		・6月頃 ・11～12月頃	(百万円) 8,274の内数	環境省自然環境局 自然環境整備課 03-5521-8281	

国立公園等の優れた自然風景地の保護と安全で快適な利用の推進、中長期的な視点による施設管理を図ります。

1. 事業目的

- ①国立公園等の保護及び利用上重要な事業の実施並びに国民公園等の施設の整備・維持管理の実施
- ②国立公園等の利用環境の向上（外客等受入環境整備含）による地域経済回復及び国民生活向上への貢献
- ③自然公園等施設における災害激甚化へ対応するための防災・減災対策
- ④国立公園等での自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生（ネイチャーポジティブ）
- ⑤施設の予防保全型管理水準の向上、中長期的な視点に立った効率的な施設の管理の実施

2. 事業内容

国立公園等の優れた自然風景地の保護と利用を推進するため、国立公園、国民公園等における施設整備や自然再生等の事業、長寿命化対策を実施するとともに、国立・国定公園等において地方公共団体が行う施設整備等の事業について支援します。

- ・ 自然公園等の利用施設の整備、国が整備した施設等の維持管理
- ・ 国立公園での自然再生事業、生態系維持回復事業、国指定鳥獣保護区での保全事業（ネイチャーポジティブ）
- ・ 自然公園等施設における防災・減災対策（国土強靱化）
- ・ 自然環境等施設長寿命化対策に係る計画策定、改修工事
- ・ 国立・国定公園等で地方公共団体が実施する施設整備等の支援（交付金）
- ・ 国立公園で地方公共団体が実施する自然環境等施設長寿命化対策の支援（交付金）

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業/交付金事業（国立公園 1 / 2 国立公園以外 45 / 100）
- 請負先・交付対象 請負事業：民間団体、交付金事業：地方自治体
- 実施期間 平成6年度～

4. 事業イメージ

事例1：国立公園の保護及び利用上重要な施設の整備



展望台・
木道の整備

事例2：国立公園拠点施設整備による利用環境の向上



ビジターセンター
整備

事例3：国立公園施設の強靱化



歩道の整備

お問合せ先：環境省自然環境局自然環境整備課、総務課、国立公園課、自然環境計画課、野生生物課 電話：03-5521-8281

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（観光振興）

54	観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業	URL	https://iuyobunsan.go.jp/			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度補正予算 (百万円)	問合せ先
地方公共団体、DMO、民間事業者等	ソフト	下記の通り	2月下旬～4月初旬	—	4,900	国土交通省観光庁観光資源課 新コンテンツ開発推進室 03-5253-8924

1. 事業概要

持続的な地方誘客により観光需要の平準化につながるよう、インバウンドの需要分散に資する観光コンテンツの供給の促進を目的とし、多様な地域資源を活用した観光コンテンツの造成や情報発信、販路開拓等を総合的に支援。

2. 支援対象事業

①「新創出型」

地域資源を活用した観光コンテンツに関するアイデアをもとに、インバウンドを対象に観光コンテンツの造成に取り組もうとする事業

②「分野特化型（ガストロノミー）」

ガストロノミーツーリズムの分野でインバウンドを対象に観光コンテンツの造成に取り組もうとする事業

③「品質向上型」

より高単価なインバウンド向け観光コンテンツの供給に向け、既存の観光コンテンツの改善等に取り組もうとする事業

3. 補助率

- ① 400万円まで定額、400万円を超える部分は事業費2,100万円まで補助率1/2（最低事業費 600万円）
- ② 400万円まで定額、400万円を超える部分は事業費2,500万円まで補助率1/2（最低事業費 600万円）
- ③ 800万円まで定額、800万円を超える部分は事業費4,200万円まで補助率1/2（最低事業費 1,200万円）

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（文化・芸術振興）

55	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	URL	https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/hojokin.html (R8予定)			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
国指定等文化財の所有者等	ハード	原則50% 上限85%	年5回を予定 ※4月、6月、9月、11月、2月頃	/	23,583 (百万円)	文化庁文化資源活用課 075-451-4111(内線9659)
趣旨・目的	国指定等文化財の保存・継承・活用等を行う。					
事業内容	国指定等文化財の所有者等が文化財の保存・継承・活用等を行うために必要な経費を補助する。					

<主な施策>

◆建造物の保存修理等 11,438百万円（11,438百万円）

国・重要文化財（建造物）を次世代に継承するための修理や、自然災害等から護るための防災設備の整備、耐震診断等に対する補助を行う。

・国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業 11,334百万円（11,334百万円）等

◆美術工芸品の保存修理等 1,108百万円（1,108百万円）

国・重要文化財（美術工芸品）を次世代に継承するための修理や、盗難等により所在不明となることや、自然災害から護るための防災・防犯設備等の整備に対する補助を行う。

◆伝統的建造物群基盤強化 1,567百万円（1,567百万円）

伝統的建造物群保存地区を社会基盤として捉え、保存に関する計画から防災対策までを体系的に位置付け、定期的な修理による個々の伝統的建造物の健全性確保とともに、防災設備等の整備を一体的・総合的に実施し、災害に強く、魅力的なまちづくりを実現する。

◆史跡等の保存整備・活用等 8,040百万円（8,541百万円）

歴史上、学術上価値の高い史跡等について、保存と活用を図るための事業を行う所有者、管理団体等に対する補助を充実し、保存整備や活用等を推進する。

・歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業 4,007百万円（4,507百万円）等

◆無形文化財の伝承・公開等 1,266百万円（1,256百万円）

芸能や工芸技術の無形文化財、風俗慣習や民俗芸能等の民俗文化財、文化財の修理や用具の製作・修理等の文化財の保存のために欠くことのできない文化財保存技術の確実な伝承等を図るために必要な支援を行う。



<建造物維持修理>
重要文化財 知恩院勢至堂
本瓦葺解体（京都府）



<史跡整備>
特別史跡無量光院跡 修景整備
（岩手県）

等

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（文化・芸術振興）

56	国宝重要文化財等防災施設整備費補助金	URL	https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/hojokin.html			
----	--------------------	-----	---	--	--	--



事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
国指定等文化財の所有者等	ハード	原則50% 上限85%	年5回を予定 ※4月、6月、9月、 11月、2月頃	/	2,314 <small>（百万円）</small>	文化庁文化資源活用課 075-451-4111(内線9673)

趣旨・目的 国指定文化財の防火対策や耐震対策を行う。

事業内容 国指定等文化財の所有者等が防災対策を行うために必要な経費を補助する。

【実施内容】

- ・個別の文化財特性に応じた**防火施設の整備**
- ・老朽化または、毀損した防火施設の更新
- ・盗難や放火等の不審者から文化財を護る防犯施設整備
- ・耐火構造の保存活用施設の整備
- ・耐震性能の劣る建造物の**耐震対策工事**
- ・城郭の**防火、耐震対策等の整備**

補助事業者：所有者、管理団体等

補助金の額：原則、補助対象経費の1/2

※財政状況による補助率の加算あり（最大35%）

【対象文化財】

- ・重要文化財（建造物）・重要文化財（美術工芸品）
- ・重要有形民俗文化財・史跡名勝天然記念物
- ・重要文化的景観・重要伝統的建造物群保存地区

早期発見



（R型受信機）

高機能な自動火災報知施設を設置し、迅速に初期消火へ



（光電分離式煙感知器）

初期消火



（易操作性1号消火栓）

初期消火、火災の拡大を防ぐための消火栓施設等

延焼防止



（放水銃）

近隣火災から護るための放水銃、ドレンチャー等

耐震対策



松江城天守の木製格子壁による補強




老朽化対策



老朽化した消火ポンプの更新

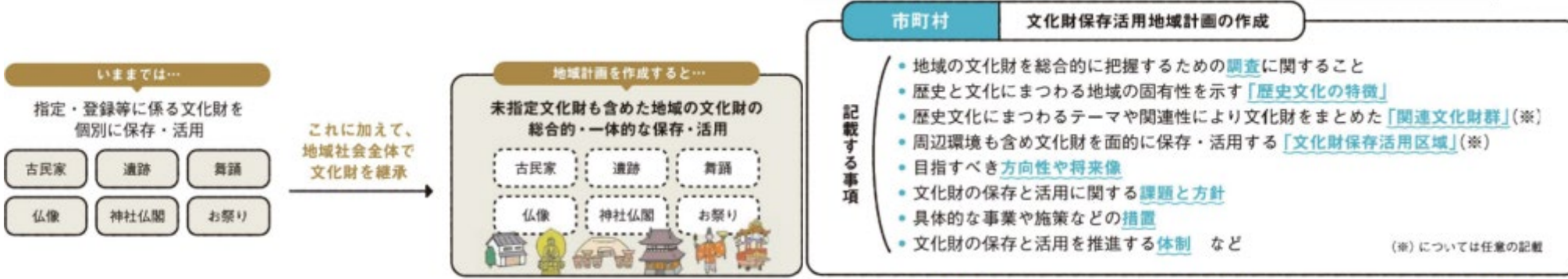
2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（文化・芸術振興）

57	地域の文化財の保存及び活用に関する総合的な計画等策定支援事業		URL	https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/chiki_kasseika/r08_sogokatsuyo/ 		
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	令和8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
市町村	ソフト	定額	11~1月		245	文化庁文化資源活用課 075-451-4111 (内線9669)

趣旨・目的 地域における文化財の総合かつ計画的な保存と活用を図るため、市町村が「文化財保存活用地域計画」を作成するための取組を支援するとともに、文化財所有者の相談や文化財調査等を行う「文化財保存活用支援団体」を育成するための研修会等を行う。

事業内容 「文化財保存活用地域計画」等の作成に向けた文化財の総合的把握調査や、有識者会議、シンポジウム等の取組を支援するとともに、「文化財保存活用支援団体」に対する研修会を実施する。

■地域の歴史や文化を踏まえて、多様な文化財を俯瞰し、地域の特徴をいかした、文化財の保存と活用を図るためのマスタープラン且つアクションプランである文化財保存活用地域計画を作成する市区町村への支援を実施する。




- 認定市町村が感じた地域計画作成のメリット**
- ① 文化財保護におけるビジョンの共有
 - ② 中・長期的な方針や具体的な事業の可視化による計画的な行政運営
 - ③ 文化財保護行政への他部局・上層部の理解促進
 - ④ 地域計画作成時の連携体制が事業計画の推進に寄与
 - ⑤ 住民、関係団体、庁内各課、他地域などの連携強化
 - ⑥ 作成に伴う調査での文化財及び類型を超えた文化的所産の把握
 - ⑦ 関連文化財群の設定による地域住民の文化財への興味喚起と交流活性化
 - ⑧ 補助率加算などの国庫補助事業における優遇
- 地域計画認定市町村へのアンケート（2020年10月）より

住民 ↔ 意見反映

地方文化財保護審議会 ↔ 意見聴取
文化財に関して優れた識見を有する者により構成

協議会 ↔ 意見聴取
市町村、都道府県、文化財の所有者、文化財保存活用支援団体(※1)などで構成
※1 所有者等を援助する民間団体等(市町村が指定)

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（文化・芸術振興）

58	地域文化財総合活用推進事業（地域文化遺産、地域伝統行事・民俗芸能等）	URL	https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/chiiki_kasseika/r08_sogokatsuyo/（R8）				
			事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	実行委員会	ハード・ソフト	85%を上限	11月～1月		801	文化庁参事官 (生活文化創造担当) 付 075-451-4111(内線9563)

趣旨・目的 地域文化遺産を核とした地域活性化に資する取組や、地域伝統行事や民俗芸能等の基盤整備に係る取組を支援することで、文化振興とともに地域活性化を推進する。

事業内容

地方公共団体が策定した実施計画に基づく、地域文化遺産を活用した普及啓発等や地域伝統行事・民俗芸能等の用具等整備等の取組を支援する。

【地方公共団体】

実施計画を策定（本事業により実施される取組を手段をして、目標を設定）

【補助事業者】

文化遺産の保護団体等で構成される実行委員会

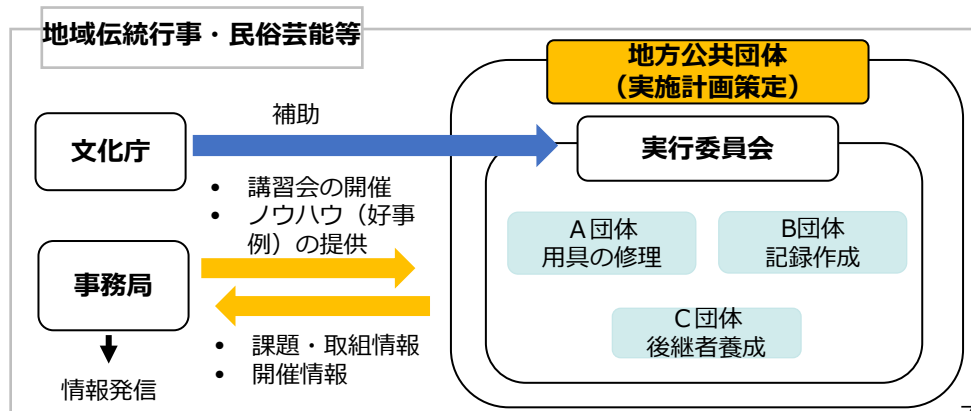
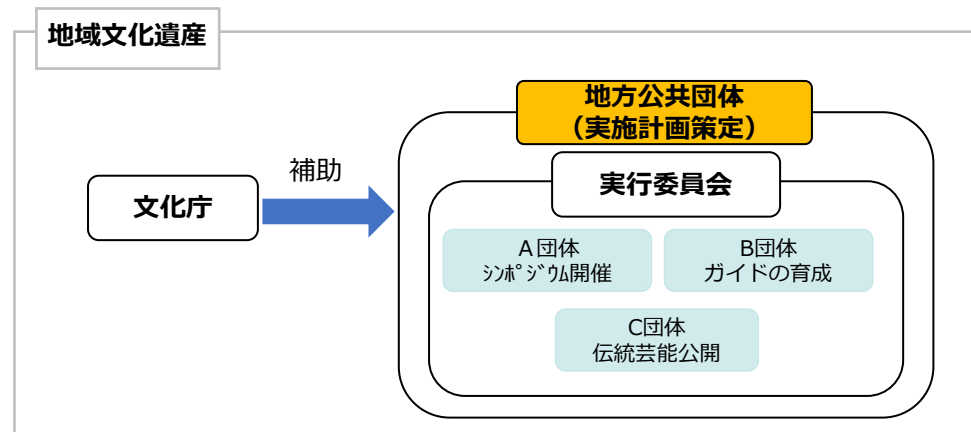
【補助対象事業】

○地域文化遺産

- ・人材育成（ボランティアガイド等の育成）
- ・普及啓発（伝統芸能等の公開、シンポジウムの開催等）

○地域伝統行事・民俗芸能等

- ・用具等整備（山車の修理や衣装の新調等）
- ・後継者養成（保存会会員等を対象とした技術練磨等）
- ・記録作成・情報整備（記録の作成・オンライン配信等）



2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（文化・芸術振興）

59	文化芸術創造拠点形成事業	URL	https://www.chiikiglocal.go.jp/ （R 8）				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R 8 年度当初予算	問合せ先	
都道府県 市町村	ソフト	1/2 を上限	1月～2月		1,040 <small>（百万円）</small>	文化庁参事官 （生活文化創造担当）付 075- 451-4111(内線 9582)	

現状・課題

- 文化に関する世論調査において、居住する地域での文化的環境に満足していない理由として最も多いのは、「魅力的な活動・イベントがない」、次いで「参加できる活動がない」であり、文化施設に起因する理由を大きく上回っている。
- このため、各地域におけるコンテンツの充実に向けて、文化芸術に携わる専門的人材を育成することで地域の文化芸術振興の基盤強化を図る必要がある。
- 地域を拠点にしたアーティストと地域住民等との協働により、地域課題の解決や地域活性化を図り、地方創生へと繋げていく。

事業内容



地域文化振興に係る機能強化を図るため、地方公共団体が専門的人材を活用して実施する、地域アーティストの活動支援や地域住民やステークホルダーとの連携・協働の促進、地域文化資源を活用した文化芸術活動等の総合的な取組を支援（自治体補助1/2（助成年数による逓減あり）、上限6,000万円、37事業程度）。また、小規模事業やスタートアップを支援するための補助枠（自治体補助1/2、上限1,000万円、18事業程度）を実施。性質の異なる2枠を拡充することにより、より多くの地域で文化芸術を通じた地域活性化が図られることを目指す。

[南砺市]クリエイティブ南砺 ～地域と世界をつなぐ文化芸術創造のまち～
（令和6年度）



舞台芸術を支える技術講座

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（教育・体験活動）

60	消費・安全対策交付金のうち 地域での食育の推進 (食品安全等に関する消費者の理解醸成等)	URL	HP https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/torikumi/kouhukin/r8.html	 HP	 事例等	
			事例等 https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/torikumi.html			
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
民間団体等 (都道府県、市町村を含む)	ソフト	定額 1/2以内	事業ページ 参照	事業ページ参照	(百万円) 1,896の内数	農林水産省消費・安全局 消費者行政・食育課 03-6738-6558

< 事業の内容 >

1. 食育活動を推進する人材の育成・活用

地域で活躍する食育推進・農業体験リーダー等の育成を図るほか、食に関する民間資格を有する者を活用し、食育活動の促進につなげる取組を支援します。

2. 農林漁業体験機会の提供をはじめとする生産者と消費者との交流の促進

食や農林水産業への理解を増進する農林漁業体験機会の提供や、産直活動やCSA(地域支援型農業)の取組に向けた情報発信等、生産者と消費者との交流を促進する取組を支援します。

3. 地域における共食の場の提供

地域における共食のニーズの把握や生産者とのマッチング等により、多世代交流やこども食堂等の共食の場の提供を支援します。

4. 学校給食における地場産物等活用の促進、和食給食の普及

地場産物等を使用するための生産者とのマッチングや連携体制づくり、学校給食向け地場産物等の安定供給に向けた機械・設備等の導入等の取組を支援します。

5. 産地・生産者への理解向上

消費行動の機会を捉えた、消費者の行動変容に直結する産地情報等の効果的な発信に必要な技術実装を支援します。

6. 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上、食品ロスの削減

環境に配慮した農林水産物・食品や食品ロス削減の取組への理解向上に向けた意識調査、セミナーの開催等の普及啓発を支援します。

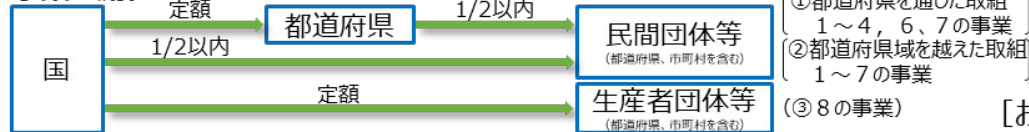
7. 地域食文化の継承

地域食文化の継承や日本型食生活の実践に向けた調理講習会や食育授業等の開催を支援します。

8. 地域農業・教育連携モデルの創出

生産者等が学校関係者等と連携して、農林漁業に関する教員研修・座学・体験機会の提供、学校給食における地場産物等の活用等を総合的に実現する計画の作成と、その計画に基づく「農林漁業教育」の実践を支援します。

< 事業の流れ >



< 事業イメージ >

【参考】目標（第4次食育推進基本計画の目標のうち当省関連）

- ・地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- ・学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす
- ・栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす
- ・食育の推進に関わるボランティアの数を増やす
- ・農林漁業体験を経験した国民を増やす
- ・産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ・食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす
- ・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす
- ・食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす

目標の達成に資する
地域の取組を支援

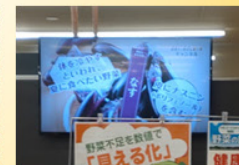
支援事業(例)

農林漁業体験機会の提供

生産者と消費者との
交流イベントの開催

学校給食における
地場産物等活用

産地情報等の効果的な
発信に向けた技術実装




- ・食・農林水産業への理解向上
- ・産地・生産者との交流促進
- ・地場産物等の活用促進 等

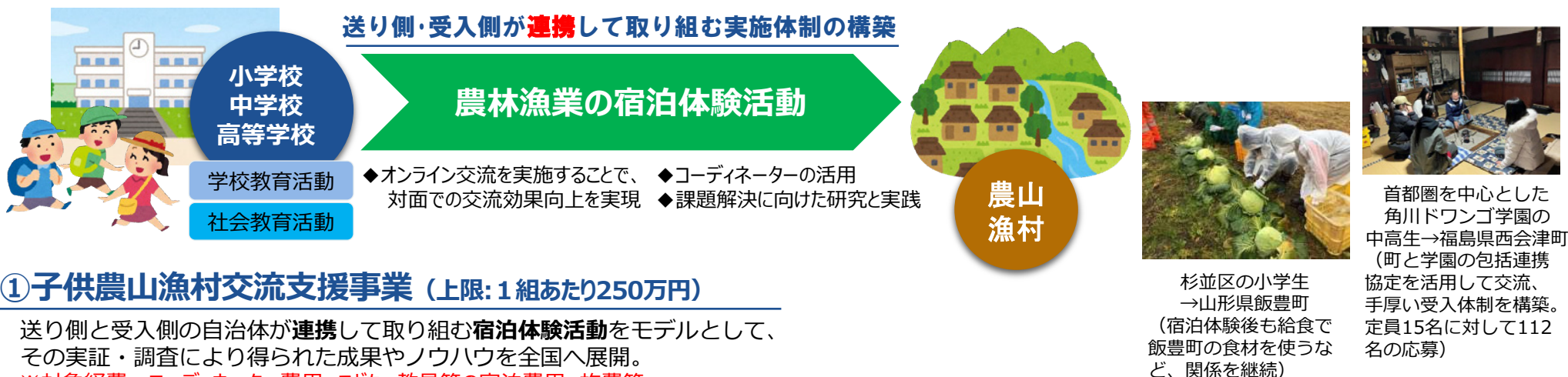
次期食育推進基本計画の目標の達成

【お問い合わせ先】 消費・安全局消費者行政・食育課 (03-6738-6558)

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（教育・体験活動）

61	子供の農山漁村体験 (通称「子ども農山漁村交流プロジェクト」)	URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kodomo.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先	
都道府県・市町村	ソフト	特別交付税 措置(措置率 0.5)	3月～4月頃		18	総務省地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室 03-5253-5394	

- 農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や関係人口の創出・深化に寄与（子ども農山漁村交流プロジェクト、略称「子プロ」）。



① 子供農山漁村交流支援事業（上限：1組あたり250万円）

送り側と受入側の自治体が連携して取り組む宿泊体験活動をモデルとして、その実証・調査により得られた成果やノウハウを全国へ展開。

※対象経費：コーディネーター費用、こども、教員等の宿泊費用、旅費等

② 体験交流計画策定支援事業（上限：100万円）

子プロの継続的な実施体制の構築のため、「子供の農山漁村体験交流計画」の策定を支援。国が委託したコーディネーターが伴走しながら、効果的な宿泊体験プログラムや、マッチング相手となる自治体を探す等の課題について検討を行う。

③ 子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

子プロ推進のため、有識者による講義や先進事例、国の支援施策等について情報提供を行うセミナーを毎年開催。

④ 地方財政措置

以下の要件を全て満たす場合は、特別交付税措置の対象となる。（措置率0.5）

- 学校教育活動または社会教育活動の一環として実施されるものであること。
- 子供が受入地域の住民と接触する機会が確保されていること。
- 子供が受入地域の住民の生活又は農林漁業等の営みを体験する機会が確保されていること。

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（教育・体験活動）

62	(国立公園等利用等推進事業費のうち、) 国立公園等における子どもの自然体験活動推進事業		URL			
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
民間事業者	ソフト				5	環境省自然環境局国立公園課 国立公園利用推進室 03-5521-8271

国立公園等において子どもの自然体験活動を推進し、子どもの生きる力・豊かな人間性の形成につなげます。

1. 事業目的

- ① 国立公園等における子どもの自然体験活動の推進体制や自然体験プログラムの充実、受入体制の強化
- ② 子ども自然体験活動の受入に伴う交流人口の増加、地域活性化
- ③ 子どもの生きる力、豊かな人間性の形成

2. 事業内容

・子どもたちが自然とふれあう機会の創出は、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養い、人と人とのつながりの大切さを認識するとともに、生きる力を育むことにつながる。

・国立公園等における子ども自然体験活動の推進体制及び受入体制の強化を図るために、地域住民や自然学校等民間事業者と協力し、以下の取組を推進。

- 地域の自然体験フィールドの調査・整理
- 持続的な自然体験活動推進のための計画作成、人材育成、受入環境の強化
- 地域の子どもたちを対象にした自然体験プログラムの提供・充実

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成27年度～

4. 事業イメージ



地域ならではの自然や風習を生かした自然体験フィールドとしての「遊び場」を調査・整理



持続的な自然体験活動推進のための計画作成、人材育成、受入環境の強化



地域の子どもたちを対象に、自然アクティビティや農林漁業体験などの自然体験プログラムを実施。(子ども農山漁村プロジェクト)

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（地域循環共生圏づくり）

63	地域循環共生圏創造事業	URL	https://chiikijunkan.env.go.jp/			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
地方公共団体、民間事業者・団体、研究機関等	ソフト	モデル事業：定額	モデル事業：令和8年度は新規公募を行わない。 表彰：6月頃（予定）応募受付開始		385 ※地域循環創造事業費 (百万円)	環境省 地域政策課 地域循環共生圏推進室 03-5521-8328

「地域循環共生圏」とは、地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカルSDGs事業）を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくることともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方。本事業では、地域循環共生圏実現の基盤となる、ローカルSDGs事業（地域資源を活用し環境・経済・社会課題の同時解決／価値創造をする事業・取組）を生み出し続ける地域プラットフォームを各地域で実装すべく以下の取組を実施する。

事業概要

①地域トランジションモデル構築事業

炭素中立、循環経済、自然再興型社会への移行を目指す際に大きな影響を受けるステークホルダーや地域も取り残さずに、協働的なアプローチを含めた地域循環共生圏の考え方に基づき自立した地域づくりに取り組む者を支援する。

②地域循環共生圏づくり支援体制構築事業

地域循環共生圏づくりに取り組む主体に対する中間支援機能を担える人材や組織を増やし、効果的に地域循環共生圏の創造を推進するため、中間支援を行う団体を支援する。

③地域間ネットワーク強化・情報発信

ウェブサイトやメールマガジン、Facebook・noteの媒体を用いて、地域循環共生圏に関する情報を発信する。

また、担い手同士の有機的なつながりを構築する場や担い手が知見を深める場としてフォーラムやセミナーを開催するとともに、「環境と社会によい暮らし」に関わる活動や取組を大臣表彰する「グッドライフアワード」を実施。

地域循環共生圏 = 自立・分散型の持続可能な社会

地域の主体性：オーナーシップ 地域内外との協働：パートナーシップ 環境・社会・経済課題の同時解決



✓地域循環共生圏WEBサイト

<http://chiikijunkan.env.go.jp/>

✓note

<https://moe-localsdgsplatform-gov.note.jp/>

✓グッドライフアワード

https://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/goodlifeaward/

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（地域循環共生圏づくり）

64	みどりの食料システム戦略推進交付金のうち農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業	URL	https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/sisetsu/used_plastic.html (R8予定)			
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
協議会、都道府県、市町村、農業協同組合等	ソフト	定額		随時	574の内数 (百万円)	農林水産省 園芸作物課 03-3593-6496

< 事業の内容 >

プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）に係る動向を踏まえつつ、プラスチックの更なる排出抑制・適正回収・リサイクル等に向け、**農業由来の廃プラスチック対策のモデルとなる地域の形成**を支援します。

農業由来の廃プラスチック対策モデル地域形成事業

農業由来の廃プラスチックの資源循環と排出抑制の好循環を生み出すためのモデル地域をつくるため、都道府県協議会・市町村協議会等が行う、農業由来廃プラスチックの新たなリサイクル技術や回収システムの実証等の取組を支援するとともに、これと併せて行う排出抑制のための普及啓発や紙・生分解性マルチ等の排出抑制に資する資材への転換の取組を支援します。

〔支援内容〕

- (1) 推進会議の開催
- (2) 課題解決に向けた実証等
 - ① 農業由来の廃プラスチックの新たなリサイクル技術の実証
 - ② 農業由来の廃プラスチックの回収システムの実証
 - ③ 排出抑制に資する資材への転換
 - ④ 排出抑制のための普及啓発

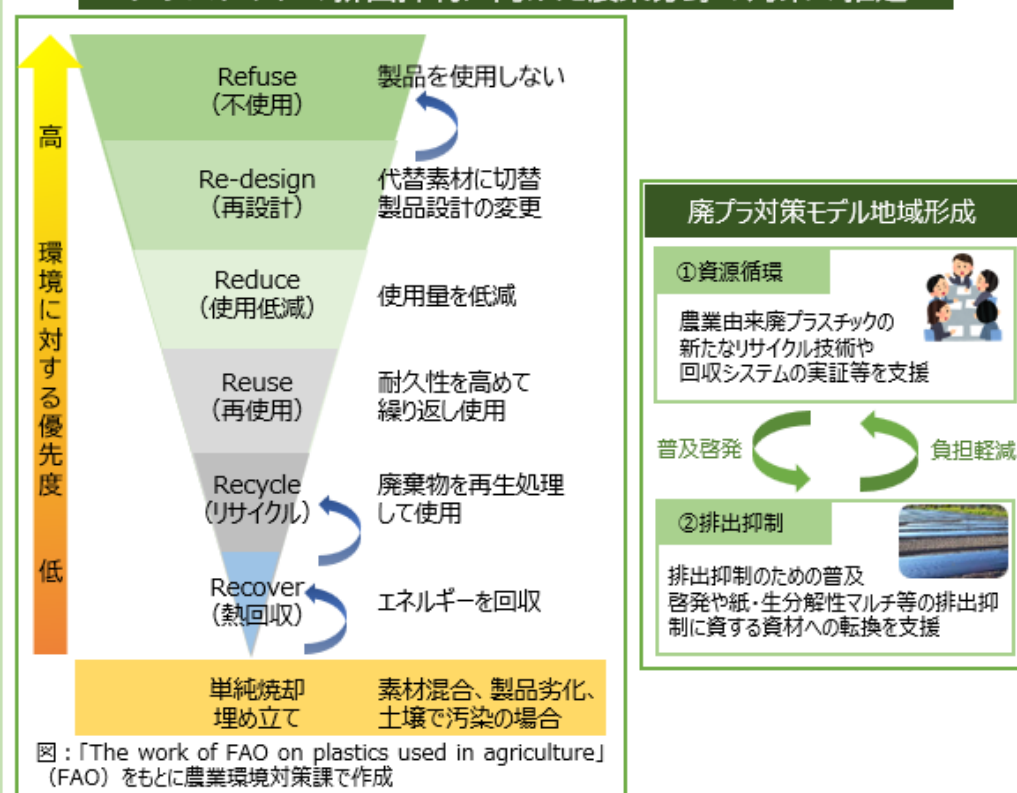
※ (1) 及び (2) ①又は②のいずれかの取組が必須

< 事業の流れ >





< 事業イメージ >

プラスチックの排出抑制に向けた農業分野の対策の推進



2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（環境にやさしい生産技術・スマート農林水産業・有機農業）

65	みどりの食料システム戦略推進交付金のうち グリーンな生産体系加速化事業	URL	(農産) https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/green/index.html (R8予定)	農産はコチラ	畜産はコチラ	
			(畜産) https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/l_tiku_manage/250515.html (R8予定)			
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
協議会、都道府県、 市町村、農業協同組合	ソフト	定額 1/2以内		随時	574の内数	農林水産省 技術普及課 (農産) 03-6744-2107 畜産局総務課畜産総合推進室 (畜産) 03-6744-0568

産地に適した「環境にやさしい生産技術」と「省力化に資する技術」を取り入れるなど、グリーンな生産体系への転換を加速化するため、農業者、地方公共団体、民間団体等の地域の関係者が集まった協議会等が農産・畜産の産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援する。

< 事業の内容 >

1. グリーンな栽培体系加速化事業

環境にやさしい栽培技術※1や気候変動適応技術※2とともに省力化に資する技術を取り入れたグリーンな栽培体系の検証や、検証に必要なスマート農業機械等の導入等を支援します。

- ※1 ア 検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術（病害虫等の発生予察・予測、可変施肥、局所施肥、水稻有機栽培における先進的な除草技術、プラスチック被覆肥料の代替技術 等）
- イ 複数の産地が連携して実施する環境にやさしい栽培技術
- ※2 高温等の影響を回避・軽減する栽培管理等の技術（遮光資材の導入等）

2. グリーンな飼養体系加速化事業

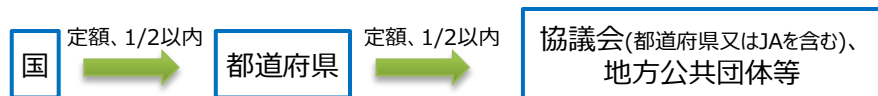
環境にやさしい飼養技術※3を取り入れたグリーンな飼養体系の検証を支援します。

- ※3 アミノ酸バランス改善飼料、ゲップ抑制に資する飼料添加物、バイパスアミノ酸によるGHG削減技術

〔支援内容〕

- ① 検討会の開催
- ② **グリーンな生産体系**の検証
- ③ ②に必要な**スマート農業機械等の導入等**（1の事業のみ）
- ④ **グリーンな栽培・飼養体系の実践**に向けた**栽培・飼養マニュアルの作成、産地戦略（指針・計画）の策定、情報発信（HP掲載等）**

< 事業の流れ >



< 事業イメージ >

以下の1又は2を検証

1 グリーンな栽培体系の検証

環境にやさしい栽培技術(例)



省力化に資する技術(例)



選択検証に必要なスマート農業機械等の導入



気候変動適応技術(例)



2 グリーンな飼養体系の検証



検討会の開催（環境負荷低減に向けた取組方針の検討等）

栽培・飼養マニュアル・産地戦略（指針・計画）の策定

グリーンな生産体系の全国展開の加速化

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（サポート体制づくり）

66	みどりの食料システム戦略推進交付金のうち環境負荷低減活動定着サポート	URL	https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html （R8予定）			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 （百万円）	問合せ先
都道府県、協議会等	ソフト	定額 1/2以内		随時	574の内数	農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課みどりの食料システム戦略グループ 03-6744-7186

< 事業の内容 >

< 事業イメージ >

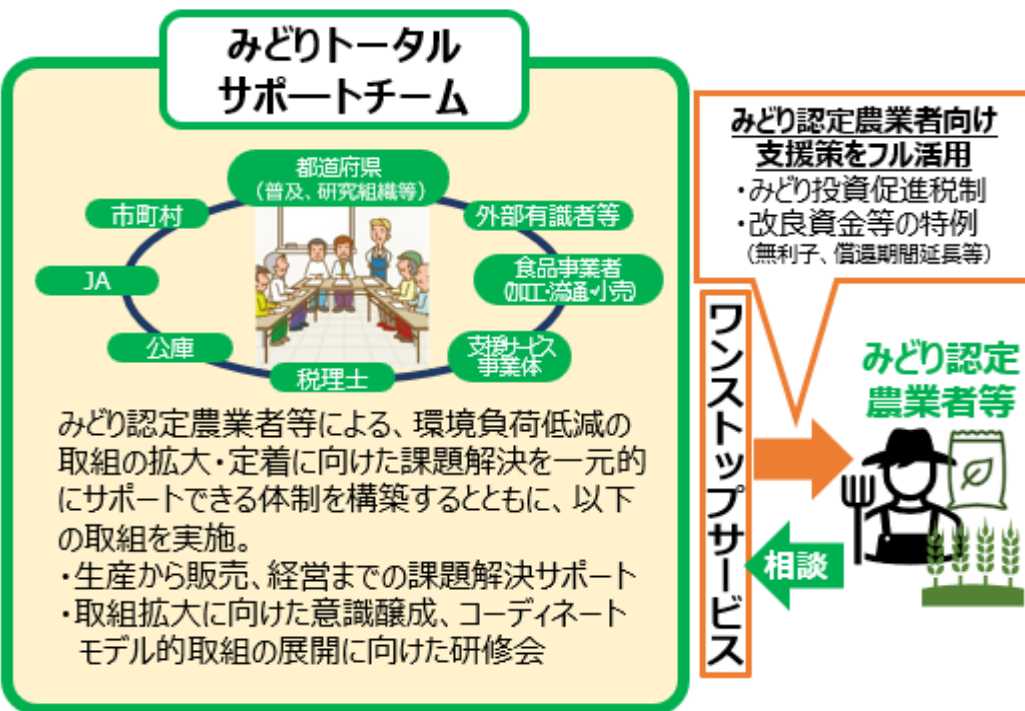
1. みどりトータルサポートチームの体制整備

- ① みどりトータルサポートチームの構築及び運営
みどりの食料システム法に基づく計画の認定を受けた農業者(みどり認定農業者)等による環境負荷低減の取組を拡大・定着させるための、生産から販売、経営までの課題解決を目的とした、**都道府県が行う**関係自治体や関係事業者、専門家等で構成される**みどりトータルサポートチームの構築及びその運営**を支援します。
- ② 専門技術を持つ指導者の育成
都道府県が行う有機農業等の技術指導者の**人材育成**を支援します。

2. 環境負荷低減による先進的な産地構築の推進

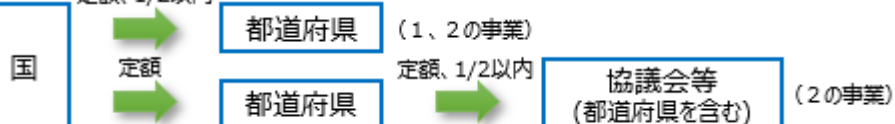
みどりトータルサポートチーム等がみどり認定農業者等に対して行う以下の取組を支援します。

- ① 生産から販売、経営までの課題解決サポート
 - ア 環境と調和した栽培を行うための助言や指導、検討会、展示ほの設置
 - イ 堆肥などの資材調達に必要な事業者とのマッチング
 - ウ 農産物等の販路拡大に向けた小売・流通・加工事業者とのマッチング
 - エ 消費者に対する理解醸成の活動
 等
- ② 取組拡大に向けた活動
 - ア みどりの食料システム法に基づく特定計画の認定・有機協定の締結に向けた地域の農業者や地権者の意識醸成、合意形成のためのコーディネート
 - イ 有機農業等のモデル的取組を都道府県内に展開するための研修会
 等



< 事業の流れ >

定額、1/2以内



3. 地域の保全・管理に関する施策（市町村管理構想、地域管理構想の検討・策定）

67	市町村管理構想・ 地域管理構想策定推進対策	URL	HP	https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000130.html	 	
			事例等	https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000131.html		HP 事例等
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
市町村・地域	ソフト		3月～ 4月頃		13	国土交通省 国土政策局 総合計画課 国土管理企画室 03-5253-8359

- 人口減少・少子高齢化の中で適切な国土管理を推進するため、「国土の管理構想」(令和3年6月)に基づき、土地の現状把握と将来予測をもとに、管理の優先度や管理方法、土地の管理の在り方等を検討する、国土利用計画の実行計画としての役割を担う管理構想を、都道府県、市町村、地域の各レベルで策定することが重要となる。
- 令和8年度は、より実効性のある管理構想の取組促進を目指し、民間企業やNPO等の多様な主体が連携した国土利用・管理の在り方について調査検討を行うとともに、取組普及を底上げするための人材育成を行う。

■調査内容

① 多様な主体が連携した取組の促進

- 民間企業やNPO等の主体が取り組む国土管理の事例収集を行うとともに、官民が連携して取り組む管理構想の実証調査を行い、それらの結果を踏まえ、官民連携した管理構想の促進にあたっての留意点等について調査検討を行う。

② 取組普及の底上げのための人材の育成強化

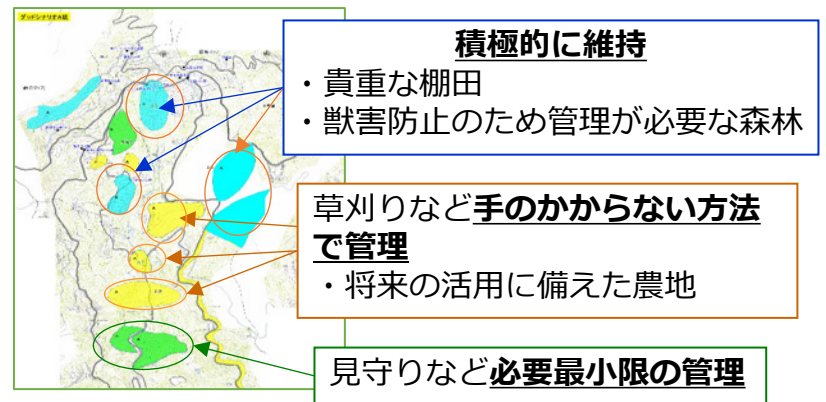
- 市町村等の管理構想の理解促進を図り、市町村による地域の管理構想策定の側面支援等が可能となるよう、市町村等の人材の育成強化を行うための研修を企画・実施する。

(参考) 地方創生2.0基本構想 施策集 (令和7年6月13日) (抄)
第1章 政策の5本柱

1. 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生 (94) 人口減少下に適応した国土利用・管理の推進

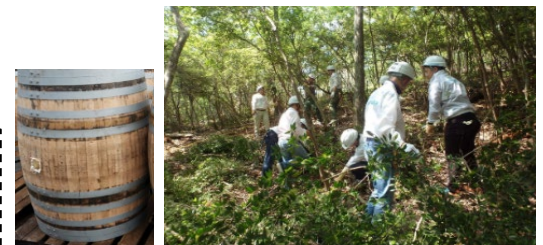
担い手不足が懸念される地域においても適切な国土利用・管理が行われるようにするため、民間企業やNPO等の多様な主体が国土利用・管理に参画するよう促すとともに、国・地方が連携し、都市・農地・森林等の個別の土地利用に係る様々な行政計画・事業との整合・連携強化を図り、地域の課題解決に総合的に取り組む。
(国土交通省国土政策局総合計画課)

○地域管理構想図の例



○民間企業による 国土管理の例

(右) 人事研修の一環として
里山林を管理
(左) 病虫害対策として伐採
した木を利用してウイスキー
樽を製造



サントリーホールディングスHPを基に国土交通省作成

3. 地域の保全・管理に関する施策（農用地等の保全・管理）

68	農山漁村振興交付金のうち 最適土地利用総合対策	URL	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html (R7)											
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業実施主体（対象者）</th> <th>支援対象・内容</th> <th>補助率等</th> <th>公募時期</th> <th>事業要望調査時期</th> <th>R8年度当初予算 (百万円)</th> <th>問合せ先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県、市町村、 地域協議会等</td> <td>ハード・ソフト</td> <td>定額、 5.5/10等</td> <td>随時</td> <td>10月頃（随時）</td> <td>7,045の内数</td> <td>農林水産省農村振興局 農村政策部地域振興課 03-6744-2665</td> </tr> </tbody> </table>	事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等		公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先	都道府県、市町村、 地域協議会等	ハード・ソフト	定額、 5.5/10等
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先								
都道府県、市町村、 地域協議会等	ハード・ソフト	定額、 5.5/10等	随時	10月頃（随時）	7,045の内数	農林水産省農村振興局 農村政策部地域振興課 03-6744-2665								

< 事業の内容 >

< 事業イメージ >

1. 最適土地利用総合事業

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、**実証的な取組**を行いつつ、**土地利用構想を作成し**、その実現に必要な**農用地保全のための活動、基盤整備や施設整備費**等を支援します。

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想の概定、農用地保全のための実証的取組
- ② 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ③ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置
- ④ 土地利用構想に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備

【事業期間：上限5年、＜ソフト＞交付率：定額（上限5,000万円（年標準額：1,000万円）※粗放的利用支援1万円/10a又は5千円/10a、農用地保全等推進員250万円/年、＜ハード＞交付率：5.5/10等（上限1億円（年標準額：2,000万円））】

※粗放的利用支援は、事業期間中に最大3年

2. 荒廃農地再生支援事業（新規）

話し合いなどにより耕作の再開を目指す荒廃農地等について、**再生作業、簡易な基盤整備、土壌改良**等を支援します。

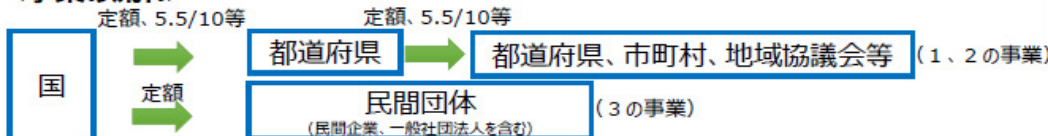
【事業期間：上限1年、交付率：1/2（総事業費200万円未満）】

3. 最適土地利用推進サポート事業

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間：上限1年、交付率：定額】

< 事業の流れ >



1. 最適土地利用総合事業

Step 1 地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、**実証的な取組**を実施



Step 2 土地利用構想を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施



2. 荒廃農地再生支援事業

農業振興地域内の荒廃農地に係る、荒廃農地の再生作業、支障物撤去、基盤整備、土壌改良を支援



【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-6744-2665)

中山間地域等の実情に即した
土地利用構想を実現

荒廃農地を解消し、
農山漁村地域を活性化

3. 地域の保全・管理に関する施策（農用地等の保全・管理）

69	中山間地域等直接支払交付金	URL	HP	https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/			
			事例等①	https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/attach/pdf/index-105.pdf			
			事例等②	https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/s_torikumi/attach/pdf/r0501-10.pdf	HP 事例等① 事例等②		
事業実施主体（対象者）		支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
農業者の組織する団体等		ソフト	定額	～6月		28,460	農林水産省農村振興局 地域振興課 03-3501-8359

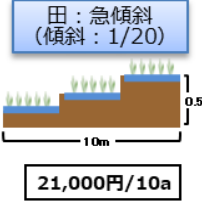
<事業の内容>

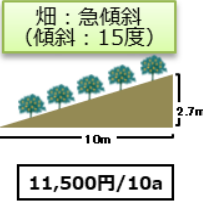
1. 中山間地域等直接支払交付金 27,560百万円（前年度 27,560百万円）

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20～）	21,000
	緩傾斜（1/100～）	8,000
畑	急傾斜（15度～）	11,500
	緩傾斜（8度～）	3,500





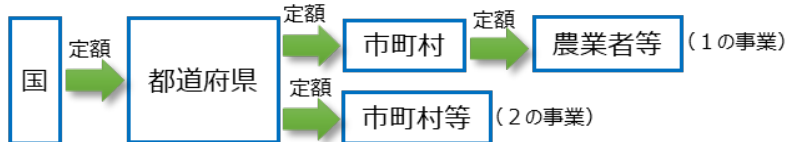
「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「ネットワーク化活動計画※1の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

※1 複数の集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 900百万円（前年度 900百万円）

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

- 【対象地域】中山間地域等（地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域）
- 【対象農用地】農振農用地区域内かつ地域計画区域内に存し、傾斜等の基準を満たす農用地
- 【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等
- 【集落協定等に基づく活動】
 - ① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
 - ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（ネットワーク化活動計画の作成）
- 【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）※2	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕	10,000円 (田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上） 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕	14,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算	6,000円 (田・畑)
超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	
ネットワーク化加算 【上限額：100万円/年】	10,000円(最大※3) (地目にかかわらず)
ネットワーク化や統合等による人材確保や活動の継続に向けた取組を支援	
スマート農業加算 【上限額：200万円/年】	5,000円 (地目にかかわらず)
スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援	

※2 第5期対策（R2～R6）で実施した集落機能強化加算の経過措置を別途設定

※3 協定面積の規模に応じて段階的に適用単価が変動
(～5ha部分) 10,000円/10a、(5ha～10ha部分) 4,000円/10a、(10ha～40ha部分) 1,000円/10a

(注) 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

3. 地域の保全・管理に関する施策（農用地等の保全・管理）

70	多面的機能支払交付金	URL	HP https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html (R8 予定)				
			事例等 https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/240527.html (R8 予定)				
事業実施主体 (対象者)		支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8 年度当初予算	問合せ先
農業者等の組織する団体		ソフト	定額	～6月	1月～2月	50,048 (百万円)	農林水産省農村振興局 農地資源課多面的機能支払推進室 03-6744-2447

< 事業の内容 >

< 事業イメージ >

1. 多面的機能支払交付金 48,463百万円 (前年度48,463百万円)

- ① 農地維持支払
地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。
- ② 資源向上支払
地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

農地維持支払

・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等
・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等

資源向上支払

・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等
・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外來種駆除

交付単価 (円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

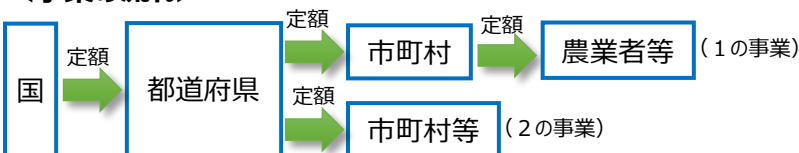
[5年以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

- ※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
- ※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用
- ※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない場合は、5/6単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,585百万円 (前年度1,585百万円)

制度の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

< 事業の流れ >



実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

項目		都府県	北海道	
多面的機能の更なる増進への支援	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等	田	400	320
		畑	240	80
		草地	40	20
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）への支援	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田	400	320

項目		交付単価	
環境負荷低減の取組への支援	長期中干し	800	
	冬期湛水	4,000	
	夏期湛水	8,000	
	中干し延期	3,000	
	江の設置等	作溝実施	4,000
		作溝未実施	3,000

項目	交付単価
組織の体制強化への支援	広域活動組織を設立し活動支援班※を設置する場合 40万円/組織 ※広域活動組織内の複数の集落をまたいで共同活動を行う班

3. 地域の保全・管理に関する施策（森林等の保全・管理）

71	森林・山村地域活性化振興対策のうち、 里山林活性化による多面的機能発揮対策	URL	HP・事例等 https://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html (R8予定)				
			事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期
	地域協議会 民間団体等	ソフト	①②③定額、1/2、1/3以内 上限額：1活動組織当たり 500万円/年 ④委託	地域協議会 ごとに実施	地域協議会 ごとに実施	951	農林水産省林野庁 森林利用課 03-3502-0048

<事業の内容>

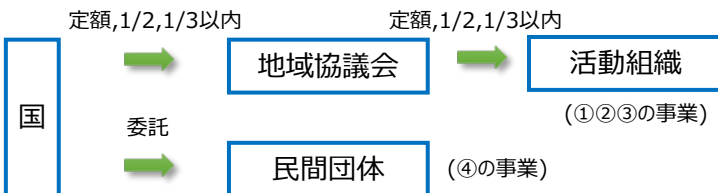
里山林活性化による多面的機能発揮対策

森業の振興などによる山村集落の維持・活性化や、森林の多面的機能の発揮に向けて、林業事業体による経営管理がされにくい里山林の整備を促進するため、

- ① 地域協議会が行う活動組織の確保・育成に向けた説明会・体験会の開催、安全な作業技術の習得の支援
- ② 集落活動等として、集落周辺の里山林を活用する取組の支援
- ③ 「半林半X」等を含め、点在する人工林を本格活用する取組の支援
- ④ 活動組織の活動成果の評価検証等を実施します。

※②③については、市町村が定める山村振興法に基づく「山村振興計画」に、里山林の保全活動が位置付けられている場合に優先採択。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

確保

➤ 里山林の整備・活用に関心のある地域住民等に対して、説明会や活動体験会を開催

育成

➤ 里山林の整備・活用の実践に取り組む活動組織に対する安全対策や施業技術等に関する講習等の実施

➤ 活動組織が行う里山林の整備・活用の実践支援

実践

地域活動型



地域住民等が連携し森林資源を活用する活動への支援

最大12.0万円/ha



地域住民等が連携し竹林資源を活用する活動への支援

最大33.2万円/ha

複業実践型



半林半X等により本格的に人工林を活用する活動への支援

最大19.1万円/ha

上記活動に必要な路網の作設・改修、資機材の整備、地域外関係者の受入環境整備・調整等への支援、アドバイザーの派遣等による活動サポート



3. 地域の保全・管理に関する施策（森林等の保全・管理）

72	森林整備事業	URL	HP https://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/sinrin_seibi/index.html （R8 予定）			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8 年度当初予算	問合せ先
都道府県・市町村・森林所有者等	ハード・ソフト	1/2、3/10等	—	11月頃	127,133 (百万円)	農林水産省 林野庁整備課 03-6744-2303

< 事業の内容 >

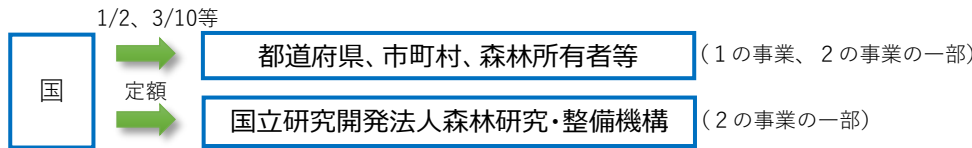
1. 間伐や再造林、路網整備等

- 省力化・低コスト化を進めつつ、**間伐や再造林等の適切な森林整備**を推進するとともに、**林業適地等における林道の開設・改良等**を推進します。
- 森林の集積・集約化を進める地域**において、**基盤となる林道の整備**や**効率的な森林整備**を支援します。
- 花粉発生源対策として**伐採・植替え、路網整備等**を支援します。

2. 豪雨・台風等による被害を受けた森林の整備、林道の強靱化等

- 豪雨・台風等による被害を受けた森林や奥地水源林、重要インフラ施設周辺の森林等について、市町村等の**公的主体による復旧・整備**を推進するとともに、**防災上重要な幹線林道の整備**を推進します。
- 林野火災の危険度が高い地域において、**山火事防止施設を備えた防火機能の高い林道や延焼防止に資する防火林帯の整備**を支援します。
- クマ類を始めとする野生鳥獣の人身被害対策として、**生息環境整備のための広葉樹林化や林縁部における緩衝林帯の整備等**を支援します。

< 事業の流れ >



※ 国有林においては、直轄で実施

< 事業イメージ >

間伐や再造林、路網整備等

省力・低コスト造林による
再造林面積の確保



造林



下刈り



幹線林道の整備

路網整備の推進により
再造林等を後押し



森林資源の循環利用

公益的機能の持続的発揮

森林の集積・集約化を進める地域において、**基盤となる林道の整備**や**効率的な森林整備**を支援



間伐等の森林施業や路網整備

花粉発生源対策として伐採・植替えの一貫作業や路網整備等を支援



伐採・植替えの一貫作業

豪雨・台風等による被害を受けた森林の整備、林道の強靱化等

豪雨・台風等による被害を受けた森林や奥地水源林等における**復旧・整備**や**防災上重要な幹線林道の整備**を推進



台風による風倒木被害



奥地水源林



幹線林道のり面保全

林野火災や人身被害の多発するクマ類への対策となる**森林整備**を支援



防火林帯の整備



緩衝林帯の整備

3. 地域の保全・管理に関する施策（森林等の保全・管理）

73	生物多様性保全推進支援事業	URL	https://www.env.go.jp/nature/biodic/hozen/index.html			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
地方公共団体、民間企業、その他法人等	ソフト	交付金 1/2、定額	令和8年 3月～6月	—	165	環境省自然環境局自然環境計画課地域ネイチャーポジティブ推進室 03-5521-8343

2030年ネイチャーポジティブ達成に向けて、地域における生物多様性の保全・再生に資する取組を支援します

1. 事業目的

- ① 「昆明・モンリオール生物多様性枠組」で盛り込まれたネイチャーポジティブや30by30等の新たな世界目標の確実な達成と各地域での世界目標達成の具体的な指針となる生物多様性地域戦略で設定された目標達成が必要である。
- ② **地域における生物多様性の保全・再生に資する活動を支援し、国土全体の生物多様性の保全・再生を推進する。**また各地域の取組を支援だけでなく、**自立化を促進する。**

2. 事業内容

- ・「地域生物多様性増進法（令和7年施行）」「生物多様性国家戦略2023-2030（令和5年閣議決定）」において、地方公共団体や事業者、民間団体、地域住民等の多様な主体の連携・協働による活動の促進が必要とされている。
- ・**関係法令に基づく保護地域や指定種に係る取組、法定計画の策定とそれに基づく取組等、国としても促進すべき下記事業を地域が行う場合に支援する。**

- ① 生物多様性増進活動の基盤整備（交付率1/2、原則2年）
- ② 生物多様性増進活動の実施強化（定額：上限150万円等、原則2年）
- ③ 重要地域の保全・再生（交付率1/2、原則2年）
- ④ 動植物園等による生息域外保全（定額：上限200万円、原則3年）
- ⑤ 国内希少種の生息環境改善（定額：上限150万円等、原則3年）
- ⑥ 重要里地里山等における社会経済的課題と環境的課題を統合的に解決しようとする活動（交付率1/2、原則2年）

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接交付事業（交付率1/2、定額）
- 交付対象 非営利団体、地方公共団体、民間事業者 等
- 実施期間 平成20年度～

4. 活用事例

事例1 きょうと生物多様性センター推進事業 (R6～R7)（京都府・京都市）

生物多様性の情報収集・利活用・継承の拠点として各主体間における連携・協力のあっせん、必要な情報の提供や助言を実施。

事例2 フサゲルカミサの住み続ける草原の生息環境保全 (H30～R2)（岡山県真庭市）



日本固有種で生息地が極めて限られる草原性の希少昆虫「フサゲルカミサ」の生息環境維持・改善（火入れ等）。



事例3 三井楽ふるさと景観の椿林・円畑・スケアン再生で地産品ブランド化事業（R3～R5） (長崎県五島市)

放棄された円畑（まるはた）、椿林等を再生し、生物多様性の復元と併せて円畑で栽培したサツマイモをカンコロ餅及び周辺椿林からの椿油を「五島の円畑」としてブランド化。

3. 地域の保全・管理に関する施策（藻場・干潟等の保全・管理）

74	漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業	URL	HP	https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_thema/sub391.html	  HP 事例等	
			事例等	https://hitoumi.jp		
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
地域協議会、都道府県、市町村等	ソフト	定額			1,350	農林水産省 水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課 03-3501-3082

<対策のポイント>

新たに気候変動・環境変化による藻場の減少等に対応するため、漁場生産力の回復・強化やブルーカーボンの推進の観点を踏まえ、漁業者等が行う藻場等の保全活動を重点的に支援します。また、モニタリングの強化、専門家の指導等により活動の実効性を確保します。

<事業目標>

- 環境・生態系の維持・回復（対象水域での生物量を20%増加〔令和11年度まで〕）
- 藻場の保全対策を強化（藻場の保全面積 6,200ha〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1. 漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業

漁業者等が行う、水産業・漁村の多面的機能の強化に資する以下の取組を支援します。

① 環境・生態系保全

漁場生産力の強化に資する藻場の保全活動（ウニ・食害魚等の駆除、海藻種苗の投入、藻場を保護する区域の設定）や干潟等の保全活動を重点的に支援します。併せて、モニタリングの強化、専門家の指導、PDCAサイクル等により活動の実効性を確保します。

② 海の安全確保

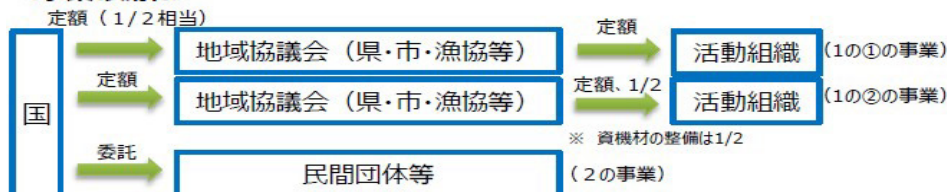
藻場等の海洋環境の変化を早期に捉えながら行う国境・水域の監視、海の監視ネットワーク強化、海難救助訓練等を支援します。

※ 上記①及び②に併せて実施する多面的機能の国民に対する理解の増進を図る活動組織を支援します。

2. 漁場生産力・水産多面的機能強化対策支援事業

漁業者等が行う環境・生態系保全の活動の評価・検証、技術的な課題に対する助言・指導及び効果的な活動の全国展開等に取り組みます。

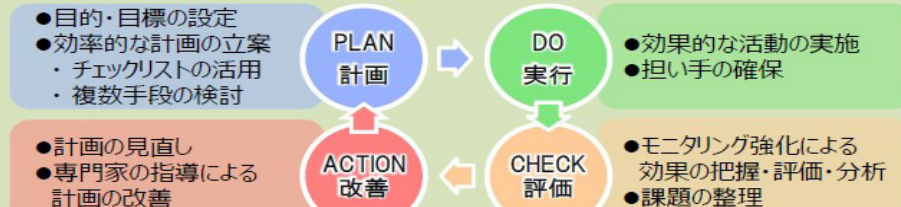
<事業の流れ>



<事業イメージ>



【PDCAサイクルによる活動の実効性の確保】



3. 地域の保全・管理に関する施策（鳥獣被害対策・ジビエ利用）

75	鳥獣被害防止総合対策交付金	URL	HP	https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/yosan/yosan.html （R8 予定）			
			事例等	https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/hyousyou_zirei/hyosyo_jirei.html			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先	
都道府県 地域協議会 民間団体等	ハード・ソフト	定額 (1/2以内等)	3月中旬～ 5月中旬	1月中旬～ 2月中旬	(百万円) 9,900	農林水産省 農村振興局 農村政策部 鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室 03-3591-4958	

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与えるシカ・イノシシ・クマ等による鳥獣被害の防止のため、**広域的で効果的・効率的な鳥獣被害対策やジビエ利用拡大への取組**等を支援します。

< 事業の内容 >

< 事業イメージ >

① 鳥獣被害防止総合支援事業

シカやイノシシ、サル、クマ、鳥類等への対応など「被害防止計画」に基づく**地域ぐるみの取組**や人材育成、**侵入防止柵の省力的な管理**、**ジビエ利用拡大**等を支援します。

② 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業

都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策、広域捕獲に係る取組等を支援します。

③ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業

被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動に係る取組を支援します。

④ 鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業

被害対策推進のための人材育成、ジビエ利用推進のためのハンターや処理加工施設向けの研修、ペットフードへの利用促進、消費拡大に向けた情報発信等を支援します。

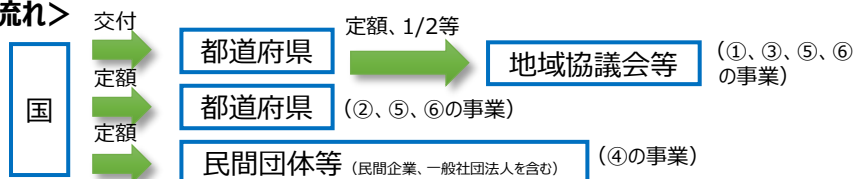
⑤ シカ・クマ特別対策等事業

シカの集中捕獲や、**クマの捕獲対策**等を体制整備と併せて支援します。

⑥ スマート捕獲等普及加速化事業

スマート鳥獣害対策と**農地周辺での加害性の高い個体の重点的な捕獲対策**を行うモデル地区の**整備・横展開**を支援します。

< 事業の流れ >



〔総合的な鳥獣対策・ジビエ利用推進への支援〕

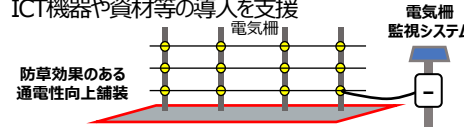


〔鳥獣対策の取組〕

① **スマート捕獲等の普及の加速化**
ICT等を活用した、被害情報等を踏まえた農地周辺の加害性の高い個体の重点的な捕獲を支援
センサーカメラ

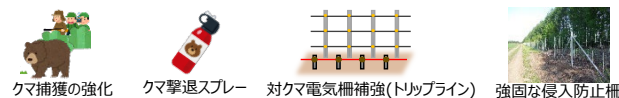


② **侵入防止柵の省力的な管理の推進**
見回り負担の軽減等、省力的な維持管理に資するICT機器や資材等の導入を支援



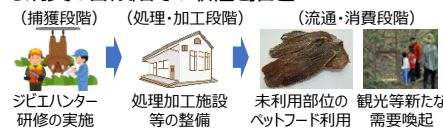
〔クマ対策の取組〕

クマの被害対策に係る総合的な取組を支援



〔ジビエ利用推進の取組〕


① **捕獲から消費まで各段階の取組を推進**
ジビエ利用の拡大に向け、ジビエ施設への搬入から消費の各段階での取組を推進
(捕獲段階) (処理・加工段階) (流通・消費段階)



② **国産ジビエ認証の取得推進**
全国での国産ジビエ認証の取得に向けた取組を推進



3. 地域の保全・管理に関する施策（鳥獣被害対策・ジビエ利用）

76	シカ等による森林被害緊急対策事業のうち シカ等森林被害総合対策	URL	事例等 https://www.rinya.maff.go.jp/j/hogo/higai/tyouju.html （R8予定）				
			事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	都道府県 市町村 地域協議会	ソフト	定額	—	1月～2月	43	農林水産省 林野庁 研究指導課 03-3502-1063

<対策のポイント>

シカのねぐらや隠れ場となっている森林において、関連事業と連携した捕獲を推進するため、**林業関係者等が行う、シカ捕獲ポイントの特定調査など、効率的な捕獲に必要な取組を支援。**

1. シカ等森林被害総合対策

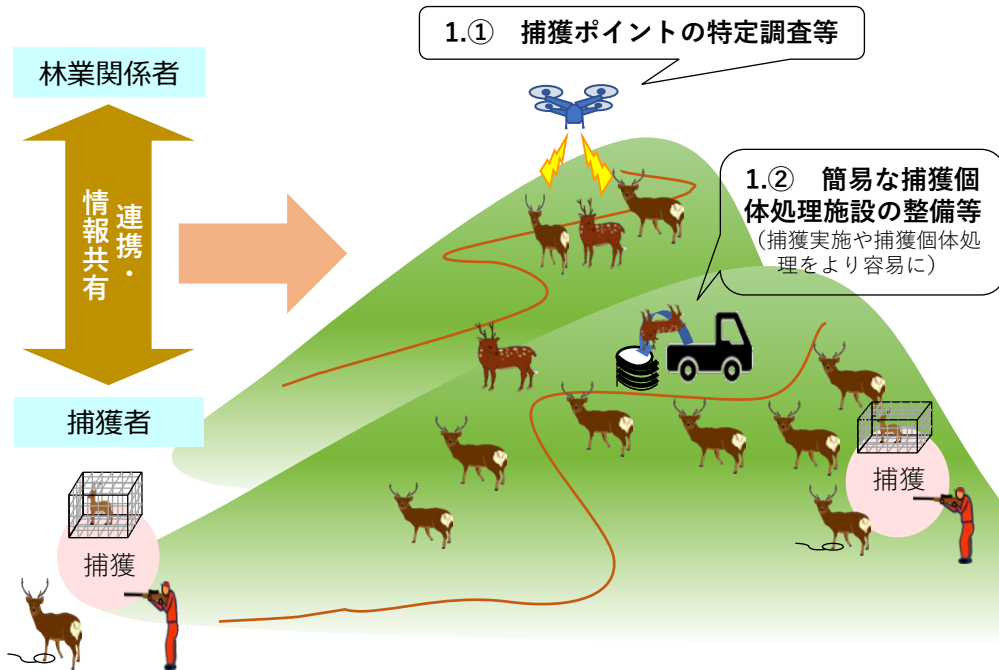
シカの生息域となっている森林内において、林業関係者と地域関係者が連携してシカ捕獲を効果的・効率的に進めるため、

- ① ドローンなどを活用してシカのねぐらや隠れ場等を特定する、**捕獲ポイントの特定調査等**を支援します。
- ② 森林はアクセスが悪く、捕獲後の個体処理が困難等条件が悪いことから、**簡易な捕獲個体処理施設の整備**など、捕獲に必要な条件整備を支援します。


<事業の流れ>



★捕獲条件の不利な森林において、捕獲に必要な条件整備等により捕獲を促進



3. 地域の保全・管理に関する施策（鳥獣被害対策・ジビエ利用）

77	指定管理鳥獣対策事業費	URL	https://www.env.go.jp/nature/choju/reinforce/index2.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先	
都道府県・協議会 市町村（クマ間接交付）	ソフト	交付金（補助率1/2、2/3、定額）		1月～2月頃	5,250（百万円） ※国際観光旅客税財源を含む	環境省自然環境局野生生物課 鳥獣保護管理室 03-5521-8285	

都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、クマ類）の捕獲や被害対策等を支援します。

1. 事業目的

- ・指定管理鳥獣の保護・管理強化するため、専門人材の育成・配置や緊急銃猟実施体制の構築を支援する。
- ・ニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成に向けて、都道府県等が行う捕獲事業等を支援する。
- ・クマ類による被害防止に向けて、都道府県等が行う調査モニタリング、捕獲、出没防止対策等を総合的に支援する。

2. 事業内容

(1) 鳥獣の保護・管理に係る専門人材育成等事業

- ①認定鳥獣捕獲等事業者等の育成
- ②指定管理鳥獣管理専門人材の配置（都道府県での専門人材雇用）
- ③緊急銃猟実施対応等実務者の育成（都道府県・市町村での捕獲従事者等の育成）
- ④緊急銃猟実施対応等実務者の配置（都道府県・市町村での捕獲従事者等の雇用）
- ⑤危険鳥獣出没時の体制構築（出没対応訓練等）

(2) ニホンジカ・イノシシ捕獲等対策事業

- ①指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定等
- ②ニホンジカ・イノシシの捕獲等
- ③効果的な捕獲の促進
- ④ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成
- ⑤ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援

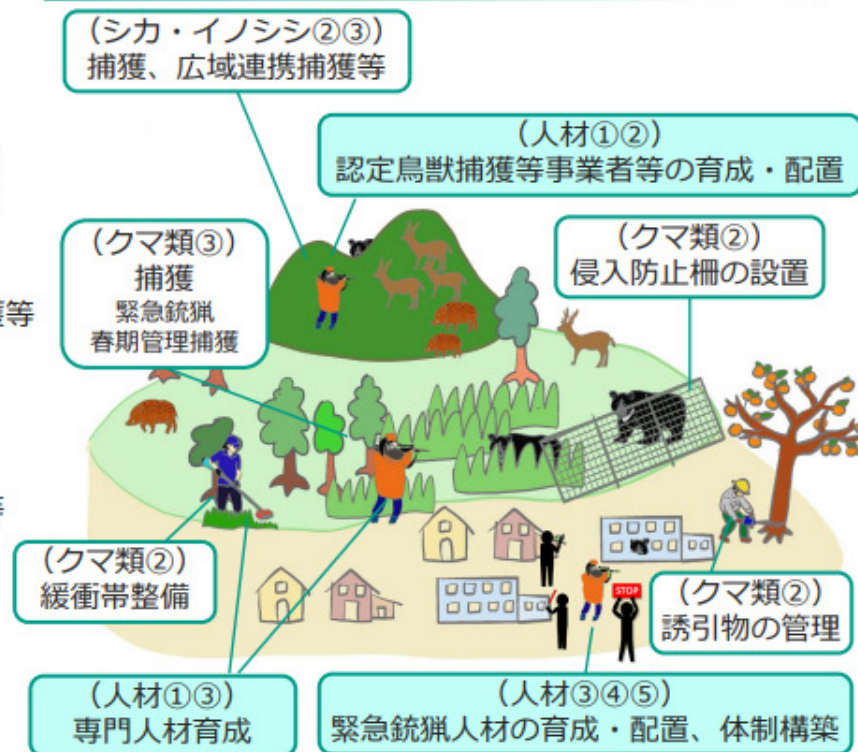
(3) クマ類総合対策事業

- ①特定計画・指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画等の策定、生息状況調査等
- ②出没防止対策（誘引物管理、緩衝帯整備、柵の設置等）
- ③クマ類の捕獲等


3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率1/2、2/3、定額）
- 交付対象 都道府県（一部市町村への間接補助）、協議会
- 実施期間 平成26年度～

4. 事業イメージ



3. 地域の保全・管理に関する施策（景観・居住環境の整備改善）

78	景観・歴史を大切にしまちづくり (歴史まちづくりの推進)	URL	https://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/content/001480763.pdf				
			事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	歴史的風致維持向上 計画の認定都市等	ハード・ソフト	下図参照		1月～2月頃	下図参照	国土交通省公園緑地・景観課 03-5253-8954

歴史まちづくりに関する主な支援措置

令和8年度予算額
社会資本整備総合交付金
4,597億円の内数

①街なみ環境整備事業

- 公共施設の整備や修景施設の整備、電線の地中化等、良好な街なみの維持・再生を支援
- 歴史的風致形成建造物の買取、移設、修理・復原も補助対象

②都市公園事業

- 地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援
- 古墳、城跡等の遺跡やこれらを復原したもので歴史上価値が高いものも補助対象

③都市再生整備計画事業

- 地域の歴史・文化等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援
- 交付率の上限を40%→45%へ嵩上げ、土塁・堀跡の整備も補助対象



重点区域

城址(国指定史跡)
城郭(重要文化財)

大名庭園
(国指定史跡)

● コアとなる国指定文化財等
▲ 歴史的風致形成建造物

令和8年度予算額
58百万円

④景観改善推進事業

- 景観計画の策定・改定に要する経費、外部専門家登用やコーディネート活動に対する支援
- 景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援

令和8年度予算額
地域の観光資源充実のための環境整備推進事業 40億円の内数

⑤観光・歴史まちづくり推進事業

- 歴史的なまちなみの高質化、観光インフラ整備歴史的な建造物の保全・修景、環境整備のためのビジョン・戦略策定、整備効果促進が補助対象

※下線部は、歴史的風致維持向上計画の認定都市を対象とした措置

3. 地域の保全・管理に関する施策（景観・居住環境の整備改善）

79	景観改善推進事業	URL	https://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000046.html				
			事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	市区町村	ハード・ソフト	下図参照		1月～2月頃	58.2	国土交通省都市局 公園緑地・景観課 03-5253-8954

支援内容

【対象事業】

- (1) 景観計画の策定・改定に要する経費*
- (2) 景観計画の策定・改定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動に要する経費*
- (3) 重点地区内の景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に要する経費

* 計画改定は重点地区の新規指定もしくは追加を伴うものに限る。

【事業主体】

- a. 景観に関連のある計画等を定めている市区町村
- b. 立地適正化計画策定または策定に向けた具体的取組を開始・公表している市区町村
- c. 都道府県が策定する広域的な景観基本方針等を踏まえ、景観計画の策定・改定に取り組む市区町村

【補助率】

- 上記(1)、(2) a.かつb.の場合 1/2
 b.かつc.の場合 1/2
 a.の場合 1/3
 c.の場合 1/3
 上記(3) a.の場合 1/3

※景観に関連のある計画等

- ・古都保存法に基づく歴史的風土保存計画
- ・歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画
- ・文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区・重要文化的景観
- ・観光圏整備法に基づく観光圏整備計画
- ・棚田地域振興法に基づく棚田地域振興活動計画
- ・「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づく主要な観光地
- ・都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域
- ・景観法に基づく景観計画



景観規制により既存不適格となった建築物の色彩変更や工作物の是正措置（イメージ）

3. 地域の保全・管理に関する施策（景観・居住環境の整備改善）

80	空き家対策総合支援事業	URL	https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000035.html			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
市区町村・所有者、NPO・民間事業者等	ハード・ソフト	1/2、2/5、1/3、定額	4月～5月	1月～2月ごろ	5,900 (百万円)	国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室 03-5253-8508

空家法の空家等対策計画に基づき市区町村が実施する空き家の除却・活用に係る取組や、NPOや民間事業者等が行うモデル性の高い空き家の活用・改修工事等に対して支援（事業期間：令和8年度～令和12年度）

空き家の除却・活用等への支援(市区町村向け)

<主な実施要件>

- 空き家の除却事業及び活用事業の実施(<補助対象事業>の①及び②)
- ※空家等管理活用支援法人を指定している場合又は空家等活用促進区域を指定している場合は本要件を免除

<補助対象事業>

- ① 空き家の除却
 - ー特定空家等の除却、跡地を地域活性化のために計画的に利用する除却等
- ② 空き家の活用
 - ー地域コミュニティ維持・再生のために10年以上活用するための改修
- ③ 空き家を除却した後の土地の整備
- ④ 空き家の活用か除却かを判断するためのフィージビリティスタディ
- ⑤ 空家等対策計画の策定等に必要な空き家の実態把握
- ⑥ 空き家の所有者の特定
 - ※上記①～⑥は、空き家再生等推進事業(社会資本整備総合交付金)でも支援が可能。
- ⑦ 空家等管理活用支援法人による空き家の活用等を図るための業務
- ⑧ 空家法に基づく代執行等の円滑化のための法務的手続等を行う事業(附帯事業)
 - ー行政代執行等に係る弁護士相談費用、財産管理制度の活用に伴い発生する予納金等
- ⑨ ①～⑥の事業と一体となり、その効果を一層高めるために必要な事業(促進事業)

<主な補助率>

赤字はR8年度拡充事項

(空き家の所有者が実施する場合)

除却	国 2/5	地方公共団体 2/5	所有者 1/5
----	----------	---------------	------------

※市区町村が実施する場合は国2/5、市区町村3/5

※代執行等の場合は国1/2、市区町村1/2

(空き家の所有者が実施する場合)

活用	国 1/3	地方公共団体 1/3	所有者 1/3
----	----------	---------------	------------

※市区町村が実施する場合は国1/2、市区町村1/2

支援法人業務

	国 1/2	地方公共団体 1/2
--	----------	---------------

- ※1法人あたり、補助期間最大3年
- (空家等活用促進区域を指定している場合は制限なし)
- ※令和8年度より、支援法人業務の補助対象業務を追加

モデル的な取組への支援(NPO・民間事業者等向け)

- ①調査検討等支援事業(定額) ー創意工夫を凝らしたモデル性の高い取組に係る調査検討やその普及・広報等への支援
- ②改修工事等支援事業(除却:2/5、活用:1/3) ー創意工夫を凝らしたモデル性の高い空き家の改修工事・除却工事等への支援

3. 地域の保全・管理に関する施策（景観・居住環境の整備改善）

81	街なみ環境整備事業	URL	https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001478281.pdf https://www.mlit.go.jp/common/001017215.pdf （R8 予定）			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
都道府県・市町村・ 法定協議会	ハード・ソフト	1/2、1/3		1月	社会資本整備総合交付金 等 1,312,611百万円の内数 （百万円）	国土交通省住宅局市街地建築課 市街地住宅整備室 03-5253-8517
趣旨・目的	住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する。					
事業内容	地区の固有の資源である良好な景観や歴史的街並みの保全・再生に、地域が一体となって取組み、魅力あるふるさとづくりを推進する。					

【街なみ環境整備促進区域】
 面積1ha以上かつ、①～③のいずれかの要件に該当する区域
 ① 接道不良住宅*率70%以上かつ、住宅密度30戸/ha以上
 *接道不良住宅とは、幅員4m以上の道路に接していない住宅をいう。
 ② 区域内の幅員6m以上の道路の延長が区域内の道路総延長の1/4未満であり、かつ、公園、広場及び緑地の面積の合計が区域の面積の3%未満である区域
 ③ 景観法による景観計画区域又は景観地区の一部又は全部を含む区域、歴史的風致維持向上計画の重点区域の一部又は全部を含む区域及び条例等により景観形成を図るべきこととされている区域

【街なみ環境整備事業地区】
 街なみ環境整備促進区域において、地区面積0.2ha以上かつ、区域内土地所有者等による「街づくり協定」が締結されている地区

協議会の活動の助成
 協議会の活動の助成
 勉強会、見学会、資料収集等（交付率：1/2）

空家住宅等の除却
 空家住宅等の除却
 （交付率：1/2）

地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備



生活環境施設の整備
 （集会所、地区の景観形成のため設置する非営利的施設等）



公共施設の修景
 （道路の美化化、街路灯整備等）

電線地中化



（交付率：1/2）

街なみ景観整備の助成

住宅等の修景 （外観の修景の整備）



景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の活用

（修理、移設、買取等）



（交付率：1/2、1/3）



4. インフラの整備に関する施策（農林水産業関係施設の整備）

82	土地改良施設維持管理適正化事業	URL	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kikaku/attach/pdf/dantaisidou_riyouchousei-110.pdf (R7)			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
土地改良区等	ハード	30%、40%、 50%		4月～8月頃	5,041	農林水産省農村振興局整備部 土地改良企画課 03-3502-6006

<事業の内容>

1. 整備補修事業

- ① 施設の機能保持、耐用年数の確保のため必要となる整備補修(原動機等のオーバーホール、用排水路の整備補修)
- ② 地域の農業水利施設等の保全に取り組むための水土里ビジョンに位置付ける施設の整備補修

2. 施設改善対策事業

水田地域に高収益作物を導入し、産地形成を図るために必要な整備補修

3. 安全管理施設整備対策事業

農業水利施設への転落事故を防止するための安全管理施設の整備

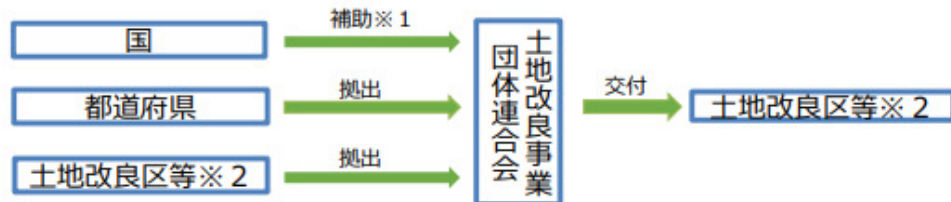
4. 緊急整備補修

予測し得ない事故等により緊急に必要となる整備補修

5. 防災減災機能等強化事業

防災・減災対策、施設管理の省エネ化・再エネ利用や省力化のための施設整備(ため池や排水機場等の整備、高効率モータへの更新、遠隔制御機器の導入等)

<事業の流れ>



※1 1の①及び2～4は30%、1の②は40%、5は50%。
1の②及び5については、財政融資資金を活用して実施。

※2 土地改良施設を管理している土地改良区、土地改良区連合、市町村、一部事務組合、農業協同組合、認可地縁団体及び一般社団法人をいう。

<事業イメージ>

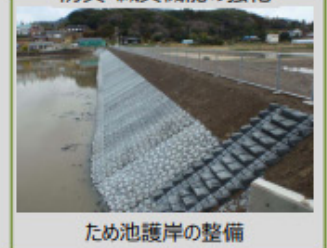
整備補修事業



整備補修事業（水土里ビジョンに位置付ける施設の整備補修）



防災減災機能等強化事業 防災・減災機能の強化




施設管理の省エネ化



施設管理の省力化



4. インフラの整備に関する施策（農林水産業関係施設の整備）

83	農山漁村地域整備交付金	URL	https://www.maff.go.jp/j/study/other/e_mura/oomori/n-koufukin.html (R7)				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先	
都道府県、市町村等	ハード	定額(1/2等)		4月～10月頃	76,249	(農業農村分野) 農林水産省農村振興局地域整備課 03-6744-2200 (森林分野) 林野庁計画課 03-3501-3842 (水産分野) 水産庁計画・海業政策課 03-6744-2387	

< 事業の内容 >

< 事業イメージ >

1. 都道府県又は市町村は、地域の实情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した**農山漁村地域整備計画**を策定し、これに基づき事業を実施します。

2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の**生産現場の強化や防災力の向上のための事業**を選択して実施することができます。

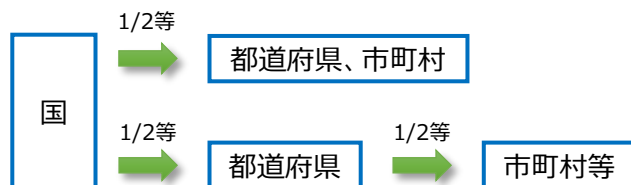
- ① 農業農村分野：農地整備、農業用排水施設整備、海岸保全施設整備等
- ② 森林分野：予防治山、路網整備等
- ③ 水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等

※ このほか、盛土による災害の防止に向けた緊急的な対策等を支援します。

3. 都道府県又は市町村は、**自らの裁量により地区ごとに交付金の配分**が可能です。

また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。

< 事業の流れ >



交付金を活用した事業例

【農業農村基盤整備】



ほ場整備による農業生産性の向上と秩序ある土地利用の推進



老朽化した用水路の整備・更新

【水産基盤整備】



漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備（岸壁改良）



漁村における津波避難対策（避難施設、避難経路の整備）

【森林基盤整備】

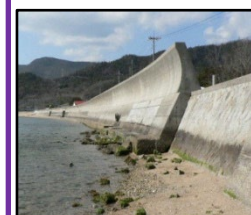


林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現

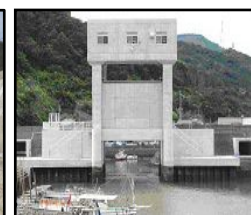


治山施設による山地災害の未然防止

【海岸保全施設整備】




津波、高潮による被害を未然に防ごうため海岸堤防の整備を推進



津波・高潮対策としての水門整備

(共通) 切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラ整備

4. インフラの整備に関する施策（農林水産業関係施設の整備）

84	農村整備事業	URL	https://www.maff.go.jp/j/nousin/seibi/sogo/s_seibi/nousonnseibi.html (R7)				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先	
都道府県、市町村等	ハード	定額(1/2等)		4月～10月頃	7,419 (百万円)	農林水産省農村振興局地域整備課 03-6744-2200	

< 事業の内容 >

1. 農業集落排水施設整備事業

農業集落排水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、維持管理の効率化等に資する施設の高度化を支援します。

2. 農道・集落道整備事業

農道・集落道のうち、基幹的な農道、避難等に必要となる農道・集落道、老朽化等により被害が生じるおそれがある跨道橋・跨線橋等の強靱化、農産物の輸送コストの削減等に資する拡幅等の高度化を支援します。

（河川工事等による補償で造成された農道橋等も対象施設になることを明確化）

3. 営農飲雑用水施設整備事業

営農飲雑用水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、生産性の向上や6次産業化等に資する施設の高度化を支援します。

4. 地域資源利活用施設整備事業

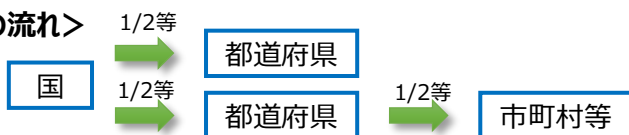
農業水利施設等への電力供給や災害時の非常用電源となる地域資源利活用施設の強靱化を支援します。

5. 集落防災安全施設整備事業

災害による被災時に家屋や公共施設等に被害が生じるおそれのある集落防災安全施設の強靱化を支援します。

※下線部は拡充内容

< 事業の流れ >



< 事業イメージ >

農村地域の生活に不可欠な農村インフラ



農業集落排水施設



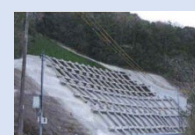
農道・集落道



営農飲雑用水施設



地域資源利活用施設
(太陽光発電施設)



集落防災安全施設
(土砂崩壊防止施設)

農村インフラの強靱化

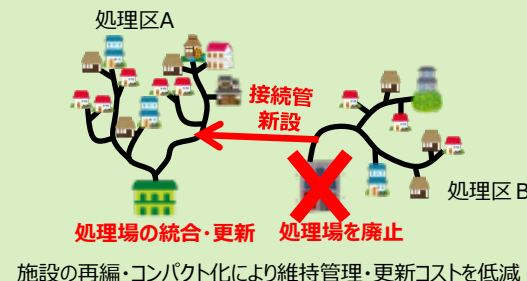
重要な農村インフラの点検診断、計画策定、耐震・浸水・停電対策、保全対策、更新・撤去等



止水壁の設置



非常用電源の設置




農村インフラの高度化

生産性の向上、生産コストの縮減、維持管理の効率化等に資する施設の計画策定、整備等



4. インフラの整備に関する施策（農林水産業関係施設の整備）

85	中山間地域農業農村総合整備事業	URL	https://www.maff.go.jp/j/nousin/seibi/sogo/s_seibi/index2.html				
			事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	都道府県 市町村 協議会	ハード	55%等		4月～10月頃	4,356	農林水産省 農村振興局 地域整備課 03-6744-7625

< 事業の内容 >

1. 農業生産基盤整備

- 所得確保のための農地の区画整理、農業水利施設、暗渠排水
- 国土保全のための農用地保全施設
- 農業の維持発展を図るための土地基盤の再編・整序化 等

2. 農村振興環境整備（1に付帯して実施）

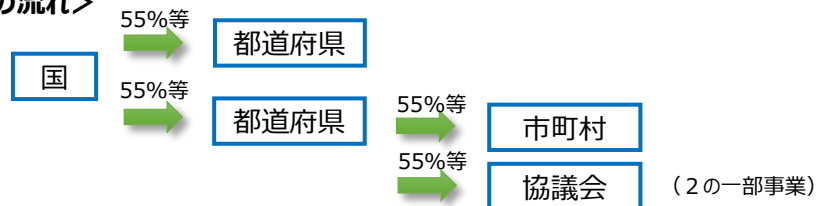
- 農産物の付加価値を高めるための加工・販売施設
- 高収益作物の導入に必要な農業施設
- 地産地消型エネルギーシステム構築のための農村資源利活用推進施設 等

【実施要件】

- 農産物の高付加価値化等を通じた地域の所得確保及び農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用に取り組む地域
- 農業生産基盤※1 1工種以上かつ全体で2工種以上
- 受益面積が農業生産基盤※1の合計で10ha以上
(生産・販売施設等※2と一体で実施する場合は5ha以上)
- 5法指定地域又は指定棚田地域であって、林野率50%以上かつ農用地の傾斜が1/100以上の面積が生産基盤整備を行う農用地の面積の50%以上を占める地域

※1 土地基盤の再編・整序化及び埋蔵文化財調査を除く
 ※2 生産・販売・交流・農泊等施設整備、農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備


< 事業の流れ >



< 事業イメージ >



4. インフラの整備に関する施策（情報通信環境の整備）

86	農業生産基盤情報通信環境整備事業	URL	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/jouhoutsuushin/jouhou_tsuushin.html				
			事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
都道府県 市町村 土地改良区等	ハード・ソフト	1/2等 定額		前年度4月～1月頃	655	農林水産省農村振興局 地域整備課 03-6744-2209	

< 事業の内容 >

1. 計画策定事業

- ① 計画策定支援事業
情報通信環境に係る調査、計画策定に係る取組を支援します。また、**情報通信分野の知見を持つ人材を育成する取組**を支援します。
- ② 計画策定促進事業
事業を進める中で生じる諸課題の解決に向けたサポート、**ノウハウの横展開等を行う民間団体の活動**を支援します。

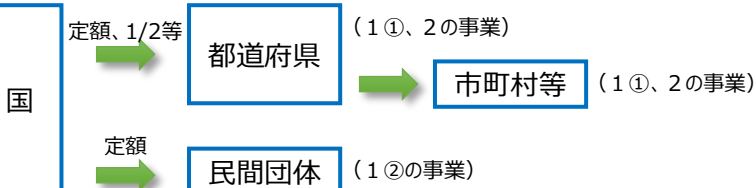
2. 施設整備事業

- ① 農業水利施設等の管理の省力化・高度化やスマート農業の実装に必要な**光ファイバ、無線基地局等の情報通信施設及び附帯設備の整備**を支援します。
- ② ①の情報通信施設を**地域活性化に有効活用するための附帯設備の整備**を支援します。

【実施要件】

- ・事業実施計画を策定していること（1、2の事業）
- ・総事業費200万円以上等（2の事業）

< 事業の流れ >



< 事業イメージ >

情報通信施設






水位センサー (Water Level Sensor)

— 光ファイバ

(無線基地局、地域の取組内容に応じて適切な通信規格（LPWA、BWA、Wi-Fi、ローカル5G等）を選定。)

(情報通信施設の活用例)

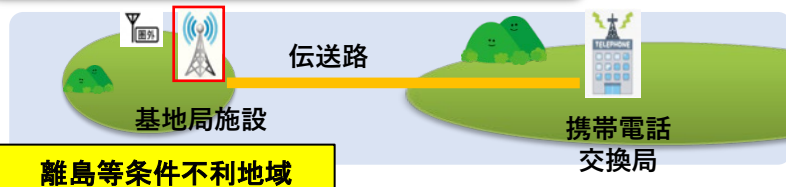
- 農業水利施設等の管理の省力化・高度化に関する利用
- スマート農業の実装に関する利用
- 地域活性化に関する利用

4. インフラの整備に関する施策（情報通信環境の整備）

87	デジタルインフラ整備推進事業	URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/broadband/index.html			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
電気通信事業者等	ハード	1/2、 2/3等	1～7月頃	4月～5月頃	2,995の内数	総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 基盤整備促進課 03-5253-5866 情報流通行政局 放送施設整備促進課 03-5253-5808

■地理的に条件が不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）や遮へい空間において、電気通信事業者（地方公共団体等を含む。）が光ファイバや携帯電話の基地局等を整備する場合に、整備費用等の一部を補助

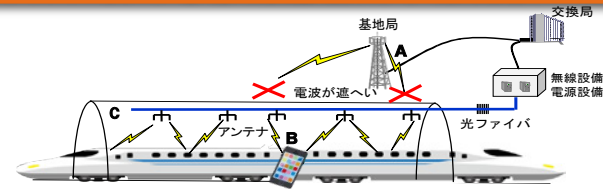
携帯電話基地局の整備加速化



○携帯電話等エリア整備事業

- ・条件不利地域において、携帯電話基地局の整備費用の一部を補助

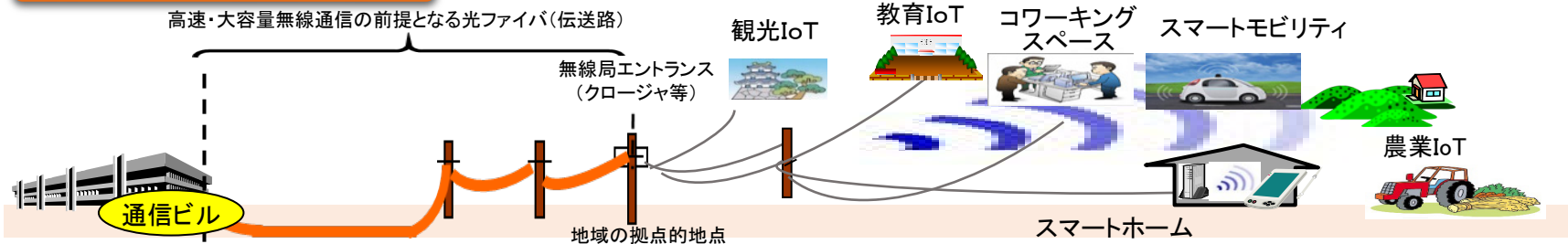
トンネルにおける移動通信用中継施設の整備加速化



○電波遮へい対策事業

- ・トンネルにおいて、移動通信用中継施設の整備費用の一部を補助


光ファイバの整備加速化



○高度無線環境整備推進事業

- ・条件不利地域において、光ファイバの整備費用等（離島地域における維持管理費用を含む）の一部を補助

4. インフラの整備に関する施策（情報通信環境の整備）

88	地域社会DX推進パッケージ事業	URL	HP・事例等 https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/digital_kiban/index.html				
			事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
地方公共団体 民間団体等	ハード・ソフト	③：1/2	1～3月 複数回公募の 可能性あり				総務省地域通信振興課 03-5253-5758

地域社会DX推進パッケージ事業

好事例の創出・実用化

③ 地域のデジタル基盤の整備支援（補助）

デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るために必要な通信インフラなどの整備を支援

② 先進的ソリューションの実用化支援（実証）

先進的通信システム活用タイプ

衛星通信や光電融合技術をはじめとする新しい通信技術などを活用した先進的なソリューションの実用化に向けた実証

AI・自動運転検証タイプ

地域の通信システムを活用した、AI・自動運転等の先進的なソリューションの実証

① デジタル人材／体制の確保支援

1. 計画策定支援

デジタル実装に必要な地域課題の整理、導入・運用計画の策定に対する専門家による助言


2. 推進体制構築支援

都道府県を中心とした持続可能な地域のDX推進体制の構築を支援

3. 地域情報化アドバイザー

地域情報化アドバイザーによる人材の育成・供給を支援

4. インフラの整備に関する施策（一般廃棄物処理施設の整備）

89	一般廃棄物処理施設の整備	URL	https://www.env.go.jp/content/000366780.pdf (R8 予定)				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8 年度当初予算 (百万円)	問合せ先	
市町村等	ハード・ソフト	交付金、間接補助事業 (補助率1/3、(一部1/2等)、定額)	4月	前年度12月～1月	54,047	環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 03-5521-8337	

一般廃棄物処理施設の整備を支援します。

1. 事業目的

- ① 市町村等が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援する。
- ② 平成当初以降にダイオキシン類対策のために整備した廃棄物処理施設の老朽化による、ごみ処理能力の不足や事故リスク増大といった事態を回避し、生活環境保全・公衆衛生向上を確保し、地域の安全・安心に寄与する。
- ③ 災害時のための廃棄物処理施設の強靱化及び地球温暖化対策の強化を推進する。

2. 事業内容

市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備には一時的に莫大な費用を要するため、交付金、補助金による支援が不可欠である。また、災害廃棄物処理の中核を担い地域のエネルギーセンターとして災害対応拠点となる一般廃棄物処理施設の強靱化を図る必要がある。

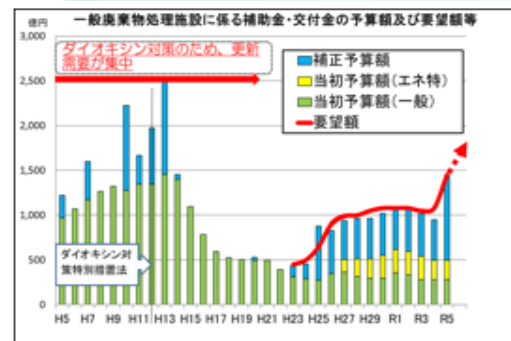
具体的には、以下の施設整備事業の一部を支援する。

- ・エネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設、メタンガス化施設等）
- ・最終処分場
- ・マテリアルリサイクル推進施設
- ・有機性廃棄物リサイクル推進施設
- ・上記に係る調査・計画支援事業 等

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金、間接補助事業（補助率 1 / 3（一部 1 / 2 等）、定額）
- 交付対象 市町村等
- 実施期間 平成 17 年度～

4. 予算額の推移、補助対象の例



4. インフラの整備に関する施策（浄化槽の整備）

90	循環型社会形成推進交付金 (浄化槽の整備)	URL	https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/grant/yosan.html			
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
都道府県・市町村	ハード・ソフト	交付金 (補助率1/3 (一部1/2))		前年度の12月～1月	8,613 (百万円)	環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 03-5501-3155

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や維持管理の向上等を支援します。

1. 事業目的

- ・現在でも全国で未だに約780万人が単独処理浄化槽やくみ取り槽を使用しており、生活排水が未処理となっている状況。
- ・令和8年度の汚水処理施設の概成目標の達成のため、単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換を促進する必要。特に、生活環境等に重大な支障が生じるおそれのある「特定既存単独処理浄化槽」の転換に向けた指導等を強化するとともに、対象となる高齢世帯における経済的負担の軽減に向けた支援が必要。あわせて、適正な維持管理を徹底するため、浄化槽台帳の整備や少人数高齢世帯の維持管理費を支援。
- ・災害対応・強靱化のため、老朽化した合併処理浄化槽の更新とともに浄化槽の被災状況の迅速な把握と早期復旧を図る台帳システム整備を支援。

2. 事業内容

市町村が行う浄化槽事業に対して交付金により支援。

※令和8年度予算(案)では下線部分の助成メニューを拡充。

○環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業(交付率1/2)

・単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽(環境配慮型浄化槽に限る)に事業計画額の5割以上転換する事業

・集合処理(下水道、農集排等)から浄化槽へ転換する事業(公共浄化槽への転換に限る)

○汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業(交付率1/2) <R8までの時限措置>

○単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換

特定既存単独処理浄化槽(法に基づく維持管理を実施している少人数高齢世帯に限る)から合併処理浄化槽への転換に対する交付金基準額の増額 <R11までの時限措置>

○浄化槽災害復旧事業

○少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業(交付期間を3年から5年に延長)

○市町村が定める浄化槽長寿命化計画等に基づく浄化槽の改築・更新事業

○浄化槽整備効率化事業

浄化槽台帳整備(浄化槽の被災状況等をオンライン等で把握・情報集約する台帳システム整備含む)、計画策定・調査(特定既存単独処理浄化槽に係る調査含む)、講習会等

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金(交付率1/3、1/2)
- 請負先/交付対象 地方公共団体
- 実施期間 平成17年度～

4. 事業イメージ



5. 生活サービスに関する施策（地域住民の包括的な支援体制整備）

91	重層的支援体制整備事業 (地域づくり事業)	URL	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/chiikikyosei/index.html	 HP
----	--------------------------	-----	---	--

事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	R 8 年度当初予算	問合せ先
市町村	ソフト	下表のとおり	—	—	84,381 (百万円) (内数)	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課地域共生社会推進室 (代表)03-5253-1111(内線)2289

事業目的

○ これまで介護・障害・こども・生活困窮それぞれの分野で行っていた地域づくりに関する事業を、重層的支援体制整備事業の地域づくり事業として一体的に実施。
 = 既存制度間の連携を強化し、包括的な支援体制の整備（※）を促進する。
 （※）地域住民等と支援関係機関が協力し地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制を整備すること。

事業概要

○ 一体的実施の対象となる事業は以下のとおり。

分野	事業名	根拠規定	負担率・補助率
介護	一般介護予防事業	介護保険法第115条の45 第2項第2号	国 25/100、都道府県 12.5/100、市町村 12.5/100、 1号保険料 23/100、2号保険料 27/100
	生活支援体制整備事業	介護保険法第115条の45 第2項第5号	国 38.5/100、都道府県 19.25/100、 市町村 19.25/100、1号保険料 23/100
障害	地域活動支援センター事業	障害者総合支援法 第77条第1項第9号	国 50/100以内、都道府県 25/100以内、 市町村 25/100
こども	地域子育て支援拠点事業	子ども・子育て支援法 第59条第9号	国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3
困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	(法律上の根拠なし)	国 1/2、市町村1/2

- 一体的実施にあたっては、地域に既に「ある」ものを活かすことを前提に、現状の社会資源（場・活動・サービス・情報等）を幅広く把握した上で、以下を行うこととする。
- ① 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする。
 - ② 世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場を整備する。
 - ③ 地域のプラットフォームの促進を通じて地域における活動を活性化すること等を通じて、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行う。

※ なお、重層的支援体制整備事業として実施するためには、上記事業の一体的実施に加え、各分野の相談支援に関する事業の一体的実施、既存分野の事業等のみでは直ちに対応が難しい支援ニーズへの対応力を向上させるための事業（多機関協働事業等）もあわせて実施することが必要。

5. 生活サービスに関する施策（地域住民の包括的な支援体制整備）

92	機能集約化アプローチによる 包括的な支援体制整備モデル事業	URL	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi/kaigo/seikatsuhogo/chiikikyosei/index.html	 HP
----	----------------------------------	-----	---	--

事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	R 8 年度当初予算 (百万円)	問合せ先
市町村	ソフト	3 / 4	—	—	160	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課地域共生社会推進室 (代表)03-5253-1111(内線)2289

事業目的	<p>○ 人口減少・高齢化等により担い手不足が深刻化していく小規模市町村にあっても、包括的な支援体制の整備（※1）を推進し、地域共生社会を実現するため、介護・障害・子ども・生活困窮分野及び地方創生・地域振興分野で行われている既存の地域で支え合う機能を把握・整理の上、分野横断的な地域づくりの体制を構築するため、地域活動をコーディネートする体制及び地域活動の運営支援を行う体制を構築し、その体制の下で分野横断的な地域づくりを試行的に実行する。</p> <p>（※1）地域住民等と支援関係機関が協力し地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制を整備すること。</p>
------	--

事業概要	<p>○ 上記の目的に照らし、本モデル構築支援事業における有識者等による助言等を踏まえながら以下を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">(1) 地域づくり体制の現状把握・分析</td> <td>事業実施市町村における現在の介護・障害・子ども・生活困窮分野及び地方創生・地域振興分野で行われる地域づくりの促進に係る取組について、それぞれの現在の機能や人員体制、充足状況、今後の人員確保の見通しを把握・整理するほか、地域づくりに係る住民ニーズ等について、把握・整理する。</td> </tr> <tr> <td>(2) 地域活動コーディネート体制・実施方法の検討</td> <td>(1)において、把握した介護・障害・子ども・生活困窮等の福祉分野で配置されている人員と地方創生・地域振興分野で配置されている人員について、分野横断的な地域活動のコーディネートを行うため、互いの業務を兼ねることとするが、これにあたり、役割分担・活動地域等を検討する。</td> </tr> <tr> <td>(3) 地域活動運営支援の実施方法の検討</td> <td>地域活動の運営支援は、地域活動コーディネーターが、(2)で例示する活動を行うことに加え、住民主体の地域活動を行う者に対し、同活動を運営するために必要な活動費を支給することも想定される。このため、事業実施市町村が中心となり、同活動費を支給するにあたり、支給対象とする地域活動の選定方法や支給上限額を決定する方法等について、必要に応じて検討し支給する。</td> </tr> <tr> <td>(4) 合意形成・試行的実施</td> <td>(1)～(3)の検討を踏まえ、対応方針を整理し、地域、支援関係機関等の関係者、市町村庁内の合意形成を図る。検討した体制・実施方法の下、地域住民と対話をする中で、機能集約型の地域づくりを試行的に実行する。</td> </tr> <tr> <td>(5) 機能集約型の地域づくりを実施するにあたっての課題整理</td> <td>(4)の実証結果を踏まえ、機能集約型の地域づくりを実施するにあたっての課題整理については、別途実施する「機能集約化」アプローチによる包括的な支援体制整備モデル構築支援事業」の受託者及び国が主体的に行うが、事業実施市町村として協力する。</td> </tr> </table>	(1) 地域づくり体制の現状把握・分析	事業実施市町村における現在の介護・障害・子ども・生活困窮分野及び地方創生・地域振興分野で行われる地域づくりの促進に係る取組について、それぞれの現在の機能や人員体制、充足状況、今後の人員確保の見通しを把握・整理するほか、地域づくりに係る住民ニーズ等について、把握・整理する。	(2) 地域活動コーディネート体制・実施方法の検討	(1)において、把握した介護・障害・子ども・生活困窮等の福祉分野で配置されている人員と地方創生・地域振興分野で配置されている人員について、分野横断的な地域活動のコーディネートを行うため、互いの業務を兼ねることとするが、これにあたり、役割分担・活動地域等を検討する。	(3) 地域活動運営支援の実施方法の検討	地域活動の運営支援は、地域活動コーディネーターが、(2)で例示する活動を行うことに加え、住民主体の地域活動を行う者に対し、同活動を運営するために必要な活動費を支給することも想定される。このため、事業実施市町村が中心となり、同活動費を支給するにあたり、支給対象とする地域活動の選定方法や支給上限額を決定する方法等について、必要に応じて検討し支給する。	(4) 合意形成・試行的実施	(1)～(3)の検討を踏まえ、対応方針を整理し、地域、支援関係機関等の関係者、市町村庁内の合意形成を図る。検討した体制・実施方法の下、地域住民と対話をする中で、機能集約型の地域づくりを試行的に実行する。	(5) 機能集約型の地域づくりを実施するにあたっての課題整理	(4)の実証結果を踏まえ、機能集約型の地域づくりを実施するにあたっての課題整理については、別途実施する「機能集約化」アプローチによる包括的な支援体制整備モデル構築支援事業」の受託者及び国が主体的に行うが、事業実施市町村として協力する。
(1) 地域づくり体制の現状把握・分析	事業実施市町村における現在の介護・障害・子ども・生活困窮分野及び地方創生・地域振興分野で行われる地域づくりの促進に係る取組について、それぞれの現在の機能や人員体制、充足状況、今後の人員確保の見通しを把握・整理するほか、地域づくりに係る住民ニーズ等について、把握・整理する。										
(2) 地域活動コーディネート体制・実施方法の検討	(1)において、把握した介護・障害・子ども・生活困窮等の福祉分野で配置されている人員と地方創生・地域振興分野で配置されている人員について、分野横断的な地域活動のコーディネートを行うため、互いの業務を兼ねることとするが、これにあたり、役割分担・活動地域等を検討する。										
(3) 地域活動運営支援の実施方法の検討	地域活動の運営支援は、地域活動コーディネーターが、(2)で例示する活動を行うことに加え、住民主体の地域活動を行う者に対し、同活動を運営するために必要な活動費を支給することも想定される。このため、事業実施市町村が中心となり、同活動費を支給するにあたり、支給対象とする地域活動の選定方法や支給上限額を決定する方法等について、必要に応じて検討し支給する。										
(4) 合意形成・試行的実施	(1)～(3)の検討を踏まえ、対応方針を整理し、地域、支援関係機関等の関係者、市町村庁内の合意形成を図る。検討した体制・実施方法の下、地域住民と対話をする中で、機能集約型の地域づくりを試行的に実行する。										
(5) 機能集約型の地域づくりを実施するにあたっての課題整理	(4)の実証結果を踏まえ、機能集約型の地域づくりを実施するにあたっての課題整理については、別途実施する「機能集約化」アプローチによる包括的な支援体制整備モデル構築支援事業」の受託者及び国が主体的に行うが、事業実施市町村として協力する。										

※ なお、上記とあわせて、機能集約型の相談支援の実施方法の実証を行うことが必要。

5. 生活サービスに関する施策（地域住民の包括的な支援体制整備）

93	地域における互助機能強化のための 地域との連携・協働モデル事業	URL	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi/kaigo/seikatsuhogo/chiikikyosei/index.html	 HP
----	------------------------------------	-----	---	--

事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	R7年度補正予算 (百万円)	問合せ先
市町村	ソフト	3 / 4	—	—	300	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課地域共生社会推進室 (代表)03-5253-1111(内線)2289

事業目的

○ 地域における包括的な支援体制の整備（※）を推進し、地域共生社会を実現するため、福祉以外の分野との連携・協働により、地域住民主体の活動を強化し、地域生活課題を抱える地域住民を地域の中で必要な支援に早期につなぐ体制を構築することができるよう、互助機能強化のための地域住民等と市町村・支援関係機関等の連携・協働モデルを構築する。

（※）地域住民等と支援関係機関が協力し地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制を整備すること。

事業概要

○ 上記の「包括的な支援体制の整備」にあっては、① 地域で支え合う機能、② 支援関係機関同士が連携して支援を行う機能、③ 地域と支援関係機関をつなぐ機能の3つの機能を備えることが重要。

○ 本事業においては、本モデル構築支援事業における有識者等による助言等を踏まえながら、上記のうち③と①の機能の充足を、福祉以外の幅広い分野との連携協働により達成することができるよう、以下の取組により、モデル構築に向けた実証を行うこととする。

1	既存制度・地域活動等の把握、 地域生活課題に係る議論	2・3の前提となる現状把握・議論を、地域住民や地域住民が主体となった団体とともに行う。
2	地域住民との協議・実践	地域住民と対話しながら、地域生活課題を包括的に受け止められるよう、具体的な実践内容やその実施体制等を協議し、検討する。その結果を踏まえ、実践する。
3	検証・見直し	実践状況や住民発意を最大限尊重する中で、地域生活課題を包括的に受け止め続けることができるよう、「つなぐ機能」と連動した「地域で支え合う機能」を備える体制構築状況等を検証。
4	地域連携・協働支援員の配置	1～3の取組を効果的かつ円滑に実施するため、専任で1名配置。 (地域振興を主たる業務とする者(地域おこし協力隊、集落支援員等)との兼務は可。)
5	地域活動団体等支援活動費の支給	地域住民個人や地域住民を主体とする団体が2の実践を行う場合、当該個人等に費用を支給。

※ 本事業は、地域住民主体の地域活動の実践を市町村内で広く普及・促進することで多様な地域の支え合いの環境を創出し、かつ、こうした地域住民主体の実践と市町村・支援関係機関等が継続的かつ円滑につながる環境を構築することで、地域と市町村・支援関係機関が一体となった包括的な支援体制を整備するためのモデル事業であり、個別の居場所づくりや地域住民の交流の場づくりを行う趣旨ではない

※ 地域住民が主体となった労働者協同組合、地域運営組織(RMO)、指定地域共同活動団体等との協働が前提、同団体等が既にある市町村での実施を想定。

※ 上記の1～4は必須、5は必要に応じて行う。

5. 生活サービスに関する施策（地域住民の包括的な支援体制整備）

94	食品アクセス確保対策事業	URL	HP https://www.maff.go.jp/j/syouan/access/index.html (R8) 事例等 https://www.maff.go.jp/j/syouan/access/attach/pdf/jireishu-3.pdf				
			事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期
	民間団体等	ソフト	定額	3月	事業ページ参照	15	農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課 03-3502-5723

< 事業の内容 >

< 事業イメージ >

1. 食品アクセス確保対策事業 **15 (124) 百万円**
円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクによる食品提供の質・量の充実にに向けた機能の強化を図ります。

2. 食品アクセス確保緊急支援事業 **【令和7年度補正予算額】600百万円**

① 円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の体制強化支援
円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域の関係者が連携して取り組む体制づくりを支援します。

- ア 地域の関係者が連携して組織する協議会の設置
- イ 関係者間の調整役（コーディネーター）の配置
- ウ 地域における食品アクセスの現状・課題の調査
- エ 課題解決に向けた計画の策定

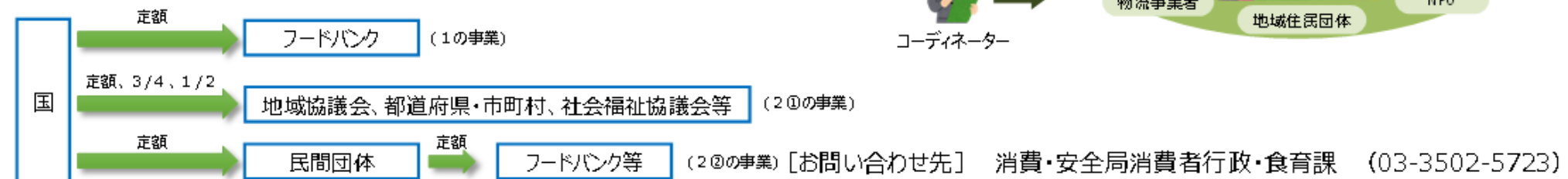
② フードバンク等による食品提供の質・量の充実にに向けた機能強化支援
地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクや子ども食堂等の立上げ・取組拡大を支援するとともに、それらの担い手が多様な食料への良好なアクセスを確保する機能の強化を図ります。






未利用食品の取扱いを拡大
多様な食料へのアクセスを確保



< 事業の流れ >



5. 生活サービスに関する施策（企業との連携による持続可能な地域・社会課題の解決）

95	地域生活圏形成リーディング事業 (調査業務)	URL	①HP（国土形成計画） https://www.mlit.go.jp/kokudokeisei3/ ②地域生活圏サイト https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000164.html ③事例集 https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/content/001894147.pdf				 ①  ②  ③
			事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
官民で構成される協議会等	ソフト	2/3以内 1/2以内 定額	4～5月頃				

事業概要

- 人口減少、少子高齢化が進むことにより、地域の暮らしを支える中心的な生活サービス提供機能が低下・喪失するおそれがある中、日常の暮らしに必要なサービスが持続的に提供される「**地域生活圏**」の形成を目指すことが重要であり、その担い手である**主体の育成が急務**である。その際には、①官民パートナーシップによる「主体の連携」、②分野の垣根を越えた「事業の連携」、③行政区域にとらわれない「地域の連携」の観点を踏まえることが必要になる。
- 「地域生活圏形成リーディング事業」では、「**地域生活圏**」の形成に資する**先導的な取組や人材育成**に対し費用の支援を行うことにより、地域の多様なステークホルダーから構成される**主体の育成**を図り、将来に向かって自立可能な事業を構築する「地域生活圏」の形成を強力に推進する。

地域生活圏形成リーディング事業

1. 先導的な取組への支援

- 地域の課題把握や必要とされるサービスの検討や、官民が連携した主体のもとで行われる事業に対し支援を行う。

【支援対象者】

共助・共創の観点から日常の暮らしに必要なサービスの提供に取り組んでいる民間団体を含む、官民で構成される協議会

【支援対象経費】

- ・「地域生活圏」の形成に向けた事業実施のための関係者の合意形成・意見聴取、連携・実施体制の構築、協議会開催等に要する経費
- ・日常の暮らしに必要なサービスの持続的な提供に向けた利便性の向上・複合化、地域内経済循環、新たな共助の仕組みの構築・構想検討に要する調査等経費
- ・「地域生活圏」の形成に向けた事業の実施に要する経費（拠点、設備、システムの導入・改修費、広告宣伝費、研究開発費等）

【支援額】

- ・ポイント①及び②を満たす主体：支援対象経費の1/2
- ・ポイント①～③の全てを満たす主体：支援対象経費の2/3
- ※官民連携は必須、双方ともに上限3,000万円

2. 人材育成への支援

- 地域生活圏の形成に向けて、主体的かつ継続的に取り組む人材を育成する事業に対し支援を行う。

【支援対象事業者】

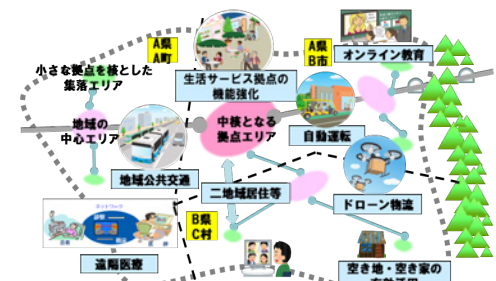
都道府県・市町村、民間事業者

【支援対象経費】

地域課題の解決に取り組む人材育成に関する取組実施経費

【支援額】

定額（上限500万円）



地域生活圏の形成イメージ

<地域経営のポイント> = 地域生活圏の3要素

- ① 官民パートナーシップによる「**主体の連携**」
- ② 分野の垣根を越えた「**事業の連携**」
- ③ 行政区域にとらわれない「**地域の連携**」

5. 生活サービスに関する施策（地域交通）

96	地域公共交通確保維持改善事業	URL	https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_00041.html			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
協議会 事業者等	ハード・ソフト	1/3、2/3、 1/2、定額等	令和8年2月下旬 以降（予定）等		20,560 (百万円)	国土交通省総合政策局地域交通課 03-5253-8396

「取組方針2025」に基づいた「交通空白」の集中的解消

複数の自治体、交通事業者等の共同化・協業化

■ 共同化・協業化による地域交通の持続可能性確保

➢ 複数の自治体、交通事業者等の共同化・協業化の後押し

（運転者や車両等の輸送資源を共同化してサービスを提供する場合における調査、合意形成、車両・システム・運行費等への支援）



複数事業者による
共同化

➢ 「『交通空白』解消・官民連携プラットフォーム」パイロット・プロジェクト推進

（複数分野の地域の輸送資源のフル活用の推進等）

➢ 自治体等を核とした地域交通の連携体制強化

（地域公共交通計画の検討、関係事業者との連携、移動手段の提供等の自治体が担うべき機能を補完・強化する団体の立ち上げ、人材育成、運営等への支援）

➢ デジタル技術活用による事業者・他分野連携の推進

■ 地域公共交通計画・協議会のアップデート等への支援

➢ 「交通空白」解消に向けた実態把握・モビリティデータの利活用や、共同化・協業化等に必要となる地域公共交通計画の策定・変更 への支援

➢ 共同化してサービスを提供するための事業計画策定 等への支援

■ 財政投融資（共同化・協業化、DX・GX投資への出融資）

※ 新たな制度的枠組みの構築を併せて実施

■ 集中対策期間における「交通空白」解消

➢ デマンド交通・公共ライドシェア等の移動手段確保の後

押し（調査・計画策定・合意形成、車両・システム・運行費等の支援）



公共ライドシェア

訪日外国人旅行者6,000万人に向けた「観光の足」の確保

■ 訪日外国人旅行者受入環境整備（観光庁予算）

➢ 公共/日本版ライドシェア等活用による観光地の二次交通の高度化

➢ 乗場・待合環境整備等の二次交通へのアクセスの円滑化

➢ 多言語対応、キャッシュレス決済の普及や、観光車両導入等の公共交通機関における受入環境整備、誘客や周遊円滑化に向けた路線バス等の二次交通基盤整備

自動運転の事業化促進など地域交通の生産性向上等の推進

■ 自動運転の事業化に向けた重点支援

■ 地域交通DX(COMmmmons等)による生産性等の向上

（システム標準化の推進、キャッシュレス決済の導入等支援）

■ EV車両・自動運転車両等の先進車両導入支援



自動運転バス

■ ローカル鉄道再構築

（再構築に向けた協議の場の設置、調査・実証事業を支援）

■ 地域公共交通再構築（社会資本整備総合交付金）

（地域交通ネットワーク再構築に必要なバス・鉄道施設整備支援）



ハイブリッド気動車イメージ

新造車両・ICカードの導入

地域公共交通の維持・確保等

■ 生活の基盤となる地域公共交通の維持確保等

➢ 離島航路、離島航空路、幹線・地域内フィーダー系統の運行費等に対する支援

➢ バリアフリー対応車両導入や施設整備等、公共交通機関のバリアフリー化支援

➢ 地域鉄道における安全対策

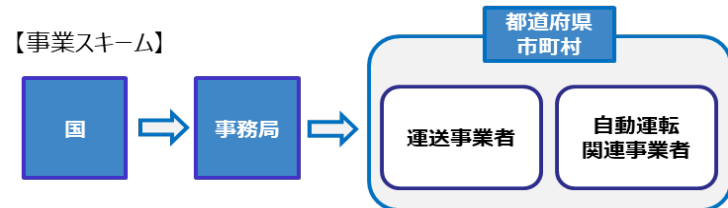
➢ 安全に問題があるバス停の移設等

5. 生活サービスに関する施策（地域交通）

97	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (自動運転社会実装推進事業)	URL	https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000066.html				
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度補正予算 (百万円)	問合せ先	
地方公共団体	ハード・ソフト	最大4/5	2月下旬～ 3月上旬 (予定)		35,204の内数	国土交通省 物流・自動車局 技術・環境政策課 03-5253-8592	

- 自動運転は、人手不足や交通事故の削減等、地域公共交通が抱える課題に対する解決手段の一つとして期待
- 地方公共団体による、レベル4自動運転移動サービス実装に係る初期投資を支援

対象事業者	地方公共団体（都道府県・市町村）
補助率	4 / 5
申請条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・遅くとも2027年度末までに L4 実装（全区間） ・未達成となった場合には、補助金の一部を返還
対象事業イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・定時定路線型の自動運転移動サービス ・特定のポイント間で運行するデマンド型の自動運転移動サービス 等
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・車両購入費・リース費・車両改造費・自動運転システム構築費 ・リスクアセスメント、ルート選定等の調査費 等
支援の枠組み	(1) 重点支援（補助上限額：4億円） ○地域公共交通の先駆的・優良事例として横展開できる事業
	(2) 一般支援（補助上限額：2億円） ○上記を除く、早期にレベル4達成が見込まれる事業
	レベル4実装後支援（補助上限額：0.2億円）※補助率2/5



自動運転大型バス



自動運転タクシー



レベル4実装後支援（補助上限額：0.2億円）※補助率2/5

レベル4自動運転移動サービス実装に係る初期投資として、L4実現後も自動運転サービスの省人化向上に資する技術的課題解決の取組みを支援

5. 生活サービスに関する施策（物流・配送）

98	ラストマイル配送効率化促進事業	URL	調整中			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度補正予算 (百万円)	問合せ先
ラストマイル配送の持続可能な提供の確保に取り組む地方自治体、荷主、物流事業者が参画した協議会等	ハード・ソフト	1/2以内	4月～5月		175	国土交通省 物流・自動車局物流政策課 03-5253-8799

事業概要

- **荷主・物流事業者・地方自治体等の多様な主体が連携しながら、物流負荷の軽減に向けた受取拠点の整備、貨客混載・共同配送の推進、ドローン等の活用**などを図る先進的な取組を支援する。

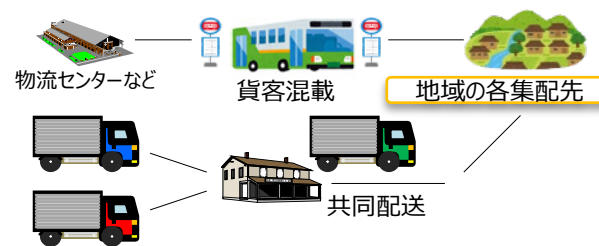
① 物流を支える地域の受取拠点の整備

- **地域住民がネットスーパー等の商品を近隣の公民館、飲食店、コンビニ、宿泊施設、郵便局等で受け渡すことができる拠点の整備**等を支援



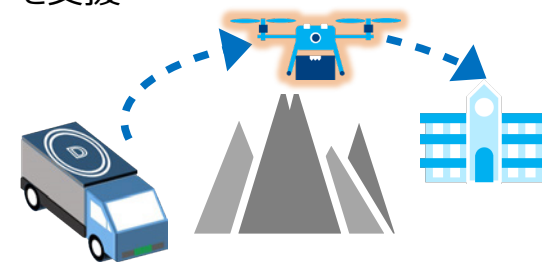
② 過疎地域等での貨客混載・共同配送

- **地域の輸送資源を最大限活用するための貨客混載、共同配送等**に取り組む際の資機材の導入や集配拠点の整備等を支援




③ ドローン等の新たな輸送手段の活用

- **共同配送の核となる拠点から相当程度離れたエリアで、トラック輸送を補完する配送手段としてドローン等**を活用する際の配送拠点の整備等を支援



地域の宅配便ドライバーの負担の軽減を図り、配送サービスの水準の維持とラストマイル配送の持続可能な提供の確保を実現

5. 生活サービスに関する施策（物流・配送）

99	物流効率化推進事業 (旧 モーダルシフト等推進事業)	URL	https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/ms_subsidy.html				
			事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	荷主企業及び貨物運送事業者等物流に係る関係者によって構成された協議会であって、予め大臣の認定を受けた者	モーダルシフト等の物流効率化の取組について物流効率化法に基づく「総合効率化計画」の策定経費や、「認定総合効率化計画」に基づく初年度の運行経費	定額 1/2以内 2/3以内	4月～5月		31.4 (R7年度補正予算：70)	国土交通省 物流・自動車局 物流政策課 03-5253-8799

実施に向けた主な流れ

- 協議会の立上げ
・物流事業者、荷主等の関係者による物流効率化に向けた意思共有
- 協議会の開催
・関係者の参集、輸送条件に係る情報やモーダルシフト等の実現に向けた課題の共有及び調整、CO₂排出量削減効果の試算 等
計画策定経費補助
- 総合効率化計画の策定
・協議会の検討結果に基づき、物流総合効率化法に規定する「総合効率化計画」の策定
- 総合効率化計画の認定・実施準備
- 運行開始
運行経費補助

補助上限・補助率

上限総額 500万円	省人化・自動化機器導入 上限300万円 (補助率：1/2以内)
	計画策定経費補助 上限200万円 (補助率：定額)
上限総額 1,000万円	省人化・自動化機器導入 上限500万円 (補助率：2/3以内)
	運行経費補助 上限500万円 (補助率：1/2以内)

省人化・自動化への転換・促進を支援

- <省人化・自動化機器の導入例>
- ・荷物の保管場所から荷さばき場までの無人搬送車での移動
 - ・ピッキングロボットや無人フォークリフトを使用したパレット、コンテナ等への荷物の積付け



5. 生活サービスに関する施策（物流・配送）

100	運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業のうち運輸部門の脱炭素化に向けた次世代型物流促進事業	URL	https://www.env.go.jp/air/car/transportation/index.html			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
地方公共団体、 民間事業者・団体等	ハード・ソフト	1/2	調整中		1,415の内数	環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 03-5521-8301

運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業（一部 農林水産省・国土交通省連携事業）



【令和8年度予算（案） 1,415百万円（1,415百万円）】



運輸部門を始めとするモビリティの脱炭素化に不可欠な先進的システムを実証し、社会実装を前提とした脱炭素輸送モデルの構築等を図ります。

1. 事業目的

- 電動化を始めとする運輸分野の脱炭素化に向けた技術の進展（基礎研究や製品開発）は動きが速いものの、関係者間の連携や社会受容性を高めるための取組が十分ではなく、社会実装が進まないことが課題となっている。
- そのため本事業では、社会的な課題等を踏まえ優先的に取り組むべきと国が定めた分野について、先進的な技術やシステム等を導入し、環境負荷削減効果を把握・検証するとともに、社会実装する上で課題となる障害等の解決策を検討する。これにより、有望な要素技術の社会実装を促進する脱炭素輸送モデルを構築し、運輸部門を始めとしたモビリティの脱炭素化の加速化を図る。

2. 事業内容

(1) 先端技術・システム等を活用した商用車の電動化促進事業

車両の電動化に付随して開発されてきた様々な先端技術・システム等を実社会へ導入するためのモデル実証や、電動化を支える技術・システム上の課題解決のためのモデル実証を実施する。

例えば、商用車におけるエネマネ、車載型太陽光パネル、非接触給電、バッテリー(LiB)の統一的に評価するための閾値の整理等の実証を想定。

(2) 次世代燃料・物流効率化による物流脱炭素化促進事業

重量車両等の電動化困難領域における脱炭素化や物流効率化に必要な技術的課題に対応する、革新的な取組（水素内燃機関、ドローン配送、自動搬送車両等）のモデル的な実証を行う。

(3) 農業機械の電動化促進事業

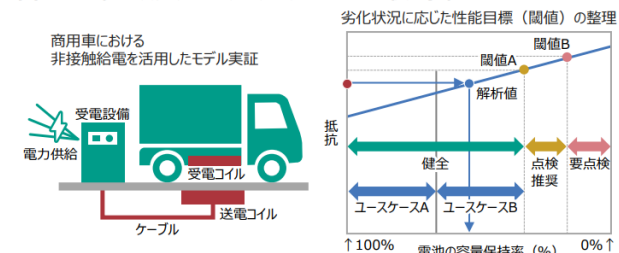
多様な現場において電動農機の利用及び生産性向上のモデルケースを形成する実証を行い、今後の電動農機の普及・使途拡大につなげる。

3. 事業スキーム

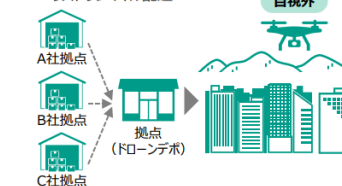
- 事業形態：委託（1）～（3）、直接補助事業（補助率：1/2）（1）、（2）、
間接補助事業（補助率：2/3）（3）
- 委託先及び補助対象：地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間：（1）～（2）令和6年度～令和10年度、（3）令和7年度～令和9年度

4. 事業イメージ

(1) 先端技術・システム等を活用した商用車の電動化促進事業



(2) 次世代燃料・物流効率化による物流脱炭素化促進事業




(3) 農業機械の電動化促進事業



お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 電話：03-5521-8301

5. 生活サービスに関する施策（物流・配送）

101	地域の社会課題解決に向けたデジタルライフライン整備加速事業(うち、ドローン航路)			URL	https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/digital_architecture/lifeline.html 		
	事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等		公募時期	事業要望調査時期	R7年度補正予算 (百万円)
民間企業等	ソフト	2/3, 1/3	調整中			1,549の内数	経済産業省 情報経済課 03-3501-0397

参考：ドローン航路政策（UAS Lines Policy）（METI/経済産業省）

事業の内容

事業目的

人口減少が進む中でもドローン・自動運転等のデジタルによる恩恵を全国津々浦々に行き渡らせるため、「デジタルライフライン全国総合整備計画」に基づき、ドローン航路、自動運転サービス支援道、インフラ管理DX等の各プロジェクトについて全国展開を加速する。

事業概要

以下（１）～（３）の通り、ドローン航路や自動運転サービス支援道、インフラ管理DX等について、「デジタルライフライン全国総合整備計画」に基づき、これまでの実証事業を通じて開発したシステムの商用稼働を目指し、事業性の検討、必要なシステムの機能拡充、仕様等の改訂、その他必要な調査等を行う。

- （１）アーキテクチャ設計等：各プロジェクトに必要なアーキテクチャ（システム全体の見取り図）を設計するとともに、セキュリティインシデントへの対応フレームワークを構築する。
- （２）システムの開発・拡張・実装等：これまでの実証事業等を通じて開発したシステムについて、（１）のアーキテクチャ設計を基に、社会実装に必要なシステムの開発・拡張・導入等を行う。
- （３）仕様書の作成・標準化等に向けた調査：既存の標準仕様や国際標準等との整合を取りつつ、システム導入・開発時に生じた課題に対応できる仕様書等の改訂等を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（１）アーキテクチャ設計等



（２）システムの開発・拡張・実装等



（３）仕様書の作成・標準化等に向けた調査

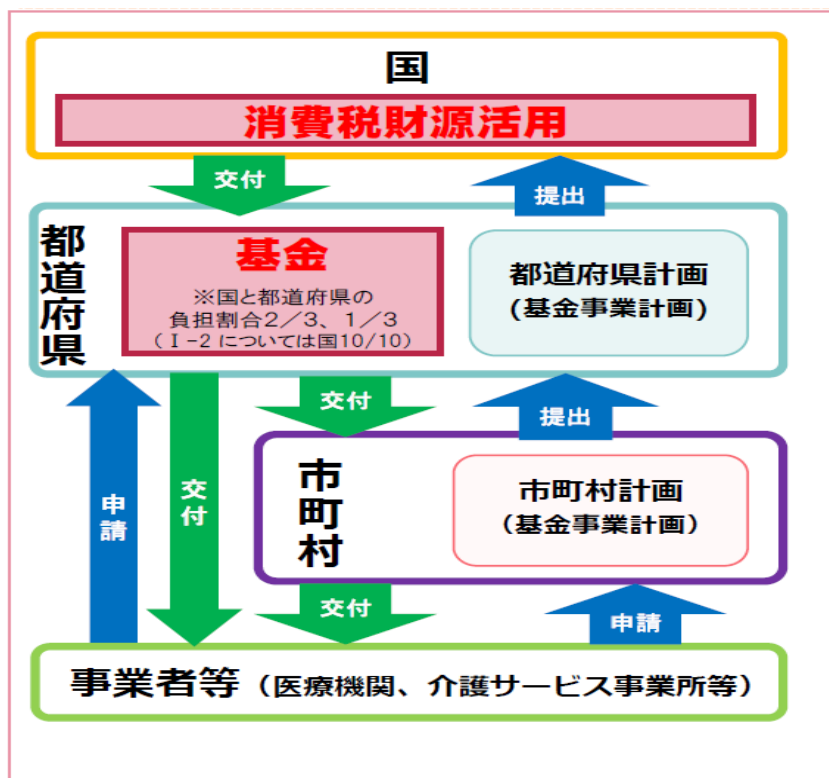


成果目標

「デジタルライフライン全国総合整備計画」に基づき、令和８年度を目安に、ドローン航路については全国の一級河川上空100kmや全国の送電網上空1万kmで整備する。また、インフラ管理DXについては全国の主要都市10箇所において実装を開始する。

5. 生活サービスに関する施策（医療・介護）

102	地域医療介護総合確保基金	URL	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000060713.html (R8)			
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
都道府県 市町村 事業者等	ハード・ソフト	国→都道府県：国 2/3、10/10、県1/3 都道府県→事業者： 都道府県が決定	国→都道府県： 3月末 都道府県→事業者： 都道府県が決定		(百万円) 93,408	厚生労働省 医政局地域医療計画課 医師確保等地域医療対策室 老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課 03-5253-1111 (代)



都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- 基金に関する基本的事項
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
 - 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間（原則1年間） / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
 - I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
 - II 居宅等における医療の提供に関する事業
 - III 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）
 - IV 医療従事者の確保に関する事業
 - V 介護従事者の確保に関する事業
 - VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業
- 新区分 業務効率化・勤務環境改善に関する事業（医療分）
【所要の法改正を行う予定】

5. 生活サービスに関する施策（医療・介護）

103	地域医療の充実のための遠隔医療補助事業 (遠隔医療設備整備事業)	URL	https://www.mhlw.go.jp/stf/index_0024.html			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
都道府県、市町村、厚生労働大臣の認める者	遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び附属機器等の購入費	2分の1	4月頃	—	100	厚生労働省 医政局総務課 03 - 3595 - 2189

1 事業の目的

この事業は、情報技術を応用した遠隔医療を実施することにより、医療の地域格差を解消し、医療の質及び信頼性を確保することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

情報通信機器を活用して病理画像・X線画像等を遠隔地の医療機関に伝送し、専門医の診断・助言を得ることで、適切な対応を可能とする。また、患者の通院負担軽減や医師の移動負担軽減、医療資源の柔軟な活用などの観点から、情報通信機器を活用して、医師と患者間における遠隔地からの診療を行う。

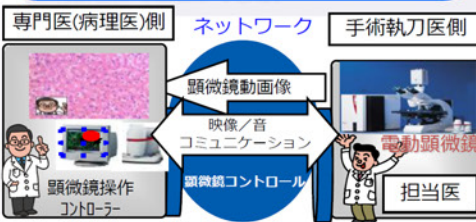
医師—医師間(D to D)

医師—患者間(D to P、D to P with N等)

遠隔病理診断

【概要】
体組織の画像や顕微鏡の映像を送受信するなどし、遠隔地の医師が、特に手術中にリアルタイムに遠隔診断を行う。

【効果】
リアルタイムで手術範囲の決定など専門医の判断を仰ぐことができる。



遠隔画像診断

【概要】
X線写真やMRI画像など、放射線科で用いられる画像を通信で伝送し、遠隔地の専門医が診断を行う。

【効果】
専門医による高度で専門的な診断を受けられる。



遠隔手術指導

【概要】
手術中の術野映像、患者のバイタルデータ等をリアルタイムに遠隔地の医師へ共有し、指導を受けながら手術を行う。

【効果】
医療の地域間格差の解消、地域に勤務する若手医師の教育支援等につながる。



遠隔診療（オンライン診療）

【概要】
医師—患者間において、情報通信機器を通して、患者の診察及び診断を行い診断結果の伝達や処方等の診療行為をリアルタイムで行う。

【効果】
医療に対するアクセシビリティを確保し、よりよい医療を得られる機会を増やすことができる。



5. 生活サービスに関する施策（医療・介護）

104	へき地保健医療対策	URL	—			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
下図参照	ハード・ソフト	下図参照	【医政局分】 ハード：3月上旬 ソフト：7月下旬 【保険局分】 随時	【医政局分】 ハード：3月上旬 ソフト：7月下旬 【保険局分】 -	12,671	厚生労働省 医政局 地域医療計画課 医師確保等地域医療対策室/ 保険局 国民健康保険課 03-5253-1111（代表）

へき地保健医療対策関係予算について

へき地保健医療対策予算の概要

1 予算額

【令和7年度予算額】 80.3億円 → 【令和8年度当初予算案】 85.8億円

2 内容

- (1) **へき地医療支援機構の運営** (1/2補助) **259百万円**
都道府県単位の広域的な支援体制を図るため、各都道府県に「へき地医療支援機構」を設置し、支援事業の企画、調整及び医師派遣の実施等を補助する。
- (2) **へき地医療拠点病院等の運営** **7,762百万円**
へき地における医療の提供など支援事業を実施する医療機関等の運営に必要な経費を補助する。
 - ア へき地医療拠点病院運営費 (1/2補助)
 - イ へき地保健指導所運営費 (1/2補助)
 - ウ へき地診療所運営費(国保直診分(保険局計上分)含む)
(立地により1/2、2/3、3/4補助のいずれか)
 - エ へき地診療所医師派遣強化事業 (1/2補助)
 - オ オンライン診療を活用したへき地医療支援実施医療機関運営支援事業 (1/2補助)
- (3) **へき地巡回診療の実施** **147百万円**
無医地区等の医療の確保を図るため、医師等の人件費及び巡回診療車等の運行に必要な経費を補助する。
 - ア へき地巡回診療車(船)(医科・歯科) (1/2補助)
 - イ へき地巡回診療航空機(医科) (1/2補助)
 - ウ 離島歯科診療班 (1/2補助)
- (4) **産科医療機関の運営** (1/2補助) **281百万円**
分娩可能な産科医療機関を確保するため産科医療機関の運営に必要な経費を補助する。
- (5) **へき地患者輸送車(艇・航空機)運行支援事業** **126百万円**
無医地区等の医療の確保を図るため、無医地区等から近隣医療機関等の輸送に必要な経費を補助する。
 - ア へき地患者輸送車(艇) (1/2補助)
 - イ メディカルジェット(へき地患者輸送航空機) (1/2補助) など

医療施設等 設備 整備費補助金の概要

1 予算額

【令和7年度予算額】 22.8億円 → 【令和8年度当初予算案】 23.8億円

2 要旨

へき地・離島などの過疎地の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図るため、医療施設や臨床研修病院等の設備整備を支援するもの。

3 補助対象

補助対象事業《メニュー区分》（事業実施主体）	
へき地医療拠点病院（公立・公的・民間・独法）	(1/2補助)
へき地診療所（公立・公的・民間・独法）	(沖縄県以外：1/2補助、沖縄県：2/3補助)
へき地患者輸送車(艇)（公立・公的・民間・独法）	(1/2補助)
へき地巡回診療車(船)（公立・公的・民間・独法）	(1/2補助)
へき地・離島診療支援システム（公立・公的・民間・独法）	(1/2補助) など

医療施設等 施設 整備費補助金の概要

1 予算額

【令和7年度予算額】 19.5億円 → 【令和8年度当初予算案】 24.1億円

2 要旨

へき地・離島などの過疎地の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図るため、医療施設や臨床研修病院等の施設整備を支援するもの。

3 補助対象

補助対象事業《メニュー区分》（事業実施主体）	
へき地医療拠点病院（公立・公的・民間・独法）	(1/2補助)
へき地診療所（公立・公的・民間・独法）	(1/2補助) など

5. 生活サービスに関する施策（高齢者支援体制の構築）

105	地域支援事業	URL	【介護予防・日常生活支援総合事業】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192992.html （R8予定）				 
			【生活支援共創プラットフォーム】 https://seikatsu-kyosopf.mhlw.go.jp/ （R8予定）				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 （百万円）	問合せ先	
市町村	ソフト	交付金 （事業費上限は下図参照）	/	/	180,733	厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課 03-5253-1111(代表)	

1 事業費・財源構成

事業費

政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容・事業費を定めることとなっている。

【事業費の上限】

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
「事業移行前年度実績」×「75歳以上高齢者の伸び率」
※ 災害その他特別な事情がある場合は、個別協議を行うことが可能
- ② 包括的支援事業・任意事業
「26年度の介護給付費の2%」×「65歳以上高齢者の伸び率」
+「社会保障の充実分」

財源構成

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
1号保険料、2号保険料と公費で構成
（介護給付費の構成と同じ）
- ② 包括的支援事業・任意事業
1号保険料と公費で構成
（2号は負担せず、公費で賄う）

	①	②
国	25%	38.5%
都道府県	12.5%	19.25%
市町村	12.5%	19.25%
1号保険料	23%	23%
2号保険料	27%	-

（参考）生活支援共創プラットフォーム

高齢者の地域での生活は、医療・介護のみならず、地域の交通・産業・商業などの経済活動や住民による取組など多様な主体との関わりの中で成立するものであり、介護保険制度の領域を越えた活動との連携を深めることが重要。そのため国・都道府県におけるプラットフォームを構築し、連携・共創に向けた相互交流等を促進。

2 実施主体・事業内容等

① 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等の支援のため、介護サービス事業所のほかNPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体による地域の支え合い体制を構築する。あわせて、住民主体の活動等を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組を推進する。

ア サービス・活動事業（第一号事業）

訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス、
介護予防ケアマネジメント

イ 一般介護予防事業

介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、
一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業

② 包括的支援事業

地域における包括的な相談及び支援体制や在宅医療と介護の連携体制、認知症高齢者等への支援体制等の構築を行う。

ア 地域包括支援センターの運営

介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

イ 社会保障の充実

在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実・強化、認知症施策の推進、
地域ケア会議の開催

③ 任意事業

地域の実情に応じて必要な取組を実施。

介護給付費等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

5. 生活サービスに関する施策（地域住民の交流の場・学習機会の提供）

106	公民館	URL	https://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/mext_00479.html （R8予定）				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先	
市町村	ソフト					文部科学省 地域学習推進課 03-5253-4111（内線3455）	

1. 事業の目的、内容

- 社会教育法第20条に規定する、市町村その他一定区域内の住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする社会教育施設。

2. 設置及び運営主体

- 市町村及び公民館設置の目的をもって設立された一般社団法人又は一般財団法人

3. 設置状況

- 全国 13,163館
 （市(区)立 9,282館（81.7%）、町立 3,272館（79.4%）、村立 607館（72.1%）、法人立 2館）
 （令和3年度「社会教育調査」（令和3年10月1日時点）、カッコ内は設置している自治体の割合）

4. 公民館をめぐる直近の動き

- 第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理では、生涯学習・社会教育をめぐる状況と今後の方向性として、公民館等におけるデジタル技術を活用した学びやデジタル社会の諸課題に関する学びの提供等、デジタルデバイドの解消に向けた取組の充実と社会教育施設の機能強化、社会教育士の公民館等への配置による活動の活性化について記載されている。
- また、社会教育人材部会における「社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ）」（令和6年6月）においても、公民館等の社会教育施設への社会教育士の積極的な配置促進などについて記載されている。



5. 生活サービスに関する施策（豪雪地帯の除排雪体制整備）

107	豪雪地帯安全確保緊急対策交付金	URL	HP・事例等 https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_tk_000150.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先	
道府県 市町村	ソフト	定額、1/2	随時	11月頃	54 (百万円)	国土交通省 国土政策局 地域振興課 03-5253-8404	

概要

- 豪雪地帯において除排雪時の死傷事故が多発していることを踏まえ、将来を見据えた戦略的な方針の策定と、持続可能な除排雪体制の整備等に取り組む自治体（道府県及び市町村）を支援する。

対象事業

※下線部分につき令和8年度拡充

- **地域安全克雪方針策定事業**（補助率10/10） ※事業実施主体は市町村
 自立的で安全な地域を実現するための将来構想を地域ぐるみで設定し、その達成のための地域のルールや各主体の取組を定める地域安全克雪方針の策定に対して重点的な支援を行う。（関係機関との事前調整を含む）
- **安全克雪事業**（補助率1/2） ※事業実施主体は道府県・市町村
 地域の除排雪体制整備や安全対策の普及など方針策定に並行して行う試行的な取組や、方針に位置づけた除排雪体制の定着に向けた実装化の取組（方針策定後3年以内）に対して支援を行う。

<試行的な取組の例>

- ・ 地域の除排雪の体制づくり（除排雪体制の構築、除排雪のための装備・資機材の購入、**堆雪場等としての一時使用** 等）
- ・ 要援護世帯等における除排雪の支援（要援護世帯等への屋根雪下ろし・間口除雪支援 等）
- ・ 所有者不明空き家の屋根雪下ろし等による落雪被害防止に係る体制づくり
- ・ 安全講習会の開催等、除排雪の担い手の育成（移住間もない世帯への支援を含む）
- ・ 克雪住宅化やアンカー設置に関する普及活動
- ・ 除排雪に関する自動化、省力化等に資する技術の導入

<実装化の取組の例>

- ・ 地域の除排雪体制の定着（地域間の連携体制の構築、除排雪活動の担い手の増加・定着、安全な除排雪作業の浸透、除排雪業務の効率化 等） 等



雪下ろし実技講習

5. 生活サービスに関する施策（地域暮らしサービス拠点の形成）

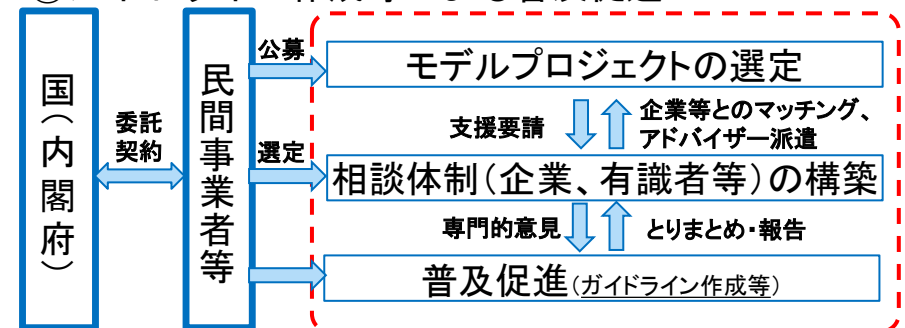
108	地域暮らしサービス拠点推進事業	URL	https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kaimonoshien/pdf/tiikikurashi.pdf （R8 予定）			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8 年度当初予算	問合せ先
市町村等	ソフト		5月～6月頃		26 (百万円)	内閣府 地方創生推進室 03-6257-1413

事業概要・目的

- 地方において、人口が急減する地域が顕在化していく中、中山間地域を中心に日常生活に必要なサービス（買物、行政機能、医療・福祉、交通、防災など）の提供が困難となっています。
- こうした状況を改善するため、既存施設や民間のノウハウを活用しつつ、1か所で複数のサービスを提供する、総合的な拠点づくりを推進することにより、低コストかつ効率的にサービスを提供していく必要があります。
- このため、モデルプロジェクトを選定し、企業等と自治体のマッチングや課題解決のための有識者等の現地派遣により、拠点の構想づくりを支援するとともに、ガイドライン作成等により、この全国展開を図ります。

事業イメージ・具体例

- ①モデルプロジェクトを公募・選定
- ②モデルプロジェクト推進のため、「暮らしサービス」に必要なノウハウを持つ企業等や先駆的な取組の実務経験者などの有識者等から成る相談体制の構築
- ③企業等と自治体のマッチングや課題解決のための有識者等の現地派遣による構想づくりの支援
- ④ガイドライン作成等による普及促進



資金の流れ



期待される効果

- 人口減少下において、日常生活に必要なサービスを低コストかつ効率的に維持していくため、既存施設や民間のノウハウを活用しつつ、複数のサービスを1か所で提供する、総合的な拠点づくりを推進します。

6. 関係人口・定住人口の創出・拡大に関する施策（森業の推進・普及に向けた取り組み）

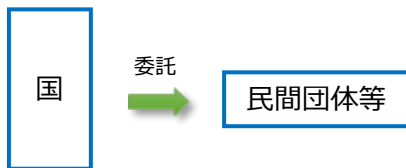
109	木材等の付加価値向上・需要拡大対策のうち「森業」推進プロジェクトのうち森業を通じた森林管理手法確立事業	URL	HP及び事例等 https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/morigyo.html			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
民間団体	ソフト	委託	3月上旬～ 4月上旬		1,495の内数	農林水産省林野庁 森林利用課 03-3502-8240

< 事業の内容 >

● 森業を通じた森林管理手法確立事業

山村地域の振興と持続的かつ適正な森林管理を図るため、森林の空間利用を始めとする「森業」を通じて森林所有者への収益還元や民間資金の導入等を進めるための実証的な取組を実施。

< 事業の流れ >



< 事業イメージ >

森業を通じた森林管理手法確立事業

環境価値向上
(CO2吸収、生物多様性保全等)

企業と森林をつなぐ活動

環境価値の向上

環境価値活用

森林

森林づくり支援

企業等


企業の森林づくりによる資金等導入の促進

森林空間利用を持続的な森林管理につなげる仕組み、企業向け体験プログラム構築の実証・普及

マッチング機会の創出

J-クレジット創出者・需要者向けの普及活動

6. 関係人口・定住人口の創出・拡大に関する施策（関係人口の創出・拡大）

110	関係人口創出・拡大のための対流促進事業	URL	https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kankei/r08_teian_model.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先	
民間事業者	ソフト		4～5月頃		52	内閣府地方創生推進室 03-5510-2457	

事業概要・目的

- 地方創生の基本構想では、人口規模が縮小しても「都市と地方は相互に補完し合い、結び付くことで全体の持続可能性を高める」とされています。この繋がり
の基盤として、特定の地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の量的拡大・質的向上を図る必要があります。
- そのためには、地域と関係人口の関わり方を分析し示すことで、地方公共団体等による関係人口の取組の裾野を広げていく必要があります。また、地域と関係人口の関わり方が、特産品の購入等の形から地域の困りごとを解決する副業・ボランティアといった形へ深化するプロセスにおいては、都市部住民と地域をつなぐ主体である中間支援組織が重要となります。
- 本事業では、地方公共団体や中間支援組織への情報提供や交流促進、関わりの深化に繋がるモデル的な取組を行う中間支援組織への支援等を行います。

事業イメージ・具体例

- ①地方公共団体向け手引の作成
地域の担い手確保に繋がる取組や都市住民の関心を引くコンテンツを活用した取組等、関係人口の創出・拡大に係る先行的な地方公共団体の取組事例の分析を行い、好要素やその背景等を手引にまとめ、広く周知します。
- ②関係人口創出・拡大官民連携全国協議会の運営
多数の地方公共団体や中間支援組織が参加する官民連携協議会を運営し、全国・地方でのフォーラムや交流会の開催により関係人口施策の現場への浸透や交流促進を図ります。
- ③中間支援組織による取組の伴走支援
関係人口の地域との関わりをより深いものに導き、地域を支える人材として持続化させるため、関わりたい都市部住民と関わってほしい地域をつなぐ中間支援組織によるモデル的な取組を伴走支援します。

資金の流れ



期待される効果

創設に向けて検討が進められている「ふるさと住民登録制度」とも連携しながら、関係人口創出・拡大の加速化を図ることで地方への人の流れを生み出し、地域の担い手の確保等に貢献します。

6. 関係人口・定住人口の創出・拡大に関する施策（関係人口の創出・拡大）

111	ふるさとワーキングホリデー	URL	https://www.soumu.go.jp/furusato-workingholiday/			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
地方自治体	地方自治体・財政（特別交付税）及び情報支援等	措置率0.5	—	—	30	総務省地域力創造グループ 地域政策課 03-5253-5523

○ 都市部の若者などが、**一定期間（概ね2週間～1か月）**地方に滞在し、**働いて収入を得ながら**、地域住民との交流や学びの場などを通じて**地域での暮らしを体感**することで、地域との関わりを深めるもの。

事業スキーム



参加者

- 稼ぎも住まいも気にすることなく、新たな地域で新たな業務経験<Work>
- 豊かな自然環境、時間的ゆとり、新たな交友関係<Holiday>

新しい地方での仕事・暮らしを通じて、自身を見つめ直すきっかけづくり



自治体

- 都市部の若者等に、まちを知り、関わってもらうきっかけづくり
- 将来の移住・定住につなげるほか、まちの「関係人口」に

地域事業者等

- 都市部の若者等との交流による新たな経験・気づき
- 担い手不足の解消、将来の担い手の確保につなげる

財政措置

都道府県及び三大都市圏外の市町村+大都市圏内の市町村のうち条件不利地域など(1,433市町村)を対象に、以下の経費について特別交付税措置（措置率0.5（財力補正あり））
 ※ 対象経費の上限 1団体あたり15,000千円+5千円×全参加者の延べ滞在日数

参加者募集支援・伴走支援



- 参加者募集のための「合同説明会」（オンライン）を年4回程度開催
- 新規に取り組むことを検討中の自治体には、ノウハウを共有するなど伴走支援を実施

- ① 募集・受付**
 - ・募集に係る各種経費
 - ・応募者との面談、受入企業との調整に要する経費 等
- ② 受入準備**
 - ・受入準備に要する経費
 - ・滞在場所確保に要する経費 等
- ③ 活動支援**
 - ・実施団体内の移動費、宿泊費
 - ・交流イベント等に要する経費 等
 - ※参加者の飲食費は対象外

POINT

- これまでに、**5,979名**が参加
- 参加者の**約9割**が満足、**約9割**が再訪意向
- 参加後、**移住・定住**や、**地域おこし協力隊**として活躍する例も

6. 関係人口・定住人口の創出・拡大に関する施策（関係人口の創出・拡大）

112	新たな交流市場・観光資源の創出事業	URL	①第2のふるさとづくり https://www.mlit.go.jp/kankocho/anewhometown/ (R8予定)				 
			②ワーケーション https://www.mlit.go.jp/kankocho/workation-bleisure/ (R7)				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度補正予算	問合せ先	
都道府県・市町村・DMO・事業者等	ソフト		【調査事業】 3月～4月上旬頃		(百万円) 300の内数	国土交通省 観光庁 参事官（旅行振興） 03-5253-8329	

事業目的・背景・課題

- これまで横ばい傾向であった国内旅行市場が需要拡大へ転じるためには、**新たな交流市場の創出が課題**であり、地域との新たな関係構築の推進が急務。
- 反復継続的な来訪の促進を通じて関係人口の創出を図る「第2のふるさとづくり」**を、個人および企業の2方向で 促進し、国内交流需要の拡大を図る。

事業内容

人と地域の関係人口化

個人版第2のふるさとづくりモデル

来訪者が地域との交流・地域運営への参画等を通じて**地域と関わるきっかけを作る**とともに、**その後も継続して来訪する仕組みを構築するモデルを造成**する。事業の持続可能性について検証を行い、取組時に生じる課題に対する解決法を共有することでより取組地域の拡大を図る

企業と地域の関係人口化

企業版第2のふるさとづくりモデル

企業と地域の結びつきを強固にする「企業の関係人口化」に向けて、地域課題の解決による地域活性化など、**企業の関心が高いテーマに関して地域との交流を通じて学ぶ**とともに、**継続して来訪する仕組みの構築に向けたモデルを造成**する。

『第2のふるさとづくりプロジェクト』とは？

- 『観光レジャー』目的の旅行の伸び悩み、**出張・知人訪問に余地**。
- 感染症拡大、リモートワーク等の進展、田舎にあこがれを持つ若者の増加などにより、**他者とのリアルな繋がりを求める動き**。
- 地域資源に触れ、**地域との関係性や参画が段階的に深まり、地域の関係人口化**することで、自発的な来訪の高頻度化や滞在の長期化等に期待。

地域との繋がりに着目した新たな旅のスタイルへの可能性

これまでの旅とは異なる「何度も地域に通う旅、帰る旅」
『第2のふるさとづくり』

6. 関係人口・定住人口の創出・拡大に関する施策（関係人口の創出・拡大）

113	二地域居住の促進	URL	https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_tk_000073.html			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
①：都道府県・市区町村・民間事業者等 ②：民間事業者等	①：ソフト ②：ハード・ソフト	①：定額（委託） ②：定額、1/2	①－ ②4月～5月頃	－	26	国土交通省 国土政策局 地方政策課 03-5253-8369

支援の内容

① 特定居住支援法人によるマッチングの支援

二地域居住を希望・実行する者と地域の人材ニーズとのマッチングや、空き家を活用した住環境の提供等を行う人材・組織の育成・確保を図る。この際、広域型と地域密着型の両類型に対応し、それぞれの特性に応じた柔軟な取組を支援する。

<取組の内容例>

「広域」：都市部の二地域居住者ニーズと受入地域側ニーズのマッチングイベント、Webシステム整備等

「地域密着」：受入地域内のニーズ整理や調整のためのコミュニティ接続イベント、コンシェルジュ機能強化等



② 二地域居住の促進に向けた先導的な施策の実装

二地域居住促進のための中長期的な課題の解決に資する交通事業者、不動産会社等の民間事業者や自治体等によるハード・ソフト一体的な実証モデル事業の実施を支援する。

<取組の内容例>

- 自治体等による二地域居住者への証明
- 住まいの滞在費や地域間の移動に伴う長距離交通費の定額化・低廉化
- 保育園、学校等に関する子育て・教育環境の整備
- 空き家の改修やテレワーク拠点施設等の整備 等



地域間の移動費のサブスク



空き家の改修
(お試し居住施設)



コワーキングスペース

地方への人の流れの創出・拡大が図られ、地域が活性化

6. 関係人口・定住人口の創出・拡大に関する施策（定住人口の創出・拡大）

114	ふるさと住民登録制度	URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kankeijinkou.html 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度補正予算 (百万円)	問合せ先
地方公共団体等	ソフト	—	—	—	35	総務省 地域情報化企画室 03-5253-5525

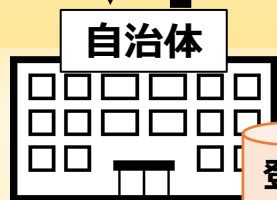
目指す姿のイメージ

- ・ふるさとに思いを馳せる方
- ・地域の力になりたい方
- ・災害ボランティア
- ・二地域に居住する方

など



登録 ↓ 発行 ↑

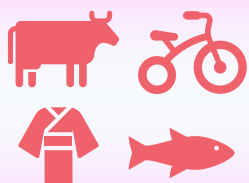


登録

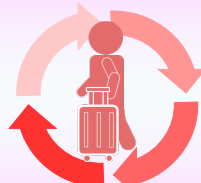
(国が共通システムを構築)

関わりの深化

地域経済の活性化 → **ベーシック登録（仮称）**



特産品購入
ふるさと納税



観光リピーター
年数回の帰省

地域の担い手確保 → **プレミアム登録（仮称）**



ボランティア・副業
地元自治会への参画

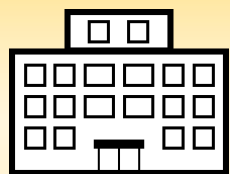


二地域居住

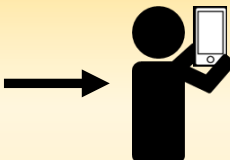
自治体からの情報提供

地域への
貢献

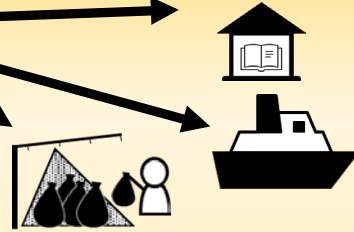
自治体からの情報提供
官民の各種サポート




活動に役立つ各種情報を発信



手続の円滑化をはじめ、
活動に役立つ官民の
様々なサポートを実施



6. 関係人口・定住人口の創出・拡大に関する施策（定住人口の創出・拡大）

115	移住・交流情報ガーデン	URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zenkokuijyu_ijyukouryu.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先	
都道府県 市町村	ソフト				99 (百万円)	総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5392	

- 地方への移住を検討している方等に対し、**居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談**についてワンストップで対応する窓口である「移住・交流情報ガーデン」を**東京駅八重洲口**に開設（平成27年3月28日開設）
- 関係府省とも連携し、地方への移住等に係る問合せや、しごと情報・就農支援情報に対応する「**相談窓口コーナー**」
- 地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として**無料で利用可能**な「**イベント・セミナースペース**」
- 自由に地方への移住等に関する情報を検索できる「**情報検索コーナー**」や、「移住・交流」や「地域おこし協力隊」に関するパンフレットを配架している「**地域資料コーナー**」
- 地域おこし協力隊に関する相談等を一元的に対応する「**地域おこし協力隊サポートデスク**」



(移住フェアの様子)



(移住相談ブース)



【所在地】 東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル
 【アクセス】 JR／東京駅（八重洲中央口）より徒歩4分
 地下鉄／銀座線 京橋駅より徒歩5分
 銀座線・東西線 都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分

6. 関係人口・定住人口の創出・拡大に関する施策（定住人口の創出・拡大）

116	福島再生加速化交付金（移住・定住促進事業）	URL	復興庁 福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
福島県 市町村（原子力災害被災12市町村）	ソフト	3 / 4			(百万円) 59,061の内数	復興庁 移住・生環加速班 03-6328-0252

趣旨・目的

- ・ 原子力災害被災12市町村の復興・再生の推進を担う人材を確保するため、新たな住民の移住・定住の促進や交流・関係人口の拡大を図る。
- ・ 新たな住民の移住・定住の促進に向け、福島県又は被災12市町村の自主性に基づく移住等の促進に資するための取組を支援する。
例) 住宅等の良好な生活環境の整備、広報活動 等

事業内容

新たな住民の移住・定住を促進し新たな活力を呼び込むため、福島県及び被災12市町村が行う、住宅等の生活環境の整備や、コワーキングスペースの整備など魅力ある働く場づくり等の取組について支援するとともに、福島県外から被災12市町村に移住して就業・起業等する者に対して移住支援金等を給付する取組について支援する。

補助対象

- 福島県若しくは原子力災害被災12市町村が創意工夫し、地域の魅力を最大限引き出しながら講じる取組を支援する。
 - ・ 社会課題の洗い出し・見える化によるコミュニティビジネスなどの創業支援や就業支援、リモートワークの推進、コワーキング・ネットワーク環境の整備等
 - ・ 移住希望者のそれぞれのニーズに対応するための情報発信・相談体制の充実・強化等
 - ・ コミュニティ・移住者間のつながりの深化、住まいの確保を中心とした生活環境の支援等
- 福島県が原子力災害被災12市町村に移住して就業・起業する者へ移住支援金等を給付する取組を支援する。

対象地域

原子力災害被災12市町村

交付団体

福島県

事業実施主体

福島県・市町村

国庫補助率等

国: 3 / 4、 地方公共団体: 1 / 4

【移住相談窓口のイメージ】



【被災12市町村に係る情報発信キャンペーン「#未来ワークふくしま」】

（参考） #未来ワークふくしま

【Webサイト】
 移住に関する12市町村に必要な情報「地域の特色を知る」「仕事」（移住者向けの求人情報）、「暮らし」（住まいや子育て環境）、「各種支援制度」などを総合的に配信。テーマ別では起業・開業の情報や現地を体験訪問する際のモデルコース等を掲載。 WebサイトURL: <https://mirai-work.life/>

【SNS・メルマガ】
 「福島ファン」に向けて情報を発信。中長期的な関係の中で移住に関心を持っていただくことを目指すSNS。メルマガではイベント情報をタイムリーに発信。

SNS
 X (Twitter) @miraiwork_life
 Instagram @miraiwork_life
 facebook miraiwork.fukushima
 LINE (新規) ふくしまの未来 移住支援センター

定例メルマガ
 毎月4日と10日に定期配信
 この配信のほか、月2回入居情報に特化したメルマガを配信

移住体験モデルコース
 移住希望者が訪問する際の参考となる。各地域やテーマ別のモデルコースを1種載

起業・開業支援
 知の宝庫情報から移住先を探す <https://mirai-work.life/>

7. 人材の確保や雇用の創出に関する施策（農林漁業への就業）

117	森林・林業担い手育成総合対策のうち、「緑の雇用」担い手確保支援事業	URL	https://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/koyou/index.html （R8予定）			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
民間団体等	ソフト	定額	1月下旬～2月中旬	—	3,857 <small>（百万円）</small>	農林水産省林野庁経営課 03-3502-1629

< 事業の内容 >

< 事業イメージ >

1. 新規就業者の就業支援対策

林業に興味のある方へ林業への就業や地方移住などの情報を提供する**就業ガイダンス**、就業時のミスマッチによる離職を抑制するための**就業前の現地訪問によるマッチング**、就業希望者が林業の作業実態や就労条件についての理解を深め、林業への適性を判断できるようにする**トライアル雇用**の実施を支援します。

2. 新規就業者の育成対策

新規就業者が、安全で効率的な作業を習得するための**3年間の体系的な研修**である**フォレストワーカー（林業作業士）研修**の実施を支援します。

3. 現場技能者キャリアアップ対策

林業の現場における安全で効率的な施業の中心となり、若手技能者の指導的な役割を担う**フォレストリーダー（現場管理責任者）**及び**フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）**を育成し、現場技能者の**キャリア形成を促進するための研修**、スキル向上・経営体の収益力向上に資する**多能工化研修**を支援します。

就業ガイダンス

林業に興味のある方へ林業就業や地方移住などに関する**情報提供**



就業ガイダンスの様子

就業時のマッチング

就業時のミスマッチによる離職を抑制するための**就業希望者に対する就業前の現地訪問によるマッチング**

トライアル雇用

（約9万円/月 ×最大3ヶ月）

林業の作業実態や就労条件について理解を深め、**林業への適性を判断**することで、地方への定着を図るための**短期研修**

林業への就業

フォレストワーカー研修

（約137万円/年・人）

〔新規就業者〕安全で効率的な**知識・技術・技能**を習得するための**3年間の体系的な研修**



集合研修やOJT研修による知識・技術・技能の習得

フォレストリーダー研修

（約9万円/年・人）

〔現場技能者〕現場を管理し、若手の育成を担う**責任者育成に向けたキャリアアップ研修**

※フォレストリーダー：担当する現場を管理・運営することのできる班長クラスの責任者（就業5年以上）
※フォレストマネージャー：複数の作業現場を統括管理することができる責任者（就業10年以上）

フォレストマネージャー研修

（約9万円/年・人）

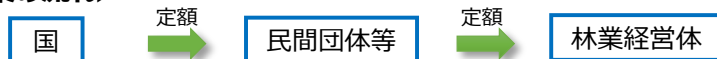
多能工化研修

（約9万円/月 ×最大2ヶ月等）

林業の**複数の作業（造林・伐採）**や**複数の作業工程（伐木・造材・集材等）の技術、デジタル技術を学ぶ研修等**

<事業実施主体> 民間団体等

<事業の流れ>



7. 人材の確保や雇用の創出に関する施策（農林漁業への就業）

118	農林漁業就職総合支援事業	URL	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/nouringyou/index.html 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
民間団体等 都道府県労働局 ハローワーク	ソフト	—	1～3月頃 (農林業職 場定着支援 事業のみ)	—	559	厚生労働省職業安定局総務課 人材確保支援総合企画室 03-6812-7859

1 事業の目的

都道府県労働局・ハローワーク、農林水産省等関係機関との連携、求人情報及び人材育成等施策情報等の収集・提供、就職促進、新規就業希望者の意識啓発、事業所への雇用管理改善指導等を実施し、農林漁業人材の確保・職場定着までを総合的に支援する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体・事業実績等

<農林業職場定着支援事業>

① 農業雇用改善推進事業 実施主体：民間団体等（委託）

○ 雇用管理改善の促進

農業法人の雇用管理改善を促進するため、地方の拠点となる地域に農業雇用改善アドバイザーを配置し、農業法人の事業主・労務担当者に対する相談援助・指導、広報・啓発、雇用管理改善研修等を実施

※ 実績：9箇所の拠点を設け全国で事業実施、
研修会・相談会開催回数 58回（令和6年度）

② 林業就業支援事業 実施主体：民間団体等（委託）

○ 林業就業支援講習の実施

新たに林業への就業を希望する求職者を対象に、20日間程度の座学・実習（林業就業に係る基本的な知識の講義、林業作業の実地講習、安全衛生の講義・実習等）や職業相談・生活相談を実施

※ 実績：講習参加者数 365名（令和5年度）
講習参加者数 461名（令和6年度）

○ 雇用管理改善の促進

林業事業体の雇用管理改善を促進するため、各都道府県に林業雇用改善アドバイザーを配置し、林業事業体の事業主、労務担当者に対する相談援助、訪問指導、広報・啓発、雇用管理改善研修等を実施

※ 実績：研修会開催回数 45回（令和5年度）
研修会開催回数 48回（令和6年度）

連携

連携

<農林漁業就業支援事業>

実施主体：都道府県労働局・ハローワーク

- 各都道府県労働局に職業相談員を配置
 - 都道府県労働局による、農林水産省等関係機関との連携、情報収集、ハローワークへの情報提供
 - 都道府県農林漁業就業等対策・連絡協議会、林業雇用改善等推進会議の開催
 - ハローワークでの農林業等の職業紹介、新規就農相談センター等関係機関の案内、情報提供
 - 農林漁業就職支援コーナーにおいて、職業相談、紹介、情報提供
 - 農林漁業合同企業面接会及び就職ガイダンスの開催
 - その他、農山村地域等からの出稼就労に対する支援
- ※ 実績（いずれも令和6年度）
- ・ 農林漁業の職業相談件数：135,705件
 - ・ 農林漁業の就職件数：17,619件



7. 人材の確保や雇用の創出に関する施策（雇用創出・人材育成）

119	地域雇用活性化推進事業	URL	HP	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03839.html	QRコード	事例等
			事例等	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_66321.html (R7)		
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
地域雇用創造協議会	ソフト	委託	4月上旬～ 6月上旬 ※事業構想 提案の募集	—	1,182	厚生労働省職業安定局 地域雇用対策課 03-3593-2580

1 事業の目的

雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等による、地域の特性を生かした「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るための創意工夫ある取組を支援する。

2 事業の概要

- 地域の課題・実情や地域企業、求職者のニーズ・シーズを把握した上で、事業構想を策定
- 地域が提案する事業構想の中から、「魅力ある雇用や人材の維持・確保効果が高いと認められるもの」をコンテスト方式で選抜【実施規模】各年度4千万円（複数市町村で連携する場合、1地域あたり2千万円/年を加算（加算上限1億円/年））【実施期間】3年度以内 【事業実績（就職件数等）】3,538人（令和6年度）

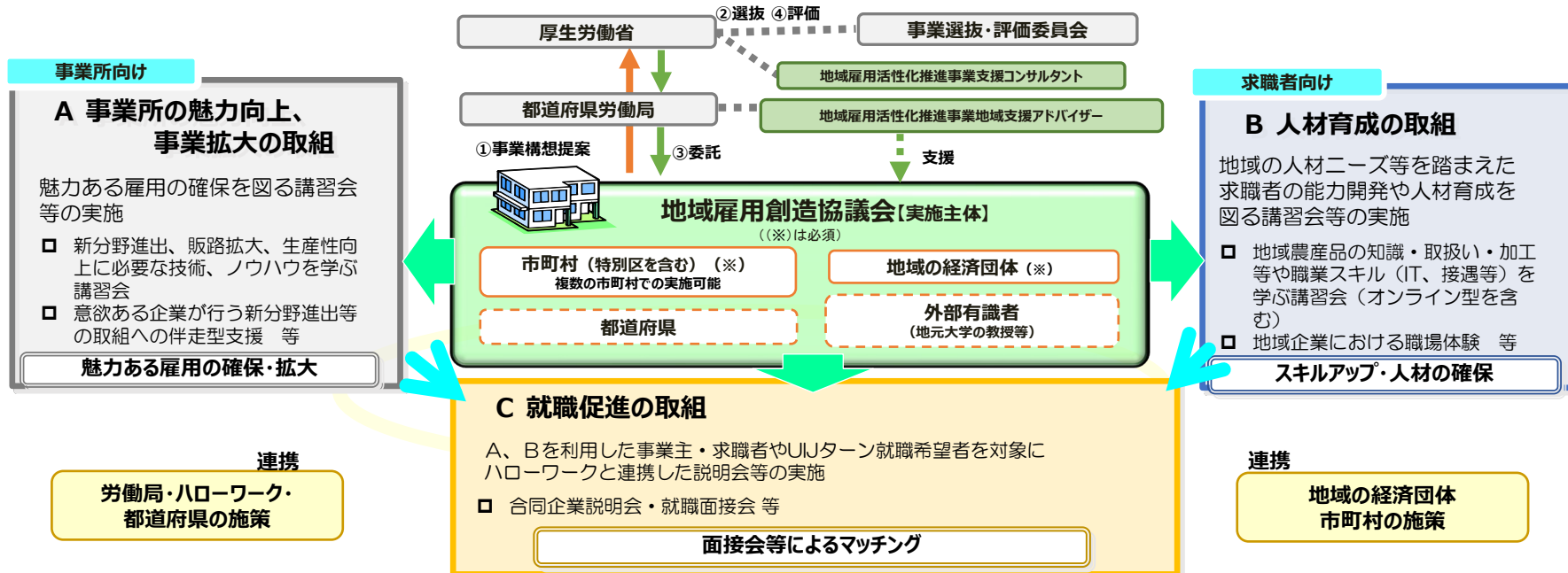
3 事業のスキーム・実施主体等

対象地域 (次の①、②いずれかに該当する地域)

- 最近3年間（平均）又は最近1年間（平均）の地域の有効求人倍率が全国平均（1を超える場合には1.00、0.67未満である場合には0.67）以下であること
- 最近3年間（平均）又は最近1年間（平均）の地域の有効求人倍率が1未満であって、最近5年間で人口が全国平均以上に減少していること

II. 過疎等地域

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年3月31日法律第19号）による過疎地域や重大な災害の被害を受けた地域として厚生労働大臣が別途定める地域



7. 人材の確保や雇用の創出に関する施策（雇用創出・人材育成）

120	地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	URL	https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chiiki_koyou.html 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
事業主	ハード	下表参照	-	-	700 (百万円)	厚生労働省職業安定局 地域雇用対策課 03-3593-2580

1 事業の目的

地域雇用開発のための助成、援助等の措置を講ずる必要があると厚生労働大臣が認める地域（同意雇用開発促進地域）等において、事業所の設置・整備を行うとともに地域求職者等を雇い入れた事業主に対して助成を行い、地域的な雇用構造の改善を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

事業の概要

同意雇用開発促進地域等において、事業所の設置・整備を行うとともに地域求職者等を雇い入れた事業主に対して、設置・整備費用及び対象労働者の増加数等に応じて一定額を助成する（1年ごとに3回の助成）。

対象地域

雇用開発促進・改善地域メニュー	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同意雇用開発促進地域（下記全ての要件を満たし、かつ、厚生労働大臣が同意をした地域） <ul style="list-style-type: none"> (1) 「最近3年間の有効求職者数/労働力人口」が全国平均以上 (2) 「最近3年間の有効求人倍率」又は「最近1年間の有効求人倍率」が全国平均の2/3以下 ただし、全国平均の2/3が1を超える場合は1.0、67未満の場合は0.67以下 ○ 最近1年間の有効求人倍率が1倍未満の過疎・離島地域等であって、厚生労働大臣が指定する地域
特定有人国境離島地域等メニュー	○ 関係法に基づく特定有人国境離島地域、奄美群島及び小笠原諸島

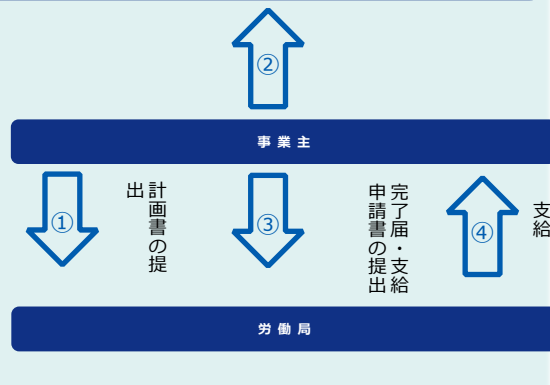
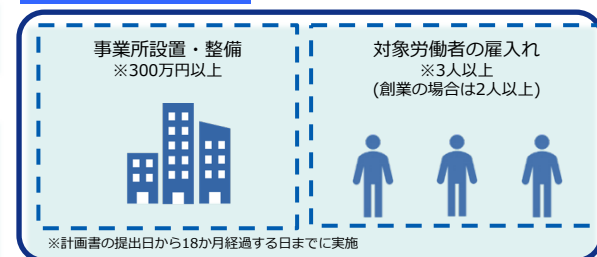
助成内容

設置・整備費用と対象労働者の増加数に応じて、下表の額を助成

設置・整備費用	対象労働者の増加人数			
	3(2)~4人 (注)括弧は創業の場合	5~9人	10~19人	20人~
300万円以上	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

- *1 中小企業事業主は、初回支給のみ、上表の額の1.5倍を支給
- *2 創業の場合は、初回支給のみ、上表の額の2倍を支給
- *3 「地域活性化雇用創造プロジェクト」参画事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象とするとともに、初回支給時、対象労働者1人あたり50万円を上乗せして支給
- *4 「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」寄附事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象として支給
- *5 大規模雇用開発計画を策定する事業主については、上表の額にかかわらず、設置・整備費用と対象労働者の増加数に応じて、最高2億円を支給

スキーム



実施主体

都道府県労働局

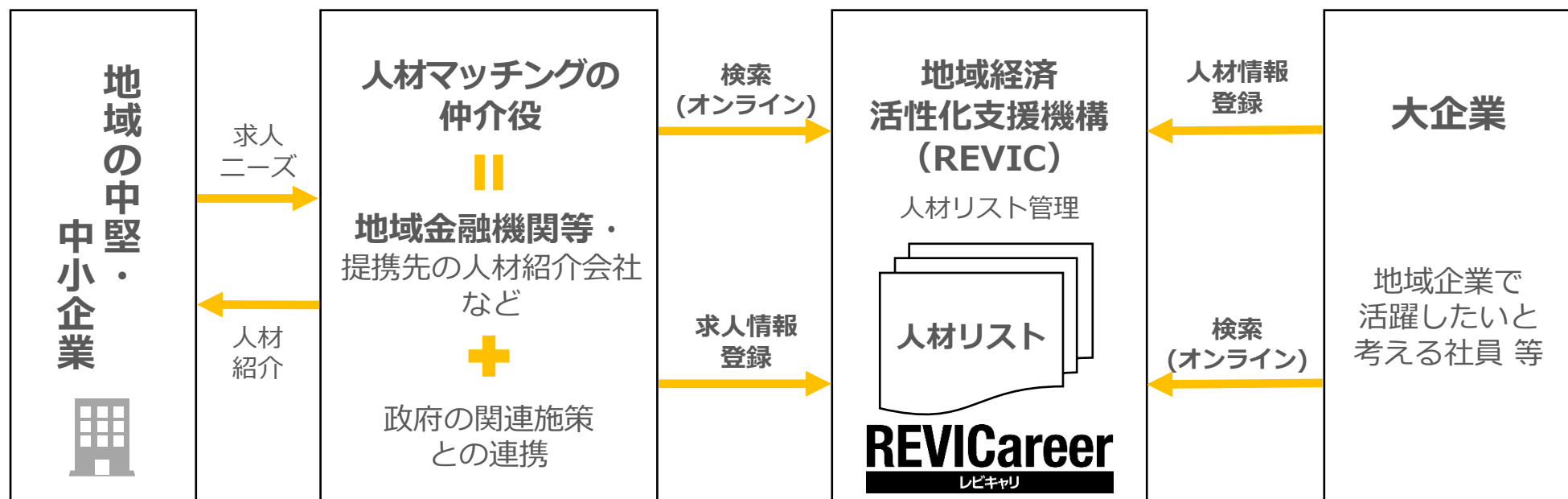
実績

令和6年度支給額：3.3億円

7. 人材の確保や雇用の創出に関する施策（地域企業の経営人材確保）

121	地域企業経営人材マッチング促進事業	URL	https://revicareer.jp/		
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	問合せ先	
中堅・中小企業	ソフト	年収などの30%で最大2年分 転籍：上限420万円 兼業・副業・出向：上限200万円	随時	金融庁監督局総務課人材マッチング推進室 03-6891-0960	

- ◆ 地域での活躍をお考えの大企業の方と地域の中堅・中小企業を地域金融機関等がマッチングするための人材プラットフォーム「REVICareer（レビキャリア）」が整備されています。
- ◆ 転籍でのマッチングに加え、兼業・副業、出向といった多様な形態でのマッチングが可能です。




地域企業による大企業人材の採用

○ 採用形態・年収に応じて給付

転籍：上限420万円 兼業・副業、出向：上限200万円

※ 「大企業」とは、資本金10億円以上又は常時使用する従業員の数が2,000人を超える法人をいいます。

7. 人材の確保や雇用の創出に関する施策（サテライトオフィスの誘致）

122	サテライトオフィス・マッチング支援事業	URL	https://www.soumu.go.jp/satellite-office/index.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先	
都道府県・市町村	ハード・ソフト	【特別交付税】 措置率：0.5 【地方債】 充当率90% 交付税算入率30%	—	—	—	総務省地域力創造グループ 地域政策課 03-5253-5523	

- 地方における雇用機会の創出や移住・定住の促進、産業の創出に向けて、**サテライトオフィスの誘致に取り組む自治体**を支援し、都市部から地方へのヒト・情報の流れの創出を更に加速する。

「お試しサテライトオフィス」に係る財政措置

特別交付税 ソフト事業が対象

【対象経費】

- 都市部の企業のお試し勤務の誘引に要する経費（都市部におけるPR経費等）
- お試し勤務環境の用意に要する経費（オフィスの賃料等（原則、ハード事業は対象外））
- お試し勤務期間中の活動に要する経費（交通費、地元企業とのビジネスマッチングイベント開催費等）

対象経費の上限額：1,000万円
（措置率0.5・財政力補正あり）

- ※以下の区域外で行う取組が対象（都道府県・1,574市町村）
- ①首都圏整備法に基づく「既成市街地」及び「近郊整備地帯」
 - ②首都圏等財特法施行令第1条で定める区域
 - ③近畿圏整備法に基づく「既成都市区域」


地方債 ハード事業が対象

サテライトオフィス誘致支援施設の整備に対して、**地域活性化事業債**が活用可能（充当率90%、交付税算入率30%）

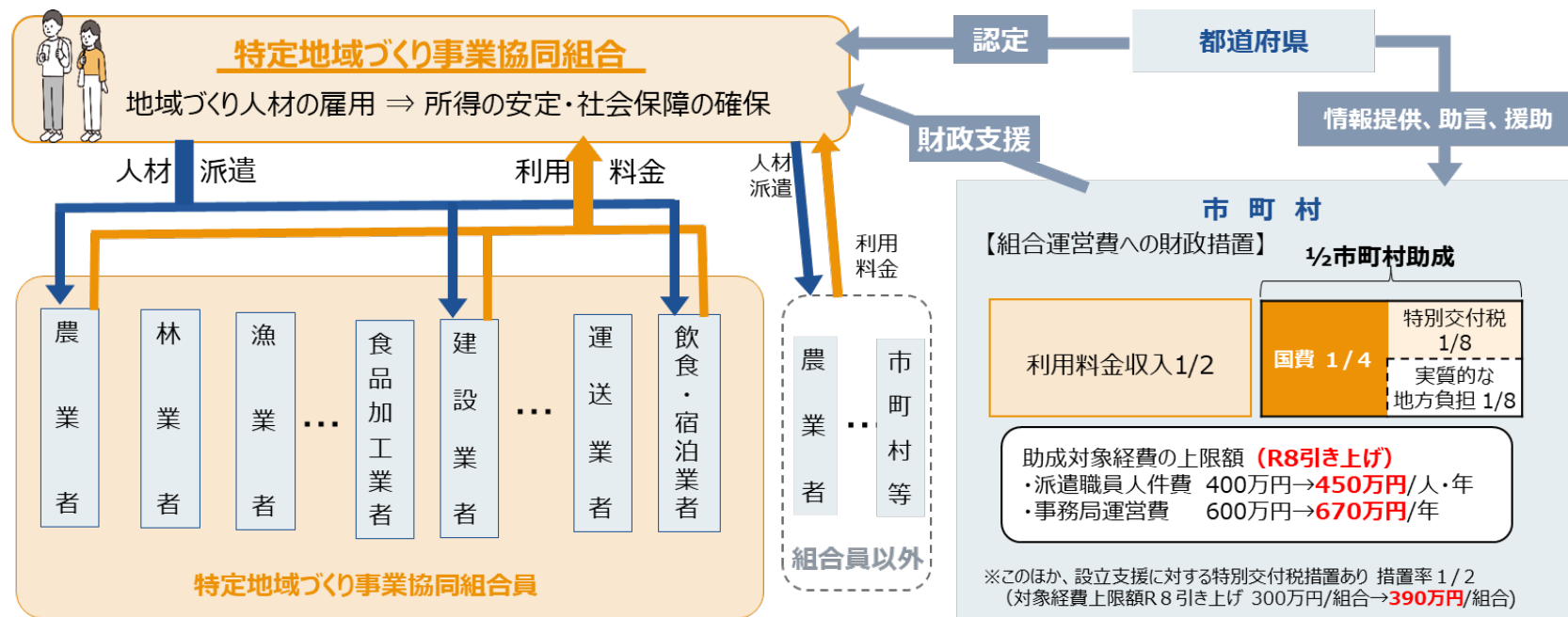
特設サイトによる情報発信

- 総務省の特設サイトにおいて、企業のお試し勤務を受け入れる施設や地域の情報などを掲載

7. 人材の確保や雇用の創出に関する施策（人口急減地域の雇用環境整備）

123	特定地域づくり事業協同組合制度	URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/tokutei_chiiki-dukuri-jigyuu.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先	
都道府県・市町村	ソフト	原則1/2	随時		615（百万円） ※予算計上は内閣府	総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5533	


● 地域人口の急減に直面している地域において、特定地域づくり事業協同組合が域内外の若者等を雇用し、就業の機会を提供すること等により、地域づくり人材を育成するとともに地域社会の維持・地域経済の活性化を図る。



POINT

- 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出、地域の担い手を確保
- 対象は、人口規模や密度等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
- 事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 令和7年3月に改正法が成立し、組合員以外への派遣について利用規制を緩和（員内利用の20%まで → 関係市町村等への派遣に限り、員外利用規制の上限を員内利用の50%まで緩和）

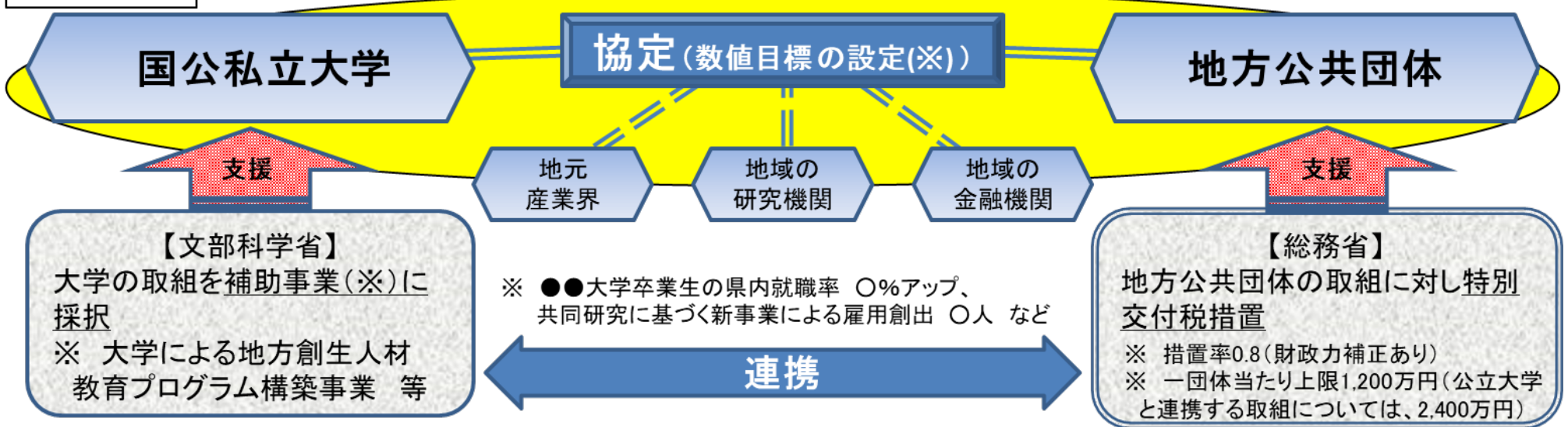
7. 人材の確保や雇用の創出に関する施策（大学との連携）

124	地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着の促進	URL	https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei07_02000109.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先	
都道府県・市区町村	ソフト	特別交付税措置（下図参照）				総務省財務調査課 03-5253-5647	

趣旨・目的 大学進学時や就職時の学生に直接働きかけることや、卒業後に地方に定住して働くことのできる雇用を創出することが重要であるため、地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着の取組の推進を図る。

事業内容 地方公共団体と地方大学が協定を締結し、大学の様々なポテンシャルを活かして、地域全体でブランド製品の開発や6次産業化、高度人材確保による起業支援、地域の課題解決等の取組を実施することにより、地域の雇用創出や若者定着等の取組を支援する。

事業イメージ



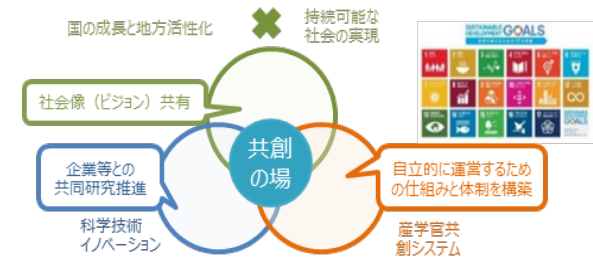
※ 公立大学と連携する取組については、文部科学省の補助事業に採択されないものであっても、地方公共団体の取組に対し特別交付税措置

8. 調査研究に関する施策(社会課題解決のための産学官連携)

125	共創の場形成支援プログラム	URL	https://www.jst.go.jp/pf/platform/index.html				
事業実施主体(対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先	
大学等	ソフト	委託	【参考・令和6年度】 4月～6月		(百万円) 13,414	文部科学省科学技術学術政策局 産業連携・地域振興課 03-5253-4111(内線:4194)	

事業内容

- **国連の持続可能な開発目標(SDGs)に基づく未来のありたい社会像を拠点ビジョンとして掲げ、その達成に向けた、①バックキャストによるイノベーションに資する研究開発と、②自立的・持続的な拠点形成が可能な産学官共創システムの構築**をパッケージで推進。
- 本事業が、「**地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ**」において、**大学の強み・特色を伸ばすための中核的な事業に位置付けられていること**等を踏まえ、研究大学の抜本的な機能強化に向けて、大学の可能性を最大限引き出す**産学官共創拠点を拡充**。
- **(未来共創分野) 令和8年度も引き続き、地域の未来に向けて解決すべき課題の深掘り、課題解決プロセスの練り上げ、それらを踏まえた研究開発を重点支援**することで、①課題解決に寄与する**グローバル水準の研究成果とイノベーションの創出**、②**産学官共創をけん引する研究者の育成及び拠点の機能強化**を推進。



共創分野・ 地域共創分野・ 政策重点分野	①大学等を中心とし、国・グローバルレベルの社会課題解決を目指す国際的水準の拠点(共創分野)、②国の重点戦略を踏まえた拠点(政策重点分野)、③地域大学等を中心とし、地方自治体、企業等とのパートナーシップによる、地域の社会課題解決や地域経済の発展を目的とした拠点(地域共創分野)について、価値創造のバックキャスト研究開発と持続的なシステム構築を推進。	支援規模: ~4億円/年 支援期間: 最長10年度 支援件数: 37拠点程度 ※新規採択なし
未来共創分野	地域の未来に向けて解決すべき課題の深掘り、課題解決プロセスの練り上げ、産学官共創をけん引する独創的・挑戦的な若手研究者によるチーム構想の磨き上げ等を重点支援。 ※ フェーズ1の支援期間終了後、本格的な研究開発(最大5年度)を想定	支援規模: 37百万円/年 支援期間: 2年度(フェーズ1) 支援件数: 6拠点程度 ※うちR8年度 新規採択3拠点程度

産学官連携の
プラットフォーム
の
一体的
推進
型

イノベーションの
形成・